

令和2年度
自己点検評価書

令和3(2021)年6月
大阪青山大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	3
II. 沿革と現況	8
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的等	11
基準 2. 学生	22
基準 3. 教育課程	50
基準 4. 教員・職員	66
基準 5. 経営・管理と財務	75
基準 6. 内部質保証	84
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A. 地域連携・地域貢献	88
V. 特記事項	97

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人大阪青山学園は昭和42(1967)年1月に設置認可を受け、同年4月に高等教育機関として大阪青山女子短期大学を開設した。創始者の塩川利員前理事長の主唱により制定された学園の建学の精神は、「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」である。また、学園の教育理念として「高い知性と学識、品位ある振る舞い、豊かな情操を兼ね備えた人材として社会に送り出す」ことを掲げている。

この建学の精神、教育理念には、創始者塩川利員の20年に亘る青少年教育への熱い思いが込められている。戦後間もなく戦地から帰国してきた塩川は、混沌とした社会にあって“再生日本を興す原動力は人づくりが根本、との信念から、昭和21(1946)年独力で財団法人箕面学園（後、昭和26(1951)年に現在の学校法人箕面学園に組織移行）を創立し、高等女学校を設置して子女の中等教育に着手した。その後昭和28（1953）年には、幼稚園教員養成所を設置して、教育を通じてわが国復興の先駆者たるべく心血を注いだのであった。

このように戦後間もなくからの20年間、幼児教育・中等教育に傾注する中で塩川は、経済の高度成長や急速な伸展に伴って、“もの、を重視する価値観が瀰漫し、“心の教育、が等閑視される傾向を目の当たりにすることになる。そして、婦女子の高等教育が今後のわが国の発展に不可欠との強い思いが、昭和42(1967)年学校法人大阪青山学園の設立、大阪青山女子短期大学の開設へと塩川を駆り立てることになったのであった。今こそ“情操豊かな教育を施し豊かな教養と高い品性及び良識を有し、進んで明日の社会に貢献する青年を育成する、ことに一意専心することが緊要である、との確信に基づいた行動であった。

冒頭に掲げた本学園の建学の精神、教育理念の背景には、創始者塩川利員のこのような熱き思いがあることを忘れることはできない。その後、大阪青山短期大学と校名変更し、幼児教育科および栄養士課程での人材養成を軸に、国文科や英文科を設置するなどこれまでに20,000人を超える卒業生を社会に送り出している。塩川利員は平成19(2007)年3月に他界するまで、本学園の理事長・学園長を務めた。

こうした変遷を経て、平成17(2005)年に大阪青山大学は開設された。理事長塩川利員の陣頭指揮のもと、上述の短期大学生活科学科食物栄養専攻（栄養士養成課程）を発展的に廃止し、健康科学部健康栄養学科の一学部一学科体制で、塩川和子学長（当時、現在は顧問）を中心に管理栄養士養成課程を開始することになったのである。その開設に当たっては、自然な流れとして冒頭に掲げた建学の精神および教育理念が踏襲された。「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」という精神は、四年間の学部教育を遂行する上でも十分に価値ある基本理念たり得るとの判断があったからである。そして平成20(2008)年には、本学健康科学部設置の時から構想であった健康こども学科が併設されることになり、健康科学部を二学科構成とした。

健康こども学科はその中核に「健康こども学」（子どもの健やかな発達成長に関する学際的研究）を置きつつ、保育者養成さらに開設3年目からは小学校教諭課程を開設し、教育者養成を中心とし

て学科の教育を展開してきた。その人材養成の側面をより大きく社会に向けて発信したいとの考えから平成25(2013)年度より学科名を「子ども教育学科」とした(名称変更)。

さらに、健康科学の観点から時代のニーズにいつそう応えることが本学園の使命と考え、あえて健康科学部の中に看護師の養成課程を新設することを構想し、平成27年4月、健康科学部看護学科を開設し、平成31年3月には第一期生を送り出すに至った。

この間、従前からの建学の精神と教育理念の表現には一部の文言に重複があり、広く学内外に周知するにはやや煩雑であるとの声が上がリ、平成21(2009)年から大学自己点検評価委員会を中心とする教授会および理事会で検討を重ねた結果、これら二つを合体一本化して、平成23(2011)年度から建学の精神として「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という新たな表現を用いることとなった。この新しい建学の精神の表現は、従前の建学の精神と教育理念を融合合体したもので、その意図するところは両者同じものである。

2. 使命・目的

「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神と、大学設置時の基本理念を踏まえて、平成23(2011)年度から本学の使命を“グローバル化する現代社会において、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する。”とした。またこの使命を受け、本学の目的を当初は“高い志をもって努力する専門的職業人を育成することを目的とする。”と定めた。しかしながら、四年間の教育課程を通じた専門的職業人の養成には教養教育という“横軸”も大いに重要である。むしろ、大学として大きな目的を掲げるとすれば、学術の面における探究活動を通じて得た知見を広く社会に還元することを一方に据え、教養教育を中心とする全人教育を施すことであるべきだ、と考えるに至った。

それを明確に表現するという形に改めて構築したのが現在の本学の「目的」である。それはすなわち「学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」(学則第1条)である。

ここには、本学が目指す21世紀型全人教育・市民教育の一つの軸として「わが国の伝統文化への理解」を置いているということが表現されてもいる。グローバル化がますます進む昨今の時代状況下にこそ自国の歴史・文化をよりよく理解、尊重し、また自身の価値観の源泉をそこに見出すことに大きな意義があると考えられるからである。本学は平成11(1999)年4月に大阪青山歴史文学博物館を北摂キャンパスに開館し、本学の使命とする「わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨く」全人教育に資するとともに地域社会に対する日本文化の啓発普及活動にも取り組んできており、この姿勢は本学の教育推進のなかで開学以来一貫して保ち続けている要素だといえる。

また、「教育目的」については、大学が単一の健康科学部としてあるところから学部の人材養成上の目的として「心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の増進、子どもの健やかな成長を支援することができる、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。」と定めている。前段に

は、専門性をきちんと身につけたうえで国家資格や免許を取得して専門的な業務に携わる人材像が表現され、後段には専門的職業人にこそ豊かな教養が必須である旨が謳われている。これは大学の使命・目的を踏まえた適切なものであるということを示している。

以上の「大学の目的」および「教育目的」のもとに、それぞれの学科の目的を次のとおり定めている（学則第6条）。

○健康栄養学科

- (1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

○子ども教育学科

- (1) 子どもの健康な発育に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 子どもの健康及び教育・保育に関する専門的知識を生かしながら、深い愛情と高い技能をもって主体的に教育・保育の課題を発見し、解決していく人材を養成する。

○看護学科

- (1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- (2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

この3学科それぞれの条文は、学術研究上の目的と人材養成上の目的が一項ずつ明解に表現されたものである。

3. 大学の個性・特色

○専門的職業人養成上の特色

本学は、「健康科学」という名称を冠した学部の中に、健康栄養学科と子ども教育学科、ならびに看護学科を設置している小規模大学であるが、その人材養成の目指すところは前項に述べたように「専門的職業人を育成する」ことである。すなわち、健康栄養学科は管理栄養士養成施設としての指定を受けて、管理栄養士という専門的職業人の養成を目的としている。また、子ども教育学科は、子どもの心と身体の健康とその成長に寄与できる保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の専門的職業人を養成することをその目的としている。また、看護学科は「疾病の予防や疾病からの回復に貢献する分野を包含すること」による健康科学という学際的学問の深化拡充を企図しつつ看護職という専門的職業人を養成する学科である。

また、本学園は短期大学の開学以来長きにわたって「学生一人ひとりの個性を見据えた丁寧な教育、豊かな感性を磨く教育」に全学を挙げて取り組んできたが、これも大阪青山学園の教育実践の大きな特徴であるといえる。この具体的な体制として短期大学の創設時からクラス担任制度を設け（看護学科はチューター教員制度）、それぞれの担任、チューター教員が学生一人ひとりと個別対応の時間を多く設けた指導を実践している。初年次や低学年担当の教員は、クラスの学生と定期的に個

人面談を実施して、大学生活への適応状態や生活面、友人関係などに問題を抱えていないかを確認したり、授業への出席時数に問題が生じつつある学生の保護者と連絡を取り合っ、家庭と大学の双方から調整に当たったりするなどきめ細かい個別対応に当たっている。こういった教育姿勢は、`ていねいな教育、として理事長・学長の学内での年頭の挨拶や、入学式・卒業式における式辞などにおいても常に表明されている。

○栄養士・管理栄養士養成上の特色

まずは入学前の教育（補習・準備）教育を充実させている。12月時点で入学が確定している学生に対して、その時期にガイダンスを実施し、管理栄養士を目指すための動機付けを行うとともに、同資格の取得に不可欠となる基礎教科の能力アップを図るため、通信教育方式による化学・生物及び数的処理(初歩的な数学)の課題学修と、3月後半の4日間、本学において一日4コマの入学前教育授業を開講し、高等学校レベルの化学と生物の補習授業を実施している。

また、入学後1年次のほぼ1年間を通じて、化学の補習授業を実施している。

1年次後期には、導入期の動機づけ教育・キャリア教育の一環として、社会のさまざまな分野で活躍している複数の管理栄養士の方々を招いて、業務の現状や学生時代に学んでおくべきことなどについて講義してもらうオムニバス形式の「管理栄養士入門」という授業を開講している。

外部との連携ではJリーグ「ガンバ大阪」と協定をむすび、ジュニアコース選手およびその保護者への栄養指導やJ1チーム選手の意見をとり入れた`ガンバ応援弁当、や栄養バランスに配慮したスープ等の開発販売、骨密度測定など（年2回、ホームゲーム開催時に実施）を学生の学びの一環として実施し、PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）の実践として大きな成果を挙げている。

その他にも、4年間を通じて調理学実習の授業を充実させ、実際に大量調理から販売、サービスまでを学内のレストランで実践するレストランシミュレーションを実習として行っていることは特徴の一つだといえる。学生には調理技術のみならず、仕入れ検品からサービス・片づけまでの一連の流れを学ぶことにより、現場実践力が身につくよう指導を行っている。

○保育者・初等教育者養成上の特色

初年次教育として、授業科目「キャリアデザイン」「学修基礎演習」「子どもの健康と生活」「健康子ども学基礎ゼミナール」を開講し、保育者・教育者を目指して4年間の学びを推し進めていくための意識と基礎的な知識を高めるようそれぞれの科目内容を構築している。これらはいずれも子ども教育学科の専任教員が複数体制で担当しているもので、導入教育、自己理解、キャリア形成ないしは将来の専門教育の履修に向けての意識付けといった意味合いをもつ授業科目である。このうち、「キャリアデザイン」「学修基礎演習」「健康子ども学基礎ゼミナール」には、授業を補助し、初年次学生の相談・指導に当たる形で2年次以上の学生を参画させている。これらは`ピアリーダー制度、という名称で組織化されており、参画する学生は指導者育成のための研修を受けて授業に臨む。

また、保育者・教育者養成のために重要な外部での実習は2年次終了時から本格的に始まるが、その前にまず2年次後期の実習（観察中心の実習・5日間）を同一法人内の「大阪青山大学附属青山

幼稚園」で行い、段階的に保育教育現場での実践力を高めていく教育課程を構築している。

○看護師養成上の特色

学部段階での看護教育は看護生涯学習の出発点ととらえ、卒業後の実務をとおして成長していきける資質能力、あるいは継続的な教育や研修をうける中で学び続ける力をもった看護専門職を養成するため、看護基礎教育を重視したカリキュラムを構築している。

また、教養教育の面では本物の美術・芸術・芸能に触れる文化的体験をつうじて人間性を豊かにする科目として「上方まなび学」「伝統文化の世界」「ことばと上方文化」を配し、こちらも北摂キャンパスの大阪青山歴史文学博物館の見学はもちろんのこと、国立文楽劇場(文楽)や京都中座(歌舞伎)など実地に赴いて体験する内容を盛り込み、地の利を生かした日本の伝統文化に関する本物の教養教育が展開できる形としている。

さらには、健康栄養学科、子ども教育学科と同一学部である点を生かし、栄養・調理の専門的知見を看護教育に生かすこと、附属幼稚園を学びの場とした小児看護学の実習を行うことなど、3学科相互の連携を生かした学びのカリキュラムが工夫されている。

○その他の特色

学生支援面では、既設の学習支援室を拡張し機能を充実させ、令和2年度よりリテラシーサポートセンターとして授業内容の理解に問題を抱えている学生や、アカデミックスキルの向上に取り組む学生への支援に当たっていることが挙げられる。ここでも、2年次から4年次の学生をスチューデントアシスタント(SA)として活用し、上級生が下級生に対して親身になって対応するシステムが作られている(詳細については後述する)。

入学前教育については、各学科それぞれの取組みがなされており、業者提供による通信添削型の学修のほか、子ども教育学科では専任教員によるピアノ技能の個別指導も取り入れている。入学予定の高校生に対して大学入学後の学修への構え、意識付けを強化することに寄与している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和42(1967)年 1月 大阪青山女子短期大学 家政科(入学定員100人)および幼児教育科(入学定員100人)の設置認可
4月 大阪青山女子短期大学 開学
- 昭和43(1968)年 4月 家政科を家政専攻(入学定員50人)と食物栄養専攻(入学定員50人)に分離
- 昭和48(1973)年 4月 大阪青山短期大学と校名変更
- 昭和56(1981)年 4月 大阪青山短期大学国文科(入学定員50人)の設置認可。幼児教育科の入学定員を150人に変更
- 昭和60(1985)年 4月 大阪青山短期大学英米語科(入学定員150人)の設置認可
- 平成元(1989)年 4月 大阪青山短期大学家政科は生活科学科、家政専攻は生活科学専攻に名称変更
- 平成11(1999)年 4月 大阪青山歴史文学博物館開館
- 平成12(2000)年 4月 大阪青山短期大学生活科学科食物栄養専攻の入学定員を130人に変更
生活科学科生活科学専攻は生活造形専攻、国文科は日本語・日本文学科、英米語科は英語コミュニケーション学科に名称変更
- 平成14(2002)年 4月 大阪青山短期大学幼児教育科は幼児教育・保育科に名称変更
幼児教育コース(入学定員100人)、保育コース(入学定員50人)の2コースにする。
- 平成16(2004)年 4月 大阪青山短期大学日本語・日本文学科、英語コミュニケーション学科を統合し、ことばと文化学科設置
11月 大阪青山大学 健康科学部 健康栄養学科(入学定員80人)の設置認可
- 平成17(2005)年 4月 大阪青山短期大学生活科学科生活造形専攻、同食物栄養専攻栄養コース募集停止
大阪青山大学 開学(健康科学部 健康栄養学科)
- 平成18(2006)年 3月 健康科学部 健康栄養学科が教職課程(栄養教諭一種)の認定を受ける
- 平成20(2008)年 4月 大阪青山大学 健康科学部 健康こども学科(入学定員80人)設置
- 平成21(2009)年 3月 大阪青山短期大学幼児教育・保育科保育コースを廃止
- 平成21(2009)年 4月 大阪青山短期大学 ことばと文化学科学生募集停止
大阪青山短期大学 生活科学科は調理製菓学科に、調理師コースは調理コースに名称変更
- 平成22(2010)年 1月 健康科学部 健康こども学科が教職課程(小学校教諭一種)の認定を受ける
- 平成25(2013)年 4月 大阪青山大学健康科学部健康こども学科を健康科学部子ども教育学科に名称変更
- 平成26(2014)年 4月 大阪青山短期大学を大阪青山大学短期大学部に名称変更

平成27(2015)年 4月 大阪青山大学健康科学部看護学科を開設
大阪青山大学短期大学部幼児教育・保育科募集停止
平成31(2019)年 4月 大阪青山大学短期大学部調理製菓学科募集停止

2. 本学の現況

- i) 大学名 大阪青山大学
- ii) 所在地 箕面キャンパス 大阪府箕面市新稲 2-11-1
北摂キャンパス 兵庫県川西市長尾町 9-8
- iii) 学部の構成 健康科学部 (健康栄養学科 子ども教育学科 看護学科)
- iv) 学生数、教員数、職員数

学生数 (令和3年5月1日現在)

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
健康科学部	健康栄養学科	80		320	52	76	71	63	262
	子ども教育学科	80	10	340	59	79	69	83	290
	看護学科	80		320	91	94	71	77	333
合 計		240	10	980	202	249	211	223	885

教員数 (令和3年5月1日現在)

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	特任教授	特任准教授	合計
健康科学部	健康栄養学科	8	5	5	2	0	2	0	22
	子ども教育学科	6	6	1	1	0	3	1	18
	看護学科	8	7	6	8	5	2	0	36
共通教育センター		1	0	1	1	0	0	0	3
合 計		23	18	13	12	5	7	1	79

職員数 (令和3年5月1日現在)

学部名	正規職員	非常勤職員	パート職員	派遣職員
健康科学部	40	14	4	6

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」である【資料 1-1-1】。昭和 42(1967)年の大阪青山学園創設時に、まず大阪青山女子短期大学（および青山幼稚園）を設置し、高度成長期の国民の高等教育に対するニーズの高まりに応えるべく、主に女子を対象とした 2 か年の短期高等教育を通じて幅広い分野で実務的な能力を生かして社会に貢献できる人材を養成してきた。

その後、平成 17(2005)年に大阪青山短期大学の生活科学科食物栄養専攻の栄養士養成課程を改組転換する形で、大阪青山大学健康科学部健康栄養学科（管理栄養士養成課程）を開学した。これは、開学時の設置の趣旨に「このような歴史と実績を有する過去の教育研究の成果を踏まえて、進行しつつある少子高齢化社会に、人々の健康を維持増進させることにより活力を与え、もってわが国の社会経済の発展に大きく貢献することを目的として大学を設置するものである。そのために、健康科学部に置かれる健康栄養学科では傷病者及び半健康人等の栄養改善をはじめ、その他の国民の健康増進に資する一層高度の特色ある教育研究を行う。」と記したように、一層複雑化・深刻化する国民の健康上の諸問題に、管理栄養士として対峙する人材を輩出する事こそ本学が担うべき使命の一つであると自覚したからである。

専門的職業人としての管理栄養士は、人々の日々の食事をとおしてその健康を維持・増進あるいは回復させることをその職責の中心としているが、その養成には「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」【資料 1-1-2】という大阪青山大学の使命を踏まえた教育が推進されている。

この使命は、大学の開学四年目に創設した「健康こども学科」（現在は「子ども教育学科」と名称変更、令和 4 年度より「子ども教育学部子ども教育学科」として設置届出受理済）でも体现されて

いる。この学科は、次代の就学前教育および保育・社会福祉の現場ならびに小学校現場で活躍する人材の養成を主たる目的とする学科である。ここにおいても、その専門性をより深め、特に「地域の子育て支援」や「発達」の分野についての見識をより究めるための科目を配したカリキュラムが組まれている。

さらに、平成 27 年度に開設した看護学科においては、病院等の看護の現場で必要となる看護技術を十分に身につけた看護師を養成することが目的の中心にある。

本学は健康科学部全体としてその目的を「心と身体の健康を科学的に学究し、人々の健康の増進と子どもの健やかな成長を支えることに貢献し、豊かな教養を備えた専門的職業人の育成を行う。」としているが、上記のように三つの学科ではそれぞれ具体的な方向性を明確とする設置の趣旨を持ち、その趣旨のもとに各学科の教育目的を示している。

以下に学科ごとの目的を再掲する。それぞれの 1) は研究および社会貢献に関する目的、2) が教育の目的となる（大阪青山大学学則第 6 条第 2 項）。

○健康栄養学科

- 1) 栄養に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- 2) 職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

○子ども教育学科

- 1) 子どもの健康な発育に関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- 2) 子どもの健康及び教育・保育に関する専門的知識を生かしながら、深い愛情と高い技能をもって主体的に教育・保育の課題を発見し、解決していく人材を養成する。

○看護学科

- 1) 人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献する。
- 2) 対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

1-1-②簡潔な文章化

以上のとおり、使命・目的及び教育目標については、平易な文言によって簡潔な文章化がなされており、ホームページ、学生便覧等によって内外に示されている。

1-1-③個性・特色の明示

1-1-①に示したように、本学健康科学部においてはそれぞれの分野における「専門的職業人の養成」を目的として明示しており、それぞれ「管理栄養士養成施設」「保育士養成施設」「教育職員養成課程（幼稚園・小学校）」「看護師・保健師養成施設」としての指定を受けている。また、学校教育

法第 83 条にある「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に照らしても、管理栄養士、幼稚園および小学校教諭、保育士、看護師それぞれの養成課程には学外の施設や学校における実習が課程の必修科目として組込まれており、同条の趣旨をそのまま生かしながら、専門職人材の養成という特色を鮮明に打ち出しているといえる。

1-1-④ 変化への対応

本学は健康科学という総合的学際的な教育研究領域に、まずは「食」の面から現代人の健康を支える管理栄養士の養成課程を設けた。まずは複雑化する現代の人々の健康に寄与する人材を輩出することを企図したものである。続いて、人々の健康の増進を「子ども」の育ちの段階から支える人材の養成に踏み出した。昨今の保育士不足の状況を鑑みるに、時宜を得たアクションであったといえる。そして平成 27 年から新たに看護師養成の課程を健康科学部の一学科として開設した。ここまでの一連の施策は、現代社会における健康科学関連領域の広がりに対応し、健康科学という基軸を堅持しつつ大学の使命・目的にかなった時代変化への対応を果たしてきたといえる。

しかしながら一方では、さらに変化のスピードを速める現代社会、とりわけ IoT、AI、Society5.0 といったデジタル型、知識基盤社会のなかで求められる人材の養成を企図するにあたり、既存の枠組みをいたずらに墨守するのではなく、しなやかに対応していくことも必要だと考える。特に昨今は保育・教育の分野において子どもの発達に関わる人材の高度化、専門化が急務とされている。そのような観点から、一人ひとりの子どもに、特別な支援を要するところも含めた個別・最適の支援をおこなえる人材の養成には、当該学科における教育の一層の充実とその独立性をより鮮明にすることが肝要と考え、このたび当該学科を学部化し、今後の展開として特別支援学校教諭の養成課程の設置をも視野に入れた新たな体制強化を図っていくこととした。これについては文部科学省大学設置室への届出を行い、受理を済ませたところである。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的等の簡潔な文章化はできているものの、それが今日的な社会、特に地域社会の付託に十分応えうるものかどうかの検討は、絶えず続けていく必要がある。今後は、目まぐるしく変化する今日の社会状況において、特に地域が今後抱えていくであろう“先進的課題”に目を向け、常に使命・目的の点検・修正が施せる仕組みを構築することが必要である。

また、今日的な社会、特に地域社会の付託に本学の教育研究領域が十分応えうるものかどうかの検討は、さらなる時代の変化を見据えながら継続的に行っていく必要がある。すなわち常に使命・目的の点検・修正が施せる仕組みを構築するためのアクションが肝要である。そのため、「将来構想委員会」の経年的議題として一定の間隔で常に「使命・目的」について審議し、取りまとめた意見を学長に上程し、その都度学長が点検し判断した結果を構成員で共有する仕組みを作っている【資料 1-1-3】。

【資料 1-1-1】令和 3 年度学生便覧 p3：建学の精神、使命・目的及び教育目標

【資料 1-1-2】使命・目的及び教育目的（大阪青山大学公式ホームページ）

(URL) <https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/spirit/>

【資料 1-1-3】大阪青山学園将来構想委員会規程

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的・教育目的は学内各棟の目に付くところ（1 階ロビー、ホール入口等）にその内容を掲載したボードを設置し、周知をはかっている。理事・監事・評議員の参加による理事会および評議員会においては、それが開催される大会議室内にも掲載ボードが設置されているため、会議出席者は毎回の会議において必ずこれを閲覧することとなる。また、平成 28 年度には使命・目的・教育目的を内外により浸透させるため、「輝く未来へ 繋がる教育」というタグ・ライン（スローガン）を制定、大学の使命・目的・教育目的をこの象徴的文言に乗せて学内外に広く周知している。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的・教育目的は、公式ホームページ内に明示し、学内外への周知を図っている。トップページからすぐ次の階層に「建学の精神」を掲げ、その項目として「使命」「目的」ならびに人材育成の具体像を「教育目標」として掲載している。さらに同階層に「3 つの方針」も示している。これらは大学ポートレートによっても広く内外に周知することができている。【資料 1-2-1、1-2-2】。そこにはまず学部全体の 3 方針として次の 3 つを掲げている。

- ・ 高い志をもって努力する専門的職業人を育成するため、自立への志強く、向学心豊かで誠実に努力する人を求める。（アドミッション・ポリシー）

- ・ 専門的職業人となるに必要な基本的要件である本学の教育目標を達成しつつ、各々の分野にふさわしい知識・技能・態度と感性を養い、専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム（教育課程）を編成している。（カリキュラム・ポリシー）
- ・ 各学科の所定の単位と能力を修得し、伝統を重んじる感性と調和のある豊かな心を養い、身に付けた専門的職業人としての知識と技能を生かして誇りをもって社会に貢献しようとする学生は、卒業が認定され学位が授与される。（ディプロマ・ポリシー）

これに続いて、学科ごとの3つの方針を次のように示している。

○健康栄養学科

ア) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

[知識・技術]

- ・ 「人間栄養学」（広い視点から人に向かい合い、社会を見つめ、食・栄養の問題はもとより食糧の生産・流通・分配、また経済と社会の問題までも含めて体系化していく栄養学）を実践する素養を有している。
- ・ 人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができる。

[態度・意欲]

- ・ 職業人として豊かな人間関係を作り、多様な職種の人と協調し、チーム医療などにも参画することができる。
- ・ 栄養に関する専門的関心を持ち続け、不断に努力を積み重ねることができる。

イ) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

管理栄養士としての資質を身につけ、人間栄養学の実践指導者を養成するカリキュラムを編成する。そのために、広い視野と基礎力を養う基礎教育科目、栄養学を基軸とした専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）を配する。

[基礎・教養教育]

- ・ 1年次には、基礎教育科目において広い視野と基礎力を養うとともに、専門教育科目のうち専門基礎分野の科目を配して専門教育の基礎固めを図る。基礎教育科目においては、キャリアデザイン科目を配し、管理栄養士の職域分野とその業務内容の理解によりその分野に進む自覚を深めることを目指す。管理栄養士に求められるカウンセリングスキル、コミュニケーション力の基礎となる良好な対人関係の形成、ことばの力、人間理解などの基礎力を養成する科目を配する。また、高等学校までの学修を補充発展させる科目やIT活用能力を育成するための科目を配し、専門教育科目への導入を図る。

[専門基礎教育]

- ・ 1、2、3年次には、専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）を段階的に配し、管理栄養士としての専門知識・技術を修得する。とくに人間栄養学の実践指導者となるために必要な調理の技術を理解し修得することも重要視している。また、3年次には「臨地実習」を配し、事業所給食現場、保健所、病院において、学内で学修した知識・技術を基に、学内だけでは修

得できない栄養学の実践実習を行う。

[専門教育]

- ・ 3, 4年次には卒業研究を必修科目とし、実験・調査等の研究活動を通して栄養と食のあり方を科学的・客観的に評価できる専門職としての資質を高める。
- ・ 4年次には、専門分野を横断して、栄養評価や管理が行える総合的な能力を養い、管理栄養士としての資質を備えるため、「総合演習」を配し、能力の向上を図る。
- ・ 資格の取得を円滑に図るためにキャリア形成を支援するカリキュラムを設定している。卒業と同時に「管理栄養士国家試験受験資格」「栄養士」を取得する。

[資格関連教育]

- ・ 管理栄養士としての実践の場を幅広くするために、「栄養教諭一種免許状」「食品衛生監視員」「食品衛生管理者」「NR・サプリメントアドバイザー」「フードスペシャリスト」「フードサイエンティスト」「健康運動実践指導者」などの資格を取得することもできるカリキュラムとする。

ウ) 入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)

大阪青山大学健康栄養学科は、次のような人を求めています。

- ・ 食（食物と栄養）と健康に興味を持ち、この分野の知識と技術を修得するための強い目的意識を持って学修をやり通せる人
- ・ 管理栄養士の資格を取り、社会に貢献し、活躍したい人
- ・ 学修に必要な化学および生物の基礎学力を持っている人

○子ども教育学科

ア) 卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

- ① 子どもに対する愛情をもち、深い子ども理解と専門的知識を有すること。
- ② 初等教育・保育・子ども福祉の実践に必要な資質・能力を有すること。
- ③ 自ら課題を見つけ、主体的に問題解決に当たる省察力を有すること。
- ④ 初等教育・保育・子ども福祉にたずさわる専門的職業人としての高い倫理観と使命感を有すること。

イ) 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

子どもの心身の成長・発達を支えることのできる保育者・教育者の育成をめざして、基礎教育科目・専門教育科目（専門基礎分野）・専門教育科目（専門分野）の配置の下に、以下の学修と保育士の資格取得ならびに幼稚園教諭・小学校教諭の免許取得を結合したカリキュラムとする。

- ① 実践的な科目と理論的な科目をバランスよく配したカリキュラムを編成する。また、学習形態に少人数のグループ学習や主体的・対話的学習を取り入れ、深い学びを実現するとともに、社会で必要とされる対人関係スキルの向上も図る。
- ② 1年次は、初年次教育として、大学での学び方やキャリア意識の形成、学びに最低限必要な

レベルの読む・書く・聞く・伝える能力の育成を図る。また、2年次以降の履修コース（初等教育コース・保育コース・子ども福祉コース）の選択に資する科目も配する。

- ③ 2、3年次は、保育・幼児教育と子ども福祉の基礎理論や技能あるいは小学校の教科・教育法に関する科目などを配し、履修コースの特質に応じた理論知・実践知の育成を図る。また、実習を通して、理論知・実践知の検証と更新、ならびに大学内だけでは修得できない保育者・教育者に必要な資質・能力の育成を図る。
- ④ 3年次後期から4年次にかけては、初等教育・保育・子ども福祉に関わる独自の課題を設定・追究し、論文としてまとめることによって、自ら考えて問題を解決できる能力を育てるとともに、自分なりの子ども観・保育観・教育観の確立を図る。最終的には、保育者・教育者としての資質・能力の確認を行う。
- ⑤ とくに音楽に関しては、保育・教育では必須となるため、1年次の基礎音楽にはじまり器楽や声楽など4年次までの各学期に、必ず音楽科目を配す。
- ⑥ 以上の学びに加えて、学生の幅広い関心に合わせて、柔軟に学ぶことができるカリキュラム構成とする。

ウ) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

大阪青山大学子ども教育学科は、次のような人を求めています。

- ①子どもの心身の成長・発達に関心のある人。
- ②保育・子ども福祉・教育のいずれかに専門職として従事しようと思う人。
- ③協調とチャレンジの精神があり、粘り強く学修に取り組める人。

○看護学科

ア) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

[言語能力]

- 豊かな人間性に基づく確かな表現力を身につけている。
- 対象者の意思表示および意思決定を支援し、実施する看護に理解・協力を得るためのコミュニケーション能力を身につけている。

[認知・課題解決能力]

- 対象者への看護実践に必要な基本的・専門的・学際的知識（保育・食を含む）と技術を修得している。
- 安全で効果的な看護を提供するために、エビデンスに基づく知識と批判的思考を備えている。
- 看護に関するさまざまな事象について省察し、課題を見出し、解決しようとする姿勢と基本的能力を身につけている。

[倫理観・社会的責任]

- 個人及び社会の健康に寄与する専門職として高い倫理観と使命感をもち、社会的責任があることを自覚している。

- ・ 専門職として生涯にわたって研鑽に努める必要性を理解している。

イ) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学科の教育研究上の目的である「1.人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、2.対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を育成すること」を達成するために「食や保育」の視点も取り入れた授業科目を編成し、完成教育ではなく生涯学び続ける基礎的能力や生涯学習力を培うことができるよう、カリキュラムを編成している。

- ・ カリキュラムは基礎教育科目、専門基礎科目および専門科目の科目群で構成する。
- ・ 基礎教育科目は、1年次に重点的に学習する科目群となる。専門基礎科目および専門科目を学ぶ前提として必要な科目を精選し、かつ全人的教育をめざす内容となるように編成している。コミュニケーション力を涵養する科目や伝統文化、異文化、食文化に関する学びを深める科目も設定し、リベラルアーツを基盤にした専門職としての基礎的態度、コミュニケーション能力を養成する。
- ・ 基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目は前者が後者の前提科目となる。それら領域内の科目構成についても前提となる科目を早期に配置して基礎から応用へ、単純から複雑へと順次より高い学びに進めるとともに4年間の学びを相互に関連付けて、看護実践に必要な基本的・専門的・学際的知識と技術力を養成する。
- ・ 2年次と3年次には専門基礎科目と専門科目が中心になる。専門科目では講義・演習を学んだうえ、臨地実習へと進み、学内で学んだ知識や技術を実際に体験・応用して「臨床の知」を体得する。対象に安全で効果的な看護を提供するために既習内容に自己学習を加味し、エビデンスに基づく知識と批判的思考力ならびに態度を養う。
- ・ 看護に関するさまざまな事象について省察し、課題を見出し、解決しようとする姿勢と基本的能力を身につけ、学修内容をより発展させ応用する力や、自ら判断し行動する能力を養う。「看護研究」や「看護倫理」などの科目をベースに専門職として確固たる看護観、倫理観を持ち、社会的責任を自覚できる人材を養成する。

ウ) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

看護の対象である人を理解し、看護を実践するにあたっては、他の学問の知識が基盤になる。また看護学は個々の看護職がその学問的発展を担っていかねばならない。看護実践場面では、思いやりや誠実さをもってコミュニケーションや対人関係を発展させる能力も求められる。看護学を学ぶためには、主体的に学ぶ姿勢と日々の学習習慣を身につけている必要がある。特に国語、英語、数学、理科は看護学を学習・理解するうえで基礎的能力となる。

以上を踏まえ、本学科で求めるのは以下のような人材である。

- ・ 他者と誠実に関わることができる人
- ・ 人間関係を構築し、発展させることができる人
- ・ 社会の一員としての自覚と責任感のある人

- ・ 高等学校までの学習内容を理解しており、日々の学習習慣が身についている人
- ・ 将来、生涯にわたって自己の看護を発展させ、看護学の発展に寄与する熱意のある人

これらの学科ごとの3ポリシーは冊子版の「CAMPUS GUIDE」【資料 1-2-3】、ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシーは学生便覧【資料 1-2-4】、アドミッション・ポリシーは学生募集要項にも明記されている【資料 1-2-5】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では令和2年8月より第3次中期計画策定プロジェクトチームを発足させ、令和3年4月～令和8年3月までの5か年を期間とする第3次中期計画の取りまとめ作業を開始した。その後プロジェクトチーム会議を重ね、策定した同案について令和3年3月25日の教授会で協議・承認、翌26日の理事会にて正式に同計画が確定成立した。アクションプランも同梱している本計画には、ピラミッド型にした理念体系を示し、頂点には「建学の精神」、2層目にタグラインとしての「輝く未来へ 繋がる教育」そして第3層第4層に「第3次中期計画ビジョン」「第3次中期計画において目指す学園像」を示している。

中期計画ビジョンは、本学の使命・目的・教育目的を踏まえた新たなキャッチフレーズともいえるべき文言、すなわち「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」である。ここには本学の使命と目的が一体融合的に表現されているといえることができる。それは、知性、倫理性及び創造性を備え、深い教養を蓄えた専門的職業人を育成するということである。専門性と人間性という、いわば人材養成の両輪ともいえるものであるが、これは本学が開学以来一貫して取り組んできた教育の基本姿勢である。

その上に立って、第3次中期計画は第2次の振返りと評価反省をもとに新たな主要目標を掲げているが【資料 1-2-6】、これらも併せて本学の使命・目的・教育目的を反映しているといえる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

繰り返しになるが、本学の3つの学科それぞれの3つの方針には、本学の使命・目的及び教育目的が明解に反映されているといえる。いずれも、食の現場、保育教育の現場、看護の現場で豊かな実践力を発揮する人材、併せて円滑な人間関係を築いていけるコミュニケーション力をもった人材、生涯にわたって専門的なスキルを磨き続けることのできる人材の養成という3つの柱が、全学科の3つのポリシーに明確に打ち出されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育組織としての3学科は、それぞれが使命・目的・教育目的にそのままかなった明確な構成となっている。簡単に一覧表にすると、次のとおりである。

学科名称	人材養成（養成課程）	設置年度
健康栄養学科	管理栄養士養成課程	平成17年

子ども教育学科	保育士養成課程 教育職員（幼稚園）養成課程	平成 20 年
	教育職員（小学校）養成課程	平成 22 年
看護学科	看護師・保健師養成課程	平成 27 年

関連組織・委員会として、管理栄養士養成課程には「国試対策委員会」があり、健康栄養学科の全学生に対して学修プログラムを提供している。また、子ども教育学科の教職課程の学生には「保育・教職支援室」という組織（もと進路支援センター内の組織であったものを平成 29 年度より教務部内に移管、さらに平成 30 年度に子ども教育学科に移管）による実習や採用試験講座の開講などを中心とした進路サポート体制が整えられ、「教職課程運営委員会」（栄養教諭課程も含む）にて支援体制などについての方針が策定されている。また、看護学科においても 4 年間の国家試験対策プログラムを作成し、計画的に国家試験合格の支援をしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

3つの学科それぞれ、専門的職業人としての明確な人材像を掲げており、中期目標数値についてもおおむね達成している。しかしながら、その専門職を志しているすべての学生がその道に進めているわけではない。より多くの、あるいはすべての学生が自身の希望を叶えて社会に巣立つという理想を実現させるまで、大学は不断の努力を続けなくてはならない。そのためには、入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーの一層の浸透につとめること、教育課程の編成における科目履修の効果的順序配置と単位修得状況の把握を強化すること、卒業時の学修成果を定量的に測定する方法を開発することなどが挙げられる。

とりわけ、学修成果測定のための「アセスメントポリシー」の作成・活用についての具体的な検討は、自己点検評価委員会での重点目標の一つとして令和 3 年度内に議論を進めることとしている。

【資料 1-2-1】 3つの方針（大阪青山大学公式ホームページ）

(URL) <https://www.osaka-aoyama.ac.jp/guide/policy/>

【資料 1-2-2】 大学ポートレート

(URL) <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000529001000.html>

【資料 1-2-3】 OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE 2022 p69-70.

【資料 1-2-4】 令和 3 年度学生便覧 p8-12.

【資料 1-2-5】 令和 4 年度学生募集要項 p1.

【資料 1-2-6】 学校法人大阪青山学園 第 3 次 中期計画（令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月）

R3.3.26

[基準 1 の自己評価]

大学の使命・目的及び学部の教育目的は具体的に明文化されており、明確、適切である。それはさらに学内外に広く表明されている。また、大学の使命として「専門的職業人の養成」を明示し、健康栄養学科における管理栄養士・栄養士、子ども教育学科における幼稚園・小学校教諭、保育士の養成に特化した教育を推進している。さらに平成 27(2015)年度に開設した看護学科でも「看護師・保健師の養成」という明確な学科の目標が示されている。

この目標のもと、3つの学科では個性をのばし教養を高めながらそれぞれの専門教育を推進していく姿勢が3つのポリシーとしてはっきりと表現されているといえる。

また、令和 3(2021)年 3月 26日に策定した「第3次中期計画」には、目指す学園像として

1. 学生・教職員・保護者等のステークホルダーの声を聴く学園
2. 少人数制による丁寧な教育で学生・園児の個性を生かす学園
3. 日本の伝統文化を重んじつつ、地域社会と共に発展する学園
4. 変化に対応する強靱な経営基盤で期待に応える学園

を掲げているが、このうち特に 2.には使命・目的及び教育目的がくっきりと反映されている。そしてそれを実現するための学内体制として、各学科組織に加えて「共通教育センター」「情報教育センター」なども整備している。したがって、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織はそれとの整合性を保って設置できているといえる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は学園創設以来、「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」という建学の精神に沿った教育を推進してきた。こうした人材育成の方針にかない、本学の大学の教育目的をよく理解している入学者の受入れを行うため、まずは大学（学部）全体のアドミッション・ポリシーを明確に定めている。そしてこれをもとに学科ごとのアドミッション・ポリシーを明確に示している。

アドミッション・ポリシーの策定は、大学（学部）全体としてのそれを学長・副学長を中心に定め、これをもとに各学科において学科長を中心とする学科教員のチームで検討を重ねて案出されたものを大学として承認し、確定している。そのため、学科ごとにカテゴリーのやや不統一な点が見受けられるが、これはむしろ学科の特徴をよく反映したポリシーであることの証左として容認している。

それぞれの学科の個性が反映されているこのポリシーは、すべての入学者にすべての要素を求めのではなく、いずれかの要素が強く認められる、多様な人材の確保を狙いとしているといえることができる。

このアドミッション・ポリシーは、大学公式ホームページの「大学案内」内に「3つのポリシー」の第一項目として明示し、また冊子版の大学案内「OSAKA AOYAMA UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」の巻末にも掲載しており、社会への周知も十分にできているといえる。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

この考え方に基づき、「AO 入試」を皮切りとする多様な入学者選抜を実施しているが、そのような中、令和 2 年度は文部科学省の入試制度改革方針に沿って、該当する入試で名称・実施時期を改めた。

まず昨年度まで「AO 入試」として行っていた入試の最終回を「総合型選抜（面談型）」と名称変更した。また、「総合型選抜（学力型・音楽[ピアノ]型）」については、文部科学省より、学校推薦型選抜の出願開始が 11 月 1 日以降とされたので、日程の空白を埋める措置として、昨年までの公

募制推薦 A 日程に極めて近い制度を設定した。このうち「学力型」ではエントリーシートを課したが、選考方法は昨年の公募制推薦 A 日程と同じ、学力試験 1 科目、面接、調査書による判定とした。「音楽[ピアノ]型」は、エントリーシート、ピアノ実技（面接を含む）、小論文、調査書を課した。「学校推薦型選抜（公募制）」については出願開始が 11 月 1 日になったので、2 回の設定になった。

また、従来から行っている「学校推薦型選抜（指定校制）」についても出願開始が 11 月 1 日になったので、入試実施日も 11 月下旬とした。

なお、令和 3 年度入試からセンター入試の後継として全国的に実施される「大学入学共通テスト」については実施導入を見送ったため、大学独自の「一般選抜」のみを令和 3 年 1 月以降に 3 回実施した。この中では、昨年度まで導入していた「A 日程」の 1 科目試験（選択可）を廃止し、全学科で 2 科目試験のみとした。

本学の入試の特長の一つとして、高等学校における基礎的な知識、理解力、表現力、態度、目的意識の強さと学ぶ意欲の程度を測るために、一般入学選考以外の全ての入学選考において個人面接を実施していることが挙げられるが、これは本学のアドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れをより確かなものにするための方途ということもできる。

このように、多様な入試形態による多数の受験機会を提供し、受験生の個性・学力・適性・関心・意欲等と、本学アドミッション・ポリシーの照合による入学者選抜が円滑に実施できるよう常に配慮しながら入学者の受け入れをおこない、学長を委員長とする「入試委員会」において検証を行いながら不断の入試改革をすすめている。

また、令和 2 年度までは委員会とは別に入試広報の最適化を企図して掘下げ検討する会議体「入試広報企画戦略会議」を設置し、オープンキャンパスの開催日程・取り組み方や、その他の広報活動を含め年間の活動計画を策定し、実行を図ってきたが、令和 3 年度からはこの会議体の機能を「入試委員会」に統合し、より機動的に入試広報諸施策が検討、実行できる体制を強化することとしている。

アドミッション・ポリシーの周知方法としては、本学が主催するオープンキャンパスのほか、合同進学説明会や高校内での進学ガイダンス、個人・団体の大学見学会の折に、受験生には個別相談も含めて直接説明している。高校教員には、高校への訪問及び高校教員・予備校・塾対象の説明会の実施などの学生募集活動の場において、積極的に情報を提供している。また学生募集要項や A O 入試リーフレットに明記し、本学のウェブサイトにも公開しており、受験生並びに保護者等への周知に努めている。

なお、本学では年に 9 回実施するオープンキャンパスにおいて、「全体説明会」「キャンパスツアー」「体験授業」「ミニ講義」「個別入試相談」などを行うとともに、各学科の特徴について教職員が詳しく説明し、すべての参加者に対して「入学者受け入れ方針」に対する理解を深めてもらえるよう配慮している。

以上のような入学者選抜について整理すれば、次の通りである。

① AO入学選考

エントリーシート、学科特性により「授業体験レポート」「オープンキャンパス参加型レポート」「自己PR型」のいずれかの課題とあわせて面談を実施し、本学のアドミッション・ポリシーへの適合性を確かめ、出願認定可否の決定を行う。出願「可」となった受験生からの提出書類の審査を行い、本学への適性や修学のための資質を最終確認している。

② 特別推薦（指定校制）入学選考

本学が指定する高等学校において、本学の教育目的に理解を示し、定めた学業成績などの基準を満たす受験生を対象とする。選考方法については面接と書類審査で実施している。

③ スポーツ推薦入学選考

本学の求める「スポーツ推薦基本原則」を尊重し、大学教育を受けるために必要な基礎学力を有するもので、入学後も学業と両立させる強い意志を持つ受験生を対象とする。

選考方法については面接と小論文で実施している。

④ 公募制推薦入学選考

学業成績に一定の水準を求めながらも、本学の教育目的に理解を示し、個性的で将来性豊かな受験生を対象とする。選考方法については基礎学力または小論文及び面接により選抜を行っている。

⑤ 一般入学選考

本学での学修に必要な基礎学力を身につけている学生を受入れる入学試験として実施している。各学科の教育において必要な科目の基礎学力を判定するものであり、大学入学資格を有するすべての受験生を対象とする。選考方法については基礎学力試験の成績と提出書類の審査によるものとしている。

⑥ 編入学選考

公募制と指定校制により第2・3年次編入学試験を実施（看護学科を除く）。より高い専門知識を目指す人、及び本学の教育目的に対する理解と本学で学ぶことの意欲のある人を対象とする。書類（志望理由書など）、基礎学力または小論文及び面接で選抜する。

⑦ 社会人入学選考

入学年度の4月1日時点で満23歳以上、3年以上の社会経験がある人を対象に実施している。豊かな社会経験を有し、かつ勉学意欲旺盛な社会人を受入れることを目的とし、この制度を設けている。選考方法としては、各学科の特性に応じた基礎学力試験または小論文及び面接と提出書類で選抜する。

繰返しになるが、上記の多様な入試方法で実施していることにより、多様な学生を受入れることができる。また試験内容により受験生は自分の適性にあった入学選考を選択することができる。

以上のことから入学者受入れ方針に沿った学生の受入れが可能となっていると判断する。

入試問題については、学長と入試委員長により、科目毎に学内で問題作成委員を選定し、「作問委員会」において各学科の特徴も考慮しながら作成している。入試問題は「作問委員会」の問題作成委員が、各科目の問題内容と解答のチェックを行い、ミス予防に努めている。採点業務においては、

問題作成委員が複数でチェックを行っており、公正に正確に実施できる体制を作っている。

入学試験実施に当たっては、実施のスケジュールにより教職員の役割を定め、実施マニュアルに基づいて厳正にかつ遺漏のないように行っている。地方会場を実施する場合は各試験室担当責任者を定めた上で担当者説明会を試験前日までに開催し、地方会場実施マニュアルにより周知徹底し、各試験場との連絡を密にしながら公正で円滑な実施に努めている。また、試験当日は、学長を本部長とし、学部長、各学科長、事務局長、入試部長、教務部長からなる試験実施本部を設置し、緊急時等の対応に備えている。なお入試問題に関わる事柄については、各問題作成者が試験実施本部に待機する体制をとっている。

入学者の選抜は、合否判定資料に基づいて、学長を議長とし、学部長、各学科長、事務局長、入試部長、教務部長、入試部次長の入試委員会構成員で検討し、臨時教授会を開催して意見聴取の場をもったうえで、最終的に学長が決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生の定員管理については、入学定員の 100%遵守を念頭に、教育の質の保証という点からも慎重に決定しているが、年度によっては入学手続者が入学定員を超えるケースもある。

直近の令和 3 年度入試の結果における充足率は、昨今の新型コロナウイルス蔓延状況の影響もあってか、ここ数年にない落ち込みをみせたが、過去 5 年間(平成 29(2017)年度～令和 3(2021)年度)の本学入学定員充足率は、平成 29 (2017) 年度 1.08 倍、平成 30 (2018) 年度 0.97 倍、平成 31 (令和元) 年度 0.98 倍、令和 2 年度 1.06 倍、令和 3 年度 0.84 倍である。結果として過去 5 年間の平均入学定員充足率は、0.98 倍となっている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

入学者受入れ方針は、本学の建学の精神、教育目的に沿って、学部、各学科で定めており、「入試委員会」と「入試部」が連携を取りながら入学選抜を組織的に行っている。

また、学生募集・広報活動においては教育改革の内容や成果を正確に伝えるように見直しを行っている。その結果、今年度の特殊な状況を除けばこの数年来、大学全体として入学定員を概ね維持し安定している。今後も入試と学生募集・広報活動を一体的に捉え、学生受入れ方法の工夫、入学定員の維持について組織的に点検・改善していく。

一方、入学者の質を確保することから、本学の求める基礎的な知識、能力、学ぶ意欲や目的意識の強さを持った受験生を入学選抜で確保するための改善も行っていく。

平成 30 (2018) 年度入試から、WEB での出願受付を導入し、受験生の負担軽減を考慮に入れた入学者選抜の方法を取入れている。

毎年、新入生を対象としたアンケート調査も実施しているが、これによって各学科における志望動機等の状況を把握するとともに、入試制度の改善や学生募集対策を継続して図っていくサイクルが構築できている。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、教員と個々の学生との関係を構築するクラス担任制度及びチューター制度、組織的対応としての「リテラシーサポートセンター」における教職協働支援体制（教員の支援室長及び学習支援アドバイザー職員との協働体制）【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】、教務委員会やFD推進委員会への職員委員の参画体制などが挙げられる。

まず、クラス担任・チューター制度について触れる。本学は短期大学としての発足当時からクラス担任制度を取入れており、その利点を生かす方針で大学を創設した平成 17(2005)年(健康栄養学科)から大学でも同様のクラス担任制度を置いている。平成 20(2008)年に設置した健康こども学科（現子ども教育学科）もその制度を踏襲している。平成 27(2015)年度に設置した看護学科では、より個々の学生にきめ細かい対応を行えるようとの配慮から、複数のチューター教員が小分けにした学生グループを対象に個別指導する仕組みを採用している。

担任やチューター教員は原則としてそれぞれが担当した学生と年に複数回の個別面談を実施し、その際には学修に関する困りごとや相談ごとにも必ず対応することが徹底されている。

次に、教員と学生の面談の中でも積極的に活用を促しているところでもある本学の学修支援組織としての「リテラシーサポートセンター」（発足時は「学習支援室」）について詳述する。

学習支援室は平成 20(2008)年度後期に「実り多い学びを実現できるような支援」を目指して誕生した。その際、本学に合った学習支援室をとの願いから教員向けのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、①学習相談 ②学習スキル指導 ③自習活動の場提供 を中心に支援体制を作ることにした。

すなわち、学習支援室の大きな役割を日々の学びを支えるサポートと幅広い学びのニーズに応えるサポートの 2 本柱とし、学習相談、アカデミックスキル向上支援、ライフスキルセミナーなどを行ってきた。ここには 2 年次以上の学生をスチューデントアシスタント（SA）として置き、特に入学して間もない 1 年次学生に寄り添った指導が行えるよう研修を行ったうえで支援にあたらせてい

る。

こうした実績を踏まえ、令和2年度からは同室を「リテラシーサポートセンター」と改称し、事業の実施に当たり、運営委員会にてリテラシーサポートセンターの基本方針を決定した。基本方針では、学生の現状認識を運営委員と共有するとともに、i)大学生生活の不安解消の取組み、ii)基礎学力向上の取組み、iii)アカデミックスキルを学べる場として、の3つの活動方針を立てている。

本センターの令和2年度の活動実績を以下に記す。

○利用者実績

令和2年度は、2,137名の利用があった。コロナウイルス感染拡大に伴う休校のため、4月、5月には閉室していた期間があり、総開室日数は194日となる。1日あたりの利用者数は11.0人であった。

利用目的は自習が1,168名と多く、次いでSAの利用が402名となる。ただし、SAの利用者のなかには相談に訪れた学生と、センターで活動しているSAが含まれている。令和3年度は学生の相談とSAの活動を分けて集計することが課題に挙げられる。

○実施プログラムの充実と拡大

① 初年次教育の実践サポート・センターとしての機能強化

令和2年度は基礎学力指導として、i)苦手科目克服に自発的に取組めるようにする、ii)履修科目との関係で必然的に学べるものを担当教員と連携してセットする、iii)ゲーム的にできるものに賞を与えたりして、伸び率を評価する、の3つを行った。

i)では、運営委員である健康栄養学科教員が、クラスの学生に聴き取りを行った。その後、苦手とされる割合計算(小数点や分数など)の指導を、子ども教育学科のSAを中心に指導した。

ii)ではレポートの書き方のわからない学生、レポートをよりよく書くことを望む学生へ個別指導を行った。その他、社会人入学の学生へ、同じ学科のSAが学修相談を行った。

iii)新型コロナウイルス感染拡大により、企画の全てを達成することはできなかった。そのなかでも、センターとして新たにはじめた新聞購読と連動し、コラム評のコンクールを2回実施した。優秀者については、後述の学生向けニュースレター「Literacy」【資料2-2-3】に本人の許可を得て掲載した。

② 学生の教養の幅を広げるプログラムの充実

3つの活動方針の内、i)大学生生活の不安解消の取組みとかかわって、SAを中心に後輩学生の疑問に答える「教養ミニ講座」を開催した。また、短期大学部の廃止に伴い、卒業生の交流と在学学生への学びのサポートを目的とした「大阪青山学びプロジェクト」を講座の形で実施した。

上記2つの講座について以下に一覧を示す。

【教養ミニ講座一覧】

講座名	担当学科	開催日
領域別実習前 先輩からのアドバイス	看護	7月21日
領域別実習前 先輩からのアドバイス	看護	7月24日

病院実習にあたっての心構え	健康栄養	10月13日
健康栄養学科1年次生へ後期試験に向けて先輩からのアドバイス	健康栄養	11月9日
コース選択アドバイス	子ども教育	11月18日
コース選択アドバイス	子ども教育	11月25日
コース選択アドバイス	子ども教育	12月2日
コース選択アドバイス	子ども教育	12月9日
お菓子作り講座（あめちゃんクッキー & ブラウニー）	製菓	11月25日～
看護学科1年次生へ後期試験に向けて先輩からのアドバイス	看護	11月27日

【学びプロジェクト一覧】

講座名	担当学科	開催日
調理製菓学科の卒業生から後輩へアドバイス	製菓	10月7日
調理製菓学科の卒業生から後輩へアドバイス	調理	10月9日
青短卒業から幼稚園教諭・青年海外協力隊、そして、小学校教員へ	子ども教育	11月23日

③ 知らず知らずのうちに基礎学力の形成を図れるように日常活動を行う。

コラム評コンテストの他には企画が実施できなかった。令和3年度は新入生を対象に、学内の学修施設を巡るスタンプラリーやSAが興味関心のある事柄について小グループで研究活動を行うなど、実施可能なものを複数企画することが課題である。

④ 青山学びの会

基本方針、3つの柱の内iii)「アカデミックスキルを学べる場として」においてはSAを中心とした、教員との自主的な研究会を定期開催した。参加者の関心ある内容（令和2年度は幼児教育）について、読書会の形式で行った。

⑤ 基礎学力形成やアカデミックスキルズの形成に係る文献・資料の収集の継続

学生の自主学修資料として、国家試験対策の参考書を購入した。SAの自習資料としても利用されている。

⑥ 先進地視察等による最新のリテラシーサポートの情報の提供

他大学への視察については新型コロナウイルス感染拡大のため、実施できなかった。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、学修支援など、題材を絞ってリモートで参加できる研修などへの参加が課題となる。

○学修支援に関する周知・啓発活動の継続

前述の「令和2年度リテラシーサポートセンター活動報告集」に加え、学生向けニュースレター「Literacy」6号を発刊した。「Literacy」については学内掲示とともにホームページ上での公開も行った。前身の学習支援室から刷新されたことから、パンフレットの作成・配布による周知を図った。

○SAによる学修グループの育成支援

令和2年度は61名のSAを養成し、活動した。内11名は1年次生であり研修を兼ねているため、本格的な活動は令和3年度より開始する。

大学へ登学できなかった4月、5月の期間には、各学科学年にいるSAリーダーがメールなどで会議を行い、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けずにできる活動について模索した。結果、大学生活に不安を覚えている1年次生を主な対象に「SAからのおたより」を作成し、A-portal（学生・教職員専用のWEBポータルサイト）にて配布した。

教養ミニ講座も従来同様の開催は望めなかったが、実習前の相談などについてSAが主体的に取り組んだものについては、少人数での参加、会場の確保、学科教員への理解を十分に行い、実施した。

○リテラシーサポートセンターの学修環境の整備

密を避けるため、年度当初SAは従来の形では当番活動が行えなかった。飛沫拡散防止のアクリル板を購入するなど可能な限り対面での活動を保障している。自習用のパソコンについては、ソーシャルディスタンスの確保から利用台数を制限していたが、こちらもパーティションを購入することで利用を保障した。

以上の事業の成果については、これまでの量的な報告とは別に、運営委員、専門支援アドバイザー、SAおよび利用した学生の声を編集した「令和2年度リテラシーサポートセンター活動集」を作成した。

オフィスアワーについては、専任教員に関してはそれぞれの授業シラバス内に記載の項目として「オフィスアワー」「担当教員への連絡方法」が設けられ、曜日や時限を明記すようになっている。また、非常勤講師については4号館(本部棟)の2階の教務部カウンターと廊下を挟んだ反対側に「講師控室」があり、学生は非常勤講師の授業の前後にその部屋を訪れて直接質問など行うことができるようになっている。

次に、中途退学者、停学者及び留年者への対応策についてであるが、上述のようなクラス担任・チューター制度を生かした対応としては、欠席が増えてきた学生への個別連絡と相談も行なっている。

さらに、前述したクラス担任・チューター教員制度の運用として本学では退学願の受理にあたって担任あるいはチューター教員が副申書を添え、そこに至るまでの経緯や保護者との対応などを記載することとなっている。

学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているかということについては、まず学期末における全科目対象の「授業アンケート」がある【資料2-2-4】。すべての担当教員は結果を受領して次の担当学期に向けた改善計画書を提出することとなっているので、特に自由記述欄の内容は学長と学部長が全て目を通し、内容によっては一部の担当教員と個別面談を行い、学生からの意見や要望を反映させることを徹底させている。

このことについては大学内の数か所にある「オピニオンボックス」も時に活用される。さらに、年に2回行なわれる「学長と話そう」(学生自治会代表者数名と学長との直接懇談)の場でも教室環

境等の話題が出されることがあり、その後直ちに整備が進んだという事例もある。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は大学院を有しないため、TA 制度は存在しないが、前述のとおり「リテラシーサポートセンター」には、SA (Student Assistant) と称する 2 年次以上の学生の学習支援アシスタントを配置している。SA は令和 2 年度各学科から出揃い、61 名の構成となっている。SA 研修後、レポート作成の形式面のアドバイス、提出前のチェック等の学習支援、授業補助等を行っている。さらに SA の自主企画としてグループ学習室における管理栄養士国家試験に関する勉強会などを実施している。

さらに、発達に課題のある学生の支援について次のように取組んでいる。これまで、学修困難の背景には発達課題が推察されていた。発達支援の必要性を鑑みて、学生および教職員への支援のために、平成 25(2013)年度に発達支援専門の学習支援アドバイザーが着任した。そして、毎年本学の教職員を対象として「発達に課題のある学生の支援」に関する講演会や研修会を開催している。また随時、支援学生に関する各部署間での情報交換会を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

「リテラシーサポートセンター」による学力向上支援の諸施策は年々充実してきている。また、発達支援に長く取り組んできた実績をもつ職員を配置するなど、支援を必要とする学生への対応の体制は整っているといえる。

その一方で、日々の一つ一つの授業に対する支援あるいは質向上のための取組みはさらに充実させる必要がある。その中で、教員の教育活動に対する評価の仕組みを作ることも大きな課題である。これによって個々の教員の授業の計画や反省への取組みが活性化するものとする。

【資料 2-2-1】大阪青山大学リテラシーサポートセンター運営規程

【資料 2-2-2】大阪青山大学リテラシーサポートセンター 学生アシスタントに関する規程

【資料 2-2-3】ニュースレター「[Literacy]」No. 1

【資料 2-2-4】授業アンケートOCR用紙

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

創立以来の「わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に貢献する」という使命は、本学の社会を見据えた実践的な教育と、一人一人へのきめ細かい就職支援の伝統に繋がり、高い就職率を支えている。令和2年度(2019年3月)卒業生の就職率は、令和3年4月20日の時点で健康栄養学科は98.2%、子ども教育学科および看護学科では100.0%となっており、全体として99.5%となっている【資料2-3-1】。就職先としては、健康栄養学科では卒業生の多くが管理栄養士・栄養士としての専門性が必要とされる医療・福祉分野や飲食・食料品分野の職に就いている。子ども教育学科においては、就職した卒業生の73.7%が教育・保育関連の保育所・幼稚園・小学校・養護施設などに就職している。その他として、一般企業へ就職した卒業生は26.3%であるが、その中の3割程度は教育関連の企業となっている。

以下、教育課程内と課程外に分け、キャリア教育に関する取組みについて詳述する。

ア) 教育課程内での取組み

本学の教育課程でのキャリア教育への取組みは、1年次において、健康栄養学科では「管理栄養士入門」、子ども教育学科では「キャリアデザイン」、看護学科では「大阪青山ゼミナール」の中で、大学生生活の過ごし方と就職、その後の社会生活の関連性を考えさせるところから始まる。社会人としてのソーシャルスキルもこの中で学ぶ。様々な社会の実情を知ること、将来の生き方・働き方を見据えさせ、そのための一歩を自ら踏み出す意識の醸成を図っている。さらに、1年次以降においても、「特別時間」(単位外のクラスアワー)や担任教員との個人面談を通して、進路に対する将来展望を一緒に考え、自律的な学び・行動ができるよう指導している。

本学では、すべての学科において、資格・免許取得による専門職への就職を中心としており、実習の取組みに力を入れている。看護学科では1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」より、子ども教育学科では2年次の幼稚園での「教育実習Ⅰ」より、健康栄養学科では3年次の「臨地実習Ⅰ」よりスタートし、それぞれ多様な現場での実習を複数回実施している。そのような現場での職場体験と合わせて、各学科とも事前事後の学修とアドバイスを徹底し、自身の職務適性も見定めさせている。加えて、子ども教育学科では大学内に子育て支援室を整備し、「地域子育て支援実習」を開講している。授業として、地域の幼児と保護者が一緒に活動し、保護者同士が交流できる取組みを行い、学生もその運営・活動に関わることで保育者としての資質・能力の向上に繋げている。

就職を視野に入れた場合、就職試験に必要な学力強化の支援は欠かせない。そこで、大学での学修に適応できることも目指して、1年次より基礎学力の定着を目的とした科目を開講している。健康栄養学科では「日本語」「基礎英語」「化学」「実用数学」、子ども教育学科においては「日本語」「基礎英語」「健康子ども学基礎ゼミナール」「学修基礎演習」、看護学科では「日本語」「応用生物学」「応用化学」「実用数学」などの科目を設けている。

イ) 教育課程外での取組み

本学就職支援の基本は、進路支援センターと各学科就職委員会との連携が軸となる。進路支援センターでは原則毎月1回の就職課会議、各学科就職指導担当教員との連絡会においても就職が本格

化する9月以降は毎週1回開催し、様々な学生のニーズに対応している。

平成28年度までの進路支援センターの体制は、就職課と教職支援課で構成されており、教職支援課は公立関係の担当と私立関係の担当に分かれていた。就職課は一般企業や教職関連以外の公務員を志望する学生を対象に、教職支援課は教職関連の保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・栄養教諭や児童養護施設・介護施設を志望する学生を対象に、就職情報の提供や相談・指導などの支援に当たるものである。平成28(2016)年度までの組織の人員体制については、進路支援センター長が1名、就職課は次長1名、事務職員1名、専門的なキャリアサポートにあたるCDA（キャリア・デベロップ・アドバイザー）資格をもったキャリアカウンセラー2名、企業訪問担当者1名の合計6名となっており、教職支援課は次長1名、事務職員3名（公立担当2名、私立担当1名）の合計4名となっていた。進路支援センターとしては総勢10名で支援運営していた形である。

平成29年度からは、教職関係の支援を実習の指導とより深く連携させながら展開していくため、本センターの教職支援課をそのまま教務部内に移管設置したが、さらに平成30年度には教職支援課を「保育・教職支援室」として組織変更し、子ども教育学科の専任教員を室長とする体制を新たに構築した。こちらでは健康栄養学科の学生が履修する「栄養教諭一種課程」履修の学生に対する支援も請け負っており、教職支援の体制が一層強化された。

今後も各学科教員、並びに他部署と連携を徹底し、就職支援の機能強化を図っていく。

就職課では、1年次より就職支援セミナーとして、就職活動に役立つ情報提供や実践的なトレーニングを計画的継続的に行い、正しい職業観を育て、就職活動に取り組む意欲を高めている。内容としては、文章の書き方、履歴書やエントリーシートの書き方、自己分析に基づく自己PR、面接試験対策として集団面接セミナー、グループディスカッションセミナー、OB・OGとの懇談会、業界研究会、各業種の企業・事業所を招聘して開催する学内企業研究会などを開催している。3年次には、学生の主体的な就職活動を促すよう「就職の手引き」を配付している。また、企業訪問による採用情報収集活動にも力を入れ、新たな採用企業の求人確保に努めてきた。各企業・事業所からの求人情報を進路支援センターよりメール配信などで提供するとともに、学生自らが詳しく調べることができるよう、進路支援センター内に求人票ファイルを業種別・職種別に整備している。その場所には、就職支援システムとしてパソコン6台を設置し、企業情報、並びに求人情報の検索や採用説明会の予約、書類作成などもできるよう学生にとって利用しやすい環境を構築している。また、学生個々の相談内容については個別面談ブースを設け、初期面談から就職内定にいたるまでニーズに応じた就職支援に取り組んでいる。

令和2年度の進路支援センターによる支援実績について以下にまとめておく。

就職内定の状況は下表の通りであり、大学の就職率は99.5%となった。うち進路支援センターが主に対応している健康栄養学科の内定率は98.2%、子ども教育学科の内定率は100%となった。健康栄養学科の未内定者1名に対しても、引続き状況確認を実施している。

看護師に関しても、求人数の激減から例年に比べて受験数を多く重ねる傾向が見られた。今後も状況に応じて、早期の対応を心掛けるとともに、学科との情報共有を行いながら丁寧な対応を続けていく方針である。

令和3年3月卒業生の内定状況を一覧表として以下に示しておく。

◇大学内定状況（令和3年4月20日時点）（人）

健康科学部	健康栄養学科	子ども教育学科				看護学科	大学合計
		子ども教育 学科 計	内訳				
			公立	私立	企業		
在籍者数	62	90				81	233
就職希望者数	56	79	16	37	26	77	212
内定者数	55	79	16	37	26	77	211
内定率	98.2%	100%	100%	100%	100%	100%	99.5%
前年度同月就職率	98.6%	98.6%	95.7%	100%	100%	97.2%	98.1%

令和2年度、進路支援センターは目標達成のための施策として以下の業務を遂行した。

①企業との関係強化

a) 学内企業説明会を7回行い、既存企業及び新規企業22社の招聘を行った。企業説明会実施後は求人案件に関して情報収集を行い、12名の学生内定に結び付いた。学生の希望する業種の求人検索を行い、新規企業へ求人電話開拓を行った。また、職員、学科教員からの紹介求人も含め、新規求人企業からの内定者は19名となった。

b) アオキャリ（就職支援システム）の活用については、健康栄養学科と短期大学部調理製菓学科の活用であったが、新たに令和2年度から看護学科学生の登録が決まった。子ども教育学科に関しては調整中であるが、再度案内を行い、学科問わず全員が活用できるようにしたい。延べ求人数は20,116件、学生アクセス数は6,763件であった。

②進路支援における他の諸施策は次のとおりである。

a) 個別相談

キャリアコンサルタント4名（外部委託3名、職員1名）による学生相談、受験対策（面接練習、書類添削）を年間合計2,499件行った。

b) 学内外就職支援セミナーの実施

ア) 学内企業説明会を7回実施した。

イ) 卒業生による「OB・OG講演」を実施した

ウ) 外部講師セミナーとキャリアコンサルタントによる学内セミナーを各学科の要望に沿って企画、提案し23回実施した。

エ) ランチセミナーではなく別時間で1社限定説明会・選考会を3回行った。

オ) 他大学との合同セミナーはコロナ禍で中止となった。

その他) 対面予定の8社合同企業説明会を、コロナ禍の影響で実施が難しくなったため、急遽オンラインでの説明会に切替えた。企業連絡や学生周知を短期間で行い、無事開催することができた。今後も状況下に応じた迅速な対応を行う。

c) インターンシップ

ア) 健康栄養学科2・3年次生対象に企業インターンシップ（1DAY、2DAYS）につい

て情報提供、及び参加の必要性を外部講師セミナーとオリエンテーションで推奨した結果 27.4%の学生が参加した。

- イ) 企業人事担当者との面談でインターンシップの情報を収集し学生に掲示、案内した。
- ウ) 他大学学内インターンシップは開催されなかった。

d) 「アオキャリ」キャリア支援（求人検索システム）クラウドサービス

ア) アオキャリの活用

- ・ 求人データの一元化を図り、郵便で届いた求人票も即日アオキャリに反映させ学生に情報提供を行った。
- ・ トピックスにセミナー情報を更新し参加を促した。

- イ) 既卒生の就職実績や就職受験報告書を企業データに反映させた。

e) 既卒者支援

ア) 大学ホームページに既卒生支援の案内を掲載し、求人問い合わせにはアオキャリや他の検索方法の案内を行い、来学相談者には応募書類添削の支援や現状のカウンセリングを 26 回行った。

- イ) 各学科教員からの既卒求人情報をまとめ、学科教員にメールで配信し、就職を希望する既卒者に対して求人案内の支援を行った。

③学内連携

a) 各学科との就職連絡会（月 1 回定期開催）

毎月 1 回、各学科の就職学年担任と学生の進路について現状の情報交換を行い、個別の就職支援方法を確認した。必要に応じて回数を増やし、状況の把握と支援方法を協議した。

b) 事務連絡会議（月 1 回定期開催）

毎月 1 回、進路支援センターの状況や活動を報告し、各部署事務担当者と情報交換を行った。

④就職先企業および卒業生に対するアンケート（対象学科：健康栄養学科、子ども教育学科）

a) 就職先企業・事業所アンケート

卒業生採用実績企業 225 社を対象とし業務評価等内容のアンケートを送付し、90 社から回答を得た。（回答率：40.0%）各事業所での本学卒業生の勤務状況についての質問項目に回答頂いた。求める人物像と実際の卒業生評価とのズレがあり、今後の学生支援内容構築の参考としたい。

b) 卒業生アンケート

過去 3 年卒業生 327 名にメールにてアンケートを送信した。うち 70 名の回答があった。（回答率 21.4%）1 年未満の早期退職が 15.0%、2 年未満が 22.0%となった。要因は人間関係が多くその次に賃金・待遇、福利厚生が理由となっている。離職率の高い企業、業種の分析や、コミュニケーション力の強化を行うなどの対策を講じたい。また、役立つと回答のあったセミナーを基に今後の就職支援セミナーの構築に活かしたい。

一方、「保育・教職支援室」では、公立小学校、公立・私立の幼稚園、保育所、施設等を志望する

学生の就職支援を行っている。公立関係では公立の保育士・教員などの採用試験合格に向けて様々な支援を行っている。各都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会の教員採用情報や各市町村の保育士・教員の採用情報を掲示し、学生に周知するとともに関係学科の教員ともメール等で情報の共有化を図っている。それらの採用情報は、年度ごとに保育士・教員別にファイルに整備し、学生の相談に的確に対応している。

また、学生のための自習室も整備し、そこには採用試験対策の参考書や問題集を設置して自由に閲覧できるようにしている。3年次後期からは、担当教員による「保育・教職応用演習」を開講し、保育士・教員採用試験ガイダンス、願書・エントリーシートの記入指導、保育・教職教養試験の解説、面接練習などを行っている。数学と理科の採用試験対策講座も実施している。さらに、外部機関による「教員・公務員試験対策講座」を、筆記試験の能力向上を目的に実施するなど、多方面から学生を支援している。4年次では、引き続き「保育・教職応用演習」と数学・理科の採用試験対策講座を開き、個々の学生の受験地の試験内容に即した指導も進めている。また、集団面接・個人面接の受け方、小論文の書き方、模擬授業の進め方など実際の採用試験に応じた内容で行っている。一方、教職支援課では子ども教育学科事務として、保育実習・教育実習の事務的な役割も担っており実習した小学校などでのボランティア活動にも積極的に参加するよう促している。

私立の保育士・保育教諭・幼稚園教員を志望する学生には、保育所や幼稚園、認定こども園などの求人情報を学生に周知するとともに、関係学科の教員ともメール等で情報の共有化を図っている。それらの求人情報を保育所・こども園・幼稚園それぞれ別個にファイルに整備し、学生には個々の保育所・こども園・幼稚園の詳細な情報提供を行うなどによって、求人情報の詳細な公開が就職相談の窓口としての機能を果たしている。

受験希望学生の情報は各学科就職委員会に報告し、教員との綿密な連携のもと、就職支援に当たっている。また、就職活動をサポートするため、冊子「保育者・教育者をめざして」を作成し配布している。

教育課程外での取り組みは、各学科でも各々工夫し実施している。例えば、健康栄養学科では管理栄養士国家試験に向けて、学修支援はもとより2年次より対策講座や模擬試験などを実施し学科総体として取組んでいる。子ども教育学科では、学生の実習先や卒業生の就職先である幼稚園、保育所、認定こども園、施設等を訪問して、実習・就職についての情報交換を行い、就職に関する情報収集に努めている。両学科とも卒業生を招き、OB・OGとの懇談会を実施し、仕事や生活の話を聞き学生自らの将来設計を考えるよう指導している。

学科毎の就職委員会では、進路支援センターと緊密な連携を図りながら、一人一人の学生の就職活動進捗状況の確認を行い、その状況に応じて、4年次担任が個別対応を徹底し、すべての学生の就職が決定するまできめ細かく支援している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

各学科の就職委員会と進路支援センターとの連携体制が成果を上げていることから、この体制を一層充実させ、学生の主体的な就職活動を支援していく。

エンrollmentマネジメントの一環として、卒業生の動向調査を継続的に実施し、より学生にとって望ましい就職支援を構築する。

【資料 2-3-1】就職状況報告（教授会資料、2021 年 4 月 22 日）

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、学生の学園生活を充実させるために学生支援センターを設置している。そして同センターの管轄下には、学生相談室と保健室がある。同センターでは、「大阪青山学園事務分掌規程」の第 6 条にある学生支援センターの役割に基づいて様々な支援を行っている【資料 2-4-1】。また、学生生活委員会を設けており【資料 2-4-2】、同委員会は、本学の学生生活に関する諸問題に関して審議することを目的としている。

主な支援は以下の通り多岐にわたっている。

①学生の福利厚生に関すること

- ・奨学金業務（日本学生支援機構が貸与する奨学金）
- ・奨学費（本学独自の奨学金制度）の運用計画と実施
- ・スクールバスの効率・効果的な運行計画と実施（最寄駅～大学間の無料送迎）
- ・学生自治会活動（学青会）の活性化
- ・部活動・サークル活動並びに部室等の充実
- ・学生食堂の充実
- ・学生用ロッカー室の管理運用、充実
- ・駐輪場の整備と運用計画
- ・学生満足度調査の実施
- ・学長と学生代表との懇親会「学長と語ろう」の実施
- ・アパートの紹介
- ・学生の課外活動への支援

②学生の生活指導に関すること（健康で安心安全な学園生活）

- ・学生健康診断の実施
- ・保健室の充実（保健師の配置）
- ・学生相談室の充実（臨床心理士の配置）
- ・セクハラ等の相談窓口の設置
- ・課題を抱える学生のケース会議の実施と支援
- ・学生教育・研究災害傷害保険制度の運用
- ・交通安全指導
- ・禁煙、薬物乱用防止指導
- ・遺失物、拾得物に関する指導

③構内秩序維持のための学生指導に関すること

- ・防犯対策と指導

④学生の賞罰に関すること

- ・学長特別賞の推薦

上記の様々な支援の中から特筆すべき内容を以下に3点述べる。

1点目は、学生の健康相談・心的支援・生活相談等への支援体制とその運用である。その一つにケース会議の実施がある。これは課題を抱える学生を支援するために学内の様々な部署から各担当者が集まり、情報を共有し、解決策を構築し支援するものである。本学は担任制やチューター制をとり、日頃からきめ細かな対応を心がけているが、担任一人では解決できない課題も多い。学生支援センターの担当者（コーディネーター）に情報が集まるよう、必要に応じて関係部署の担当者に連絡し、対応会議を開いている。ここでは、担任と学科長、学生支援センター、教務部、保健室（保健師）、学生相談室（臨床心理士）が、情報交換と支援策の構築をおこなっている。この会議には、入試部の担当者も出席し、入学前の高校での情報を提供することもあり、多面的な視点から解決策を図っている。

2点目は、奨学金制度等を活用した経済的支援の実現である。本学には3つの給付制（返還義務無し）奨学金制度があり、学生の生活を支援している。すなわち、「大阪青山大学入学試験成績優秀者給付奨学金」、「大阪青山大学塩川学修奨励金」、「大阪青山大学後援会就学援助給付金」である。また、他に「同窓生家族入学支援制度」、「複数回受験入学検定料減額優遇制度」2つの就学支援がある【表2-7】。

このうち、塩川学修奨励金は、品性、学力ともに優秀なもの又は篤行があった等、学生として表彰に値する者について、教授会の意見を聴き学長が表彰する制度であり、全学科の学生を対象に毎年選考を行い、毎年平均10名の学生が授与されている。

また健康栄養学科においては、「団野学修奨励金制度」を設けて3年次に表彰している。団野学修奨励金は、団野源一元学科長の退職時出損を原資として、平成26年に設立された。健康栄養学科の教育目標に向けて勉学に励み、学修成果を上げている学生に奨学金として授与し、合わせてそのモチベーション維持を図ることを目的にしている【資料2-4-3】。

こうした恒常的な支援に加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による景気悪化、家庭

経済状況への配慮として、次のような対応をおこなった。

奨学金の申込期限の延長、景気悪化対策のための給付奨学金や応急採用奨学金の申込要件の変更、休業や分散授業の影響による集合形態での奨学金説明会の中止等、種々の予定外の事態に対応し、ホームページに詳細な申込方法をアップしたり、電話やメールで説明したり、少人数の説明会を十数回実施したり、郵送で申込みを受付けたりしながら、少しでも多くの学生がスムーズに申込が完了するよう支援した。

また、本年新たに設けられた国の給付金「学生支援緊急給付金」についても、十数回に及ぶ説明会とホームページ上での説明を実施し、225名（支援額：10万円/1人 一部20万円の学生あり）の学生が支援を受けた。この給付金の申込手続きを進める過程で、学生支援機構の給付奨学金の受給資格があると思われるにも関わらず、申込に至っていない学生に対し、給付奨学金の申込みを支援した。

さらに、新しい学内奨学金制度「修学特別支援金」を作り、新型コロナウイルス感染拡大で疲弊する学生を経済的に支援した。これは、定められた年収条件に合致しなかったため給付奨学金の給付を受けられなかったが、経済的理由による就学困難な学生を対象とする本学独自の給付金で、103名（給付金：15万円/1人）への支援を実施した。

3点目は、自治会活動活性化のための支援である。学生のサークル活動についての支援は、現在18ある運動系、文化系すべてのサークルに対して大小問わず一律30,000円の活動資金を支援している。また、学生支援センターでは学生一人ひとりが輝く学園生活を送ってくれることを願い、学生が計画し実施する行事を支援している。

そのうち、もっとも大きな行事といえる秋の大学祭は、本学の学術・文化的活動や地域に開かれた大学の使命を果たすため、次の5つの発表の場を設け、毎年大きな成果を上げている。すなわち、「クラスの団結、親睦を深める活動の発表」、「サークル等の課外活動の取り組みの成果の発表」、「学科、教科の取り組みの成果の発表」、「地域連携や地域貢献の成果につながる発表」、「その他、教育後援会、大学支援につながる活動の発表」である。残念ながら令和2年度については新型コロナウイルス蔓延状況をふまえ、本行事は中止を余儀なくされたが、令和3年度については感染防止に十分配慮しながら、可能な形での実施に向けて学生が準備を進めている状況である。

ほかにも令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大状況に対応しながら、次のような形で学生の生活全般および課外活動を支援した。

<自治会（学青会）活動の支援>

新型コロナウイルス感染拡大により、5月に予定していた学青会総会開催や学青会総務役員の正式決定が10月にずれ込み、10月に開催を予定していた大学祭が中止となった。

しかし、令和3年度の総務役員の改選や引き継ぎは、計画どおり遂行できた。また、中止になった大学祭に代わる新たな行事の実施を目指して、学青会を中心に学生自らが計画し立案することをサポートした。残念ながら新型コロナウイルス感染拡大防止を勘案して、実行するまでに至らなかったが、この経験を令和3年度の大学祭実行に活かせるよう指導していく。

<クラブ・サークル活動の支援>

新型コロナウイルス感染拡大により、特に室内で活動するクラブ・サークルは活動停止のやむなきに至った。そのため、計画していたクラブ・サークル部長会の開催や、リズム室、北摂体育館の貸出し等の支援活動は、ほとんどできずに終わった。

<指定強化クラブ（女子ソフトボール部）の支援>

屋外活動のクラブではあるが、クラブ活動の自粛や禁止が一定期間設けられたり、リーグ戦が中止されたりと、新型コロナウイルス禍の影響は避けられなかった。

そのため、当初計画通りの支援はできなかったが、練習や遠征のバスの手配や箕面駅前の清掃活動等の地域貢献活動の支援を実施した。

<学生食堂の充実>

学生食堂の委託業者を変更し、業務形態をコンビニとの併用から食堂に特化することとし、調理方法やメニューの見直しも行った。また、食堂施設・設備のリニューアルも完成した。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として食堂内の密集を避けるため、メニューをテイクアウト用のみに限定したり、食堂内のテーブルやイスを間引いたりしたため、新調した食器類や新しいメニューの一部が提供できず、食堂業者の変更及び食堂施設・設備のリニューアルの効果は、限定的なものになった。

かかる状況の中、食堂の情報発信を充実させるため、ホームページを見やすくして、日替わり定食のメニューを週毎に掲載し、食堂運営会社からのお得なお知らせ等を掲示した。また、食堂内に設置された「デジタルサイネージ」（デジタル掲示板）にも、学内ニュースや食堂情報、バスの時刻表等の情報を提供した。

以上のような本センターの学生に対する様々な支援の成果を検証し、またさらなる学生サービス内容の向上を図るための継続的な取組みとして、「学生生活意識・実態調査」を行っている。令和2年度も実施することを計画していた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、休業や遠隔授業が実施されたことを受けて、授業時間割や種々の行事予定が大きく変更された。本調査も実施予定がずれ込んだうえに、遠隔授業によるメールでの課題提出が学生にとっていつも以上の負担になっている状況を勘案すると、大学ポータルサイト（A-portal）によるメール回答求めても、多くの回答を得られないであろうことが予想されたため、令和2年度の調査の実施は見送ることとした。

令和3年度は、後期のオリエンテーション時に本調査のための時間を予め確保しておき、その時間に出席者全員に回答してもらうこととした。

以上のような学生支援センターによる支援に加え、本学の学生への支援の特徴として前述した「担任制」「チューター制」が挙げられる。健康栄養学科、子ども教育学科については学年を2分割したクラス制をとり、その各クラス（40名規模）に1名の担任教員および学年に1名程度の副担任教員を据えている。入学から4年次の卒業に至る各学年段階で必ず担任教員が当該クラスの各学生の様々な個別支援にあたる形をとっている。担任教員は必ず年に1回～数回の個人面談をクラスすべての学生に対して実施し、学生それぞれの学修状況、生活状況、その他進路に関する相談などにきめ細かく対応している。場合によっては保護者との連携を図ることもあり、学生個々の生活

の安定に資するよう支援を充実させていると言える。

看護学科については「チューター制」を導入し、各学年を6つのグループに分け、それぞれのグループに複数名（3～4名）の教員がチューターとして加わっている。各学年とも13～15名ほどの学生が数名の教員集団から様々なサポートを受ける形となっており、担任制同様、学生生活を安定させるための教員による支援の仕組みを充実させている。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

「担任制」「チューター制」による支援の仕組み自体は充実していると言えるが、実際の支援に携わるのは個々の教員である。すべての担任、チューターが差異なく支援に携わっているかどうかの確認・点検は欠かせないところであるが、必ずしも十分とは言えない。今後はマニュアル的な指導ガイドラインの策定も必要とされる所であり、全学的な共通認識を醸成していくためのアクションをすすめる。

【資料 2-4-1】大阪青山学園事務分掌規程

【資料 2-4-2】大阪青山大学学生生活委員会規程

【資料 2-4-3】団野源一学修奨励金支給要綱

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は箕面キャンパス（大阪府箕面市新稲）と北摂キャンパス（兵庫県川西市長尾町）とにあり、学園の本部機能は箕面キャンパスが担っている。こちらがメインキャンパスともなっており、本館、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館と6つの教室棟をもつ。うち管理棟を兼ねているのが4号館であり、こちらの建物には大講義室のほか図書館機能をもった「メディアセンター」を3階に配置し、また学生サービス部門を2階フロアに集約し、学生がこのフロアに来ればおよそすべてのサービスを受けることができる環境を整えているといえる。このフロアには長いカウンタ

ーを配置し、入口側から教務部（教務課、教職支援課）、続いて学生支援センター、進路支援センターという配置となっている。学生はこのフロア内で学修・学生生活・進路のそれぞれに関わる各種手続きや相談、支援といった様々なニーズを満たすことができているため、いわゆる「ワンストップ・サービス」に近い環境を整えているといえる【資料 2-5-1】。

教室については、ほぼすべての講義室にスクリーンとプロジェクタを設置し（一部は吊り下げ型のディスプレイ—本館 210 教室など）、演習、実習、実験室等についてはそれぞれ「管理栄養士学校指定規則」「指定保育士養成施設指定基準」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」にかなうよう必要な室をすべてそろえ、そこには教育上必要な機械器具、標本、模型等も完全に整備している。

学内のコンピューターネットワークについては、情報教育センターが一括管理し、年間を通してそれらに関する施設・設備の維持・管理にあたっている。このため、前年度と同様に株式会社三谷商事と保守契約を結び、授業期間中の週 3 日、人員の派遣を受けた。平成 30 年 8 月下旬・平成 31 年 2 月下旬の 2 回にわたりコンピューター室の学生用および教員用コンピューターすべてのハードディスク内容を再構築し、修正プログラムを適用してセキュリティの向上とソフトウェアの安定動作を図った。

また、平成 30 年度から本館 202 教室を再整備し、「コンピューター自習室」として開室している。このほかにも日々、学生利用時間後の整備を実施し、機器故障への対応を実施した。主なものとして、プリンターのインク交換、キーボード・マウスの故障交換、教員パソコン画面提示用の中間モニタの故障修理などである。

無線 LAN 環境については現有の環境を安定的に運用することに努め、また国立情報学研究所 (NII) が運用主体となった国際学術無線 LAN ローミング基盤「eduroam」の安定運用に努めた。特に学生が取得したアカウントを正確に入力できず接続できない事故が多発している。また、電波の弱い場所では認証に時間がかかることとあわせて接続に失敗する場合があることが報告されている。これらについて、今後、案内等を強化する必要がある。

こういった環境下において、令和 2 年度のコロナウイルス感染拡大状況への対応として、主に遠隔授業実施に向けた諸施策を、次のように実行した。

遠隔授業対応として、1 号館 4 階に ZoomStudio を設置し、総務部とともにその運用にあたった。テレビ会議システム Zoom を利用した遠隔授業の配信や授業ビデオの収録に活用されている。

一方、一部の学生は遠隔授業に対応できる環境が整っておらず、苦勞している者もある。そこで、貸出パソコンと貸出モバイルルーターを整備することし、後期から学生への貸し出しを開始した。

また、遠隔授業サポートの比重が高まると予想されたため、後期より DACS 社と契約をして、遠隔授業の技術的サポートを行った。

さらに、遠隔授業のためのクラウドツール Zoom を急ぎ導入し、5 月連休明けよりオンラインリアルタイム授業を行う体制を整えた。また、メールシステムとして office365 を運用していたが、遠隔授業対応として 6 月頃より Microsoft Stream (ビデオ配信)、Microsoft Forms (アンケート作成・集計)、Microsoft Teams (グループウェア・コミュニケーション) などの使用を開始した。

8 月中旬からは、Teams による教員向けオンライン講習を行い、8 月末にはその補足講習を行っ

た。FD 研修の展開と併せこれにより、Microsoft Teams の利用を学内に広めているが学内に広がった。

令和 3 年 2 月中頃には教員のクラウドツールへの習熟を目的に遠隔授業でのツールの利用法を解説する研修ビデオ 5 本を作成した。

前述のようにクラウドシステムの本格的な利用を開始するとともに、教職員にそれを促す導入支援・導入教育に取り組んだ。総務部とともに「令和 2 年度補正予算・大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」の補助金獲得にも取り組み、Zoom ライセンス・貸出パソコン・貸出ルーター、さらに仮想基盤システムなどに充当した。

そのほか、学生のための自習室も充実させている。4 号館 4 階には 3 室の「研修室」を置き、主に健康栄養学科の学生が国家試験対策などの学修に利用できるよう提供している。同じく 6 階には子ども教育学科の学生が学修のみならずピアリーダーのミーティングなどのも利用できる「研修室」を 1 室置いている。また、平成 30 年度には 5 号館にも看護学科学生がグループで学修できるように自習室を 1 室新たに整備した。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設については、本学の 3 つの学科がそれぞれ実習科目を専門教育科目の中に配したカリキュラムを持っているため、国家資格等の指定規則に準拠した各種実習室をすべて整備している。健康栄養学科については「管理栄養士養成施設指定規則」に定められている栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室（実習食堂を備えるものに限る。）のほか専門基礎科目、専門教育科目の各種実験を行う実験室を設置し、また教育上必要な機械、器具、標本及び模型等もすべて規定通り揃えている。子ども教育学科においては電子ピアノ 50 台と台数分の小型ウェブカメラを備えた ML 教室、造形等の演習を行う図工室、乳児保育等の演習を行う保育演習室、地域の乳幼児の子育て中の母親を主な対象とした子育て支援の演習を行う子育て支援室など、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種の両課程ならびに保育士課程の実習科目に必要な教室設備等をすべて揃えている。さらに、平成 27(2015)年度に開設した看護学科についても基礎看護実習室、母性・小児看護実習室、成人・老年・精神看護実習室、地域・在宅看護実習室といった各領域の実習に対応した実習室をすべて設けている。

図書館機能については、前述した4号館3階の「メディアセンター」と、3号館2階の「図書室」とで機能分担をしている。健康栄養学科、子ども教育学科の専門図書はメディアセンターに、看護学科の専門図書は図書室に配架し、利用の弁を図るようにしている。

年度別 図書館(図書室・メディアセンター)利用状況							
		入館者数 (人)		資料貸出 (月別)			
		令和2年度 月別合計	令和元年度 月別合計	冊数		人数	
				令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
4月	図書室		1,433		246		133
	メディアセンター		1,250		131		59
5月	図書室		1,265		208		124
	メディアセンター		1,063		118		65
6月	図書室	1,325	1,469	229	255	108	146
	メディアセンター	1,210	1,347	147	70	73	51
7月	図書室	1,433	1,774	219	254	124	159
	メディアセンター	1,277	2,073	79	134	49	71
8月	図書室	494	567	82	93	26	39
	メディアセンター	465	586	41	41	20	23
9月	図書室	1,049	941	219	267	125	139
	メディアセンター	832	553	57	34	35	25
10月	図書室	1,193	1,271	240	253	129	122
	メディアセンター	1,132	1,015	94	92	73	59
11月	図書室	1,292	1,456	242	315	138	173
	メディアセンター	1,205	1,327	74	92	57	63
12月	図書室	1,292	1,082	181	163	94	89
	メディアセンター	1,215	1,111	134	71	69	48
1月	図書室	687	1,211	209	280	80	122
	メディアセンター	689	1,671	167	240	77	110
2月	図書室	434	198	80	56	42	16
	メディアセンター	409	423	31	31	20	19
3月	図書室	630	479	53	33	28	14
	メディアセンター	364	354	25	30	20	20
年間	図書室	9,829	13,146	1,754	2,423	894	1,276
	メディアセンター	8,798	12,773	849	1,084	493	613

令和3年5月1日現在、図書の総冊数は和書54,376冊、洋書7,065冊となっている。他には電子書籍(内国のみ)58点、視聴覚資料として映像資料873点、電子資料(CD-ROM等)22点、録音資料(カセットテープ)48本を所有している。

図書館の両室を合わせた占有延べ床面積は1159(m²)、書架棚は総延長2.20(km)、図書収容能力6万冊、座席数は228席(PC席は含まない。ソファ席含む)あり、他にPC席を24席(図書室8席、メディア16席)持っている。図書検索のシステムは両館共通となっており、図書の返却についても

両館どちらでも対応できるようになっている。両施設の閲覧席数はメディアセンターが 146 席(一般)と P C(パソコンブース)16 席、図書室については個人ブースを増設したため総数は少ないが 47 席(一般)と P C8 席となっており、学生総数に対する席数としては充実しているといえる。

図書館は定期的に図書館だよりとして「青山さんの本棚」を発行(月 1 回)し【資料 2-5-2】、学生の図書館への関心・学修意欲の向上に向けた活動を継続的に行なっている。

令和 2 年度の利用実績については、前頁のとおりとなっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者への対応において、以前は施設の一部にスロープが設置されていないなどの不備が見受けられたが、現在は本館前にもスロープが設置され、また本館にもエレベーターを新設したため、1 号館以外の建物はすべてバリアフリーとなっている。2 号館、4 号館、5 号館のエレベーターには障がい者対応が図られている。ただし 1 号館については本館 2 階、3 階及び 4 階と接続され出入りが可能となっているが、エレベーターが設置されていないため、この館の中で階を移動する際には一度本館に移動しなければならず、障がい者にとっては利用が不便な構造となっている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は管理栄養士養成施設、保育士養成施設、看護師養成施設としての指定をうけており、特に管理栄養士と保育士関係の指定科目受講者は 40 名を基準とした少人数(クラス単位)授業を基本としている。この両学科では 80 名の学年定員を二分したクラス制をとっており、またクラスには担任教員を配置してひとり一人に応じたきめ細かい指導をおこなっているが、教室も 40 名規模の小教室をあえて多く用意して少人数授業を実現している。

新設の看護学科は、スクリーンやプロジェクタなどを整備して 80 名授業を実施しているが、こちらは人数をさらに小さく分けた「チューター制」を敷き、各教員が小グループを担当してきめ細かく直接指導に当たる形で指導にあたっている。受講人数の管理については、教務課が担当するが、学科長ともよく連絡調整して 40 名を大きく上回る受講者数となるような場合には(再履修者が多数いる場合など)、担当教員に対して別枠の授業コマを設定してもらい調整も行なっている。授業を行う学生の適正な数がきちんと管理できているといえる。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理の点においては、平成 17 年の開学(健康栄養学科の開設)時に設置した、あるいは短期大学部にそれ以前からあったものを転用している機器類の老朽化が課題としてあげられる。個々の機器を点検整備しつつ、交換新調が必要なものについては必要な措置をすすめる必要がある。

実習施設、図書館等の有効活用については、学生の自習空間がまだ不足しているという指摘がそれぞれの学科からあるのが現実である。この点については、図書館機能の一元化(4 号館メディア

センターへの機能集中) と、3号館図書室の改修を一体的に行うことも検討している。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については一層の向上を図るよう、本館と1号館の接続部分を補強していく計画をすすめている。

また、授業を行う学生数の適切な管理については前述の通り規定に沿った管理ができており、今後も教務部の管轄のもとで履行していく。

IT環境の整備に関して、ネットワーク全体としては、令和2年度は、仮想基盤システムの更新とインターネットアクセス回線の変更を行ったが、不具合が発生し、年度末の問題解決まで新回線単独の運用ができなかった。

無線LAN接続については、現有の環境を安定的に運用することに努め、また国立情報学研究所(NII)が運用主体となった国際学術無線LANローミング基盤「eduroam」の安定運用に努めたが、老朽化したコントローラーの不具合により無線LANが接続できなくなる事象が令和3年1月下旬に発生した。これにはファームウェアのアップデート等で対処できたが、根本的には老朽化した設備の更新が必要である。このため、当面の対応として、特に学生の多い場所での無線LANアクセスポイントの増強を年度末に行った。

【資料2-5-1】令和3年度学生便覧 p102：4号館2階平面図

【資料2-5-2】図書館だより「青山さんの本棚」(第107号、2021.2.25)

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通常の授業(講義・演習・実験実習等)における学生の意見・要望把握については、毎学期末に全科目について行う「授業アンケート」によって行う仕組みをつくっている【資料2-6-1】。授業の最終週(場合によってはその前の週)に、アンケート用紙(OCR用紙)を担当教員が配布したのち、教員はその教室を離れ、学生が自主的に回収を行い、教務課(FD推進委員会事務局)が直接預かって結果処理に回し、業者による処理分析の結果を当該教員にフィードバック(紙資料による)

している。処理には多少の時間はかかるが、結果を受け取ってから所定の期日までに各教員は「授業アンケート結果への対応」を全ての科目について行うこととなっている【資料 2-6-2】。

また、結果については学長・副学長がすべて閲覧するとともに、アンケート結果を 3 号館図書室に配架して本学構成員が誰でも閲覧できるようにしている。学長・副学長は閲覧のちその結果内容から特に配慮・対応を必要とすると判断した場合には当該教員と面談を行い、今後の改善や対応について助言等を行うこととしている。

以上のような各教員の取組み（授業アンケートを起点とする改善までのサイクル的な取組み）を支援する目的も込めて、教員の研修、FD（ファカルティ・ディベロップメント）の諸活動を行っている。これについては、教育内容等の改善のための組織的な研修等に取り組むため、学則第 3 条で「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。」と定め、FD 推進委員会を設置して委員会主導の形で進めている。委員会には更に FD 活動を推進するため、「大阪青山大学 FD 推進委員会規程」【資料 2-6-3】を定め、において、第 1 条でその目的を「大阪青山大学の教育理念及び学部等の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・向上に資することを目的として、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するためファカルティ・デベロップメント推進委員会を置く。」としている。推進事項として第 2 条で ①授業改善のための基本方針の策定に関すること。②教員の教授法及び教授活動の相互研鑽に関すること。③各学科の教員への FD 活動の啓発に関すること。④教員の教授活動の支援に関すること。⑤教員の研修会及び講習会の開催に関すること。⑥FD 活動に関する情報の収集と提供に関すること。⑦その他、学長の諮問する事項及び委員会が必要と認めた事項、を定めている。

FD 推進委員会では、シラバスの作成要領を作成し全教員に配布している【資料 2-6-4】。平成 28 年度以降、授業アンケートの内容を改善し、授業アンケートの手順書を定め、アンケートの効果的回収に努めた。また、アンケート結果を図書館で公開し、閲覧を可能とする形も構築した。

一方、前述の通り学修に際して様々なニーズを抱える学生に個別の対応をし、またそれを充実させる場所として「リテラシーサポートセンター」が機能している。ここには運営委員として各学科の専任教員が複数名携わっており、昼休みを中心に「オフィスアワー」を開設している。また、上級学生から下級学生への支援として SA による支援の体制を作っており、その支援を充実させている。この仕組みの中で SA 学生は後輩への学修支援、授業・講座補助、研修・委員会活動に加え、SA 自らによる講座の企画・実施も多く行っている。今年度は 54 名の SA が養成され、延べ 425 時間の支援を実施した。さらに次年度の SA 育成についても、後期末に新旧 SA 引継ぎを行うことで、卒業年次の SA からの指導や活動内容についてスムーズに伝達できた。なお卒業年次以外の SA のうち次年度も活動を継続する意志のある者については、研修等の活動を平成 31 年の 3 月から行っている。これらの諸活動については、「リテラシーサポートセンター活動集」という冊子体として発行もしている【資料 2-6-5】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把

握・分析と検討結果の活用

学生の健康相談・心的支援・生活相談等への支援体制を整えている。本学はその支援体制として「保健室」「学生相談室」を設置しており、学生支援センター学生課が管理している。まず「保健室」には学期期間中の月曜～金曜に保健師を配置し、学生の健康相談や救急に対応している。平成30年度利用者の延人数は、学生：780人、教職員：52人、合計：832人で、前年に比べて学生：195人増、教職員：19人増、合計：214人増となった。これは、学生数が全体で約60名増加したことや、学生相談室と連携して身体・精神的相談についての学生対応強化を図ったことで、何度も保健室を訪ねる学生が増えたことが要因と考える。

一方、「学生相談室」には平日の火・水・木曜日にカウンセラー（臨床心理士）を配し、学生の悩みの相談等に応じている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のためリモート授業、レポート提出、外出自粛等、これまでに経験したことがないような困難な状況に直面し、それが原因で心身のバランスを保てなくなった学生に対し、担任・チューター教員、教務部等他部署や保健室等と連携して、できる限り学生支援を実施した。

さらに、学生との相談業務の一層の充実を図るため、面談時間の延長や面談日の増加といった、直接学生と面談する機会を増やす工夫をしたことに加え、新たにリモート面談や電話相談なども取入れた。ここではより多くの学生に学生相談室の存在を認知してもらい、気軽に訪問してもらえよう、学生相談室主催で「アロマキャンドル作り」のイベントなども実施している。こちらも年々利用者が増加の傾向にある。

奨学金制度等の活用については、担任・チューターが学生との個人面談を通じて適宜助言等を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎年一度「学生生活満足度調査」（学生生活意識・実態調査）を実施し学生の意識と実態を把握することに務めており、この中に学修環境に関する項目を設け、学生の意見・要望の把握に努めている。集計結果は教授会で報告し、関係部署に資料を提供し、それぞれの部署での学生対応の改善に役立てている。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、休業や遠隔授業が実施されたことを受けて、授業時間割や種々の行事予定が大きく変更された。本調査も実施予定がずれ込んだうえに、遠隔授業によるメールでの課題提出が学生にとっていつも以上の負担になっている状況を勘案すると、A-portalによるメール回答を求めても、多くの回答を得られないであろうことが予想されたため、令和2年度の調査の実施は見送ることとした。

令和3年度は、後期のオリエンテーション時に本調査のための時間を予め確保しておき、その時間に出席者全員に回答してもらうこととした。

また、学生の生の声を直接把握する機会として、こちらも毎年「学長と語ろう」と題した、学生代表と学長との懇話会を企画・実施している。令和2年度は11月9日に「学生と学長との懇談会」を実施し、学青会の学生6人が出席して学長が直接要望を聞く機会を持った。その場で提起された学

生の要望や意見について、関係各部署で対応を協議することとしたが、希望の多かった「弁当温め用の電子レンジの設置」については、学生食堂へ2台の設置が実現した。ここでは「学生生活意識・実態調査」のアンケート結果も踏まえ、施設の改善要望、授業や教職員に関する要望、学生生活全般について等々、種々の事項について活発なディスカッションが行われた。

さらに平成30年度からは学生の意見・要望をきめ細かく把握したいという学長の要請から、各学科の学生代表者を個別に招聘して学長、副学長のみでその意見・要望を聞く機会を設けた。

また、令和3年度からはWEB上で学生の意見・要望を収集する仕組み（公式ホームページ内に設置）も予定している。これらの取組によって学生の意見・要望を学長以下大学執行部に届ける機能が強化された。

学生代表と学長との懇話会における学生からの要望は多岐にわたるが、平成28年度以降は次のように検討結果を踏まえて対応している。

- ①食堂に電子レンジを増やして欲しい。→他部署で使用していなかった電子レンジを食堂に設置し増台した。
- ②学青会室にパソコンとプリンターを設置して欲しい。→学生支援センターで機器一式を購入して設置した。
- ③男子トイレを増設して欲しい。→早急に解決が望まれるが直ちに設備の改築・増築をすることは困難であり、今後の課題である。
- ④更衣室が欲しい。→女子学生用ロッカー室内に洗面台を2台新設し、更衣スペースも確保した。
- ⑤リズム室の利用を延長して欲しい。→19:30まで延長した。
- ⑥駐輪場に屋根を設置して欲しい。→駐輪場の利用料金の徴収分から対応をするという検討の余地がある。
- ⑦食堂を改装して欲しい。→令和2年度より、学生食堂の業者を変更し、メニュー等が一新された。
- ⑧朝のスクールバスを増便して欲しい。→経費の面から困難であり、概ね現状維持であるが、バス会社との交渉により10時台に3本増便した。なお、更なる増便については今後の課題である。
- ⑨8:50発のスクールバスを藤棚前まで上げて欲しい。→令和3年度より朝の藤棚前までのテスト運行を開始している。
- ⑩メディアセンター内にコピー機を戻して欲しい→センター内における私語等の騒音問題から、コピー機を他の場所に移転したばかりなので見送ることとした。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望への対応をより充実させていくための仕組みは前年度と比べても強化できていると言える。平成30年度以降に把握した学生の意見・要望を踏まえて対応していく具体的な施策として、平成31年度には子ども教育学科の電子ピアノ演習室（ML教室）の全面改修や平成29年

度からの継続施策として学舎トイレの改修工事を行った。また、本館1階の学生談話室のテーブル、椅子、ソファなどを更新し、快適な環境の整備を図った。

平成31年度には、3号館1階にいなホールの全面改修に取り組み、全面リニューアル工事が令和2年3月に完了した。

このような改善の具体的アクションを途絶えさせることなく維持することが肝要であるといえる。

【資料 2-6-1】 授業アンケートOCR用紙（【資料 2-2-4】に同じ）

【資料 2-6-2】 「授業アンケート結果への対応」（提出用書式、2021年度前期版）

【資料 2-6-3】 大阪青山大学FD推進委員会規程

【資料 2-6-4】 シラバス作成要領

【資料 2-6-5】 2020年度リテラシーサポートセンター活動集 目次

[基準2の自己評価]

学生の受け入れについては入学者の受け入れに関する方針に基づいて堅実に実施し、定員充足を果たしている。学修支援については学習支援室を中心とした教員と職員およびSA学生の協働によるきめ細かいサポート体制が構築できている。キャリア支援については教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。教育課程の中では各学科の初年次教育科目・プログラムの中で目指す専門職へのキャリアガイダンスが実施され、課程外では「進路支援センター」が様々なプログラムを提供し、また教育職・保育職については「保育・教職支援室」が個に応じたきめ細かい丁寧な進路支援を行っている。学生生活の安定のための支援は「学生支援センター」が核となり、「担任制」「チューター制」もその重要な役割を担っている。

学修環境の整備については毎年改修や設置を少しずつ進めながら利用状況を検証し、有効活用や利便性についての検討を行っていると言える。また学生の意見・要望への対応については平成30年度以降、その把握の機会を増やして対応している。

これらのことから、本基準の各項目についてはその要件を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

まず、健康栄養学科について記す。本学科の教育の目的は、学則第 6 条の 2 のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている（前掲、4 頁）。

職業人として豊かな人間関係を作りながら、人々の健康の維持、増進、疾病の予防のために栄養の指導や食事指導ができる、人間栄養学の実践指導者を養成する。

これは、管理栄養士としての資質以前に職業人としてのあるべき姿をも包摂しており、単に栄養や食事の指導ができる人材の養成というところにとどまらないことを意味している。このことをうけ、本学科のディプロマ・ポリシーは「知識・技術」と「態度・意欲」の二つのカテゴリーにそれぞれ 2 つの項目を設ける形で策定している。

まず「知識・技術」においては、

- 人間栄養学（広い視点から人に向かい合い、社会を見つめ、食・栄養の問題はもとより食糧の生産・流通・分配、また経済と社会の問題までをも含めて体系化していく栄養学）を実践する素養を有している。

- 人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができる

の二つである。ここには教育目的としての「人間栄養学の実践指導者」を養成するということがそのまま反映されているとみることができる。また、「態度・意欲」のカテゴリーとしては、

- 職業人として豊かな人間関係を作り、多様な職種の人と協調し、チーム医療などに参画することができる。

- 栄養に関する専門的関心を持ち続け、不断に努力を積み重ねることができる。

の二つとなっており、目的の前段すなわち職業人として豊かな人間関係をつくるということがそのまま反映されたディプロマ・ポリシーとなっている。

次に子ども教育学科であるが、健康栄養学科と同様、教育の目的は、学則第 6 条の 2 のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。

子どもの健康及び教育・保育に関する専門的知識を生かしながら、深い愛情と高い技能をもつ

て主体的に教育・保育の課題を発見し、解決していく人材を養成する。

これを踏まえたディプロマ・ポリシーを4つの項目によって次のように示している。

- ① 子どもに対する愛情をもち、深い子ども理解と専門的知識を有すること。
- ② 初等教育・保育・子ども福祉の実践に必要な資質・能力を有すること。
- ③ 自ら課題を見つけ、主体的に問題解決に当たる省察力を有すること。
- ④ 初等教育・保育・子ども福祉にたずさわる専門的職業人としての高い倫理観と使命感を有すること。

こちらについても、教育の目的をより具体的に示す形で4つの項目が示されており、目的が反映されたディプロマ・ポリシーとなっている。

さらに看護学科については、同じく学則第6条の2のうち学科別の項目の(2)に次のように記されている。

対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を養成する。

これを踏まえる形で、次のような3つのカテゴリーからなるディプロマ・ポリシーを策定している。

「言語能力」

- 豊かな人間性に基づく確かな表現力を身につけている。
- 対象者の意思表示および意思決定を支援し、実施する看護に理解・協力を得るためのコミュニケーション能力を身につけている。

「認知・課題解決能力」

- 対象者への看護実践に必要な基本的・専門的・学際的知識（保育・食を含む）と技術を修得している。
- 安全で効果的な看護を提供するために、エビデンスに基づく知識と批判的思考を備えている。
- 看護に関するさまざまな事象について省察し、課題を見出し、解決しようとする姿勢と基本的能力を身につけている。

「倫理観・社会的責任」

- 個人及び社会の健康に寄与する専門職として高い倫理観と使命感をもち、社会的責任があることを自覚している
- 専門職として生涯にわたって研鑽に努める必要性を理解している

一つ目、二つ目のカテゴリーは、目的前段の「基礎的知識と基本的技術」を具現化したものとなっており、三つ目のカテゴリーで目的後段の「生涯成長するための基盤となる資質と能力」を保証しようとしているといえる。

このように、3つの学科それぞれが教育の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定しているといえる。そしてこれらは本学に入学した学生全員が年度当初に受講する入学時の学科ガイダンスで配布される冊子「学生便覧」に掲載されており（前掲、19頁）、ガイダンスの中で詳細にわたって

説明を受けることとなっている。もちろん公式ホームページにもこのディプロマ・ポリシーが掲載されており、周知については徹底していると言える。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位の認定については、学則第7章、履修規程第5章第21、22条に、卒業要件については学則第7章、履修規程第7章27条に定められている【資料3-1-1】。それぞれの授業科目において単位認定を行う際には、ディプロマ・ポリシーと関連した科目ごとの単位認定基準を到達目標として策定し、その達成度をそれぞれの担当教員が適切な評価方法（筆記試験、レポート試験、授業内の学修成果物等）によって判定している。

健康栄養学科においては、進級基準を設けてはいないものの、履修規定第6章第24条に「健康栄養学科においては、2年次終了時における修得総単位数（基礎教育科目及び専門教育科目に限る）が60単位数に満たない者は、3年次における履修登録単位数に制限を設けるとともに、「卒業研究」の履修に係る要件を設定する。」と定め、進級そのものを留置するのではなく、学修の進化拡充を期するための履修制限要件を定める形としている。

また、健康栄養学科3年次生において実施される臨地実習Ⅰ（事業所）、Ⅱ（保健所）、Ⅲ（病院）については、前提科目の修得（見込みを含む）を条件とする履修要件を設定している。このことは学生便覧に記載し、学生へ周知するとともに、オリエンテーションにて運用の詳細を明確に伝えている。

卒業認定基準については学則第54条に定められている通り健康栄養学科においては卒業要件単位数として124単位数以上の修得が必要となっており、うち基礎教育科目の必修20単位、専門教育科目の必修88単位を含む形となっている。

子ども教育学科については進級要件等を課していないが、履修規定第25条において1年次から3年次それぞれの年度末に単位修得状況が芳しくない学生の第1保証人に対して、警告書を発することとし、家庭と連携した学修指導に努めている【資料3-1-1】。子ども教育学科の卒業要件単位数は健康栄養学科と同じく124単位であり、基礎教育科目の必修13単位、専門教育科目の必修32単位を含む形となっている。

一方、看護学科においては本格的な領域別実習が開始される3年次後期の学修にそなえ、2年次学年末において、次の要件すべてを満たしていなければ、3年次への進級を認めないこととした進級基準を設けている。

- (1) 専門基礎科目及び専門科目として2年次までに開講されている必修科目の総単位数50単位のうち46単位以上を修得していること。
- (2) 基礎看護学実習Ⅰ及び基礎看護学実習Ⅱ（計3単位）を修得していること。

この進級判定については、判定案を教務課が作成し、看護学科において設置されている領域長会議（学科会議の代議員会に相当）で審議され、学長が進級を認定している。

これにより、実習も含めた看護学の基礎知識、技能を習得したことを前提とした現場での領域実

習を実りあるものとし、ディプロマ・ポリシーをかなえた人材の輩出に万全を期する仕組みを作っているといえる。

これらについては入学時に入学者全員に配付する「学生便覧」にすべて明記し、新入生に対する入学時オリエンテーションにおいて全員にていねいに周知している。また「学生便覧」はすべての専任教員、非常勤教員にも配付され、学生教員双方にもれなく周知されているといえる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の認定は、学則第53条の定めに従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって行われる。評価方法については科目担当教員がシラバスに明記し、初回の授業で言及するなどして周知している。同一科目を複数教員が分担する場合は、当該科目の責任者が全体を統括し、評価方法をシラバスに明記し、初回の授業で言及するなど、学生に周知している。

授業科目の学修結果の評価は、試験及びその他の方法により行っている。評価方法は授業科目により異なり、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポートなどを組み合わせて多面的に評価している。実験・実習・実技のように筆記試験による評価が適切でない科目については、試験を行うことなく、授業への取り組み状況、成果物、実験・実習記録など組み合わせて多面的に評価し、単位修得の可否を認定している。

授業科目の成績評価のための試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とすることを学則第49条に規定している。平常試験とは授業期間内に行われる試験である。各セメスターの期末に定期試験を行うが、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった学生には、追試験が受けられるよう配慮している。

定期試験等の結果、学修の評価が不合格になった学生に対しては、再試験を行うことができる(学則第52条、履修規程第18条)。ただし、正当な理由なく定期試験を受験しなかった学生は、当該科目の評価を受ける権利を放棄したものとされ、追再試験を受験することはできない(履修規程第16条)。

前述したとおり、定期試験の受験資格を履修規程第13条に定めている。授業出席割合が定めた基準に満たない学生は定期試験を受験することができない。そのため、授業への出席状況には教職員側でも常に注意を払っており、出欠の記録を徹底すると共に、欠席が一定の基準に達した学生については科目担当教員が教務課に連絡し、担任・チューターは必要に応じて面談を実施するなどの対応がなされている。

成績の評価は100点満点とし、90点以上、89～80点、79～70点、69～60点及び59点以下に分け、秀、優、良、可、不可の評語をもって表示し、秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。定期試験を欠席した場合は「欠席」、授業出席割合が定めた基準に満たないため定期試験を受験できなかった場合は「停止」の評語をもって表示する。不可、欠席、停止は不合格とし、単位を認定しない(学則第53条、履修規程第22条)。

定期試験において不正行為を行った場合には、当該行為を行った学期の全ての授業科目について、履修を無効とすることとしている(学則第60条、履修規程第20条)。

また、編入学生の単位の認定については、本学入学前に大学または短期大学等において修得した単位は、学則第14、15、16条の定めるところに従い、教育上有益と認められるとき、3年次編入生は62単位を超えない範囲で、2年次編入生は30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることができる。その科目の評価は「認定」と表示される。これに該当する学生が入学時に所定の手続きにより願い出ると、学科での審議が行われ、既修得単位として認定されることになる。

また、大阪府内の国公私立合わせて34大学間で構成する「大学コンソーシアム大阪」の単位互換制度があり、単位互換履修生として修得した単位は本学の単位として認められるが、今のところ実績はない【資料3-1-2】。

以上のとおり、単位認定、進級判定および卒業認定の基準は厳正に適用されている。

また、各種判定案はその作成部門、確認部門、審議機関と複数の機関が関与することをもって、厳正なる運用が担保されるように努めている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学において、GPA制度は本格的な導入に至っていなかったが、学生一人一人の学修の状況や成果を客観的に示す指標としてGPAは価値を有するものであり、今後は学生の学修意欲の向上及びより適切な学修指導に活用するものとする。履修登録単位数の上限については、現在定めている数値が適切なのかどうか、現場実習事前の学修到達点との関連において今後も検討していく必要がある。

【資料3-1-1】大阪青山大学履修規程

【資料3-1-2】大学コンソーシアム大阪・単位互換制度（PDF資料、2021年版）

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

健康科学部全体のカリキュラム・ポリシーは、次のように示されている。

専門的職業人となるに必要な基本的要件である本学の教育目標を達成しつつ、各々の分野にふさわしい知識・技能・態度と感性を養い、専門的知識や技能を修得するためのカリキュラム（教育課程）を編成している（前掲、14頁）。

この全学的な教育課程編成方針のもとに、各学科のカリキュラム・ポリシーは次のように具体的に定められ、大学の公式ホームページ、大学ポートレート等によって広く内外に表明されている。以下、学科ごとに改めて提示しておく。

○健康栄養学科

健康栄養学科では、まず学科としての教育課程の編成及び実施に関する方針を次のように示している（前掲、15頁）。

管理栄養士としての資質を身につけ、人間栄養学の実践指導者を養成するカリキュラムを編成する。そのために、広い視野と基礎力を養う基礎教育科目、栄養学を基軸とした専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）を配する。

学科全体の方針をこのように掲げ、さらに詳しく領域ごとの具体的内容を次のように示している。

[基礎・教養教育]

1年次には、基礎教育科目において広い視野と基礎力を養うとともに専門教育科目の専門基礎分野の科目を配して専門教育の基礎固めを図る。基礎教育科目においては、キャリア教育の一環として「管理栄養士入門」を配し、管理栄養士の職域分野とその業務内容の理解によりその分野に進む意識を持たせると共に自覚を深めることを目指す。管理栄養士に求められるカウンセリングスキル、コミュニケーションスキルの基礎となる良好な対人関係の形成、ことばの力、人間理解などの基礎力を養成する科目を配する。また、高等学校までの学修を補充発展させる科目やIT活用能力を育成するための科目を配し、専門教育科目へのスムーズな導入を図る。

[専門基礎教育]

1、2、3年次には、専門教育科目（専門基礎分野・専門分野）を段階的に配し、管理栄養士としての専門知識・技術を修得する。特に、2年次においては人間栄養学の実践指導者となるために必要な調理の技術を理解し修得することを重要視している。また、3年次には「臨地実習」を配し、事業所給食現場、保健所、病院において、学内で学修した知識・技術を基に、学内だけでは修得できない栄養学の実践実習を行う。

[専門教育]

- 3、4年次には卒業研究を必修科目とし、実践・調査等の研究活動を通して栄養と食のあり方を科学的・客観的に評価できる専門職としての資質を高める。
- 4年次には、専門分野を横断して、栄養評価や管理が行える総合的な能力を養い、管理栄養士としての資質を備えるため、「総合演習」を配し、能力の向上を図る。

- 資格の取得を円滑に図るためにキャリア形成を支援するカリキュラムを設定している。
卒業と同時に「管理栄養士国家試験受験資格」「栄養士」を取得する。

[資格関連教育]

管理栄養士としての実践の場を幅広くするために、「栄養教諭一種免許状」「食品衛生監視員」「NR/サプリメントアドバイザー」「フードスペシャリスト」「フードサイエンティスト」「健康運動実践指導者」などの資格も取得できるカリキュラムとする（前掲、16頁）。

○子ども教育学科

子ども教育学科の教育課程の編成及び実施に関する方針は、総論として次のように記されている（前掲、16頁）。

子どもの心身の成長・発達を支えることのできる保育者・教育者の育成をめざして、基礎教育科目・専門教育科目（専門基礎分野）・専門教育科目（専門分野）の配置の下に、以下の学修と保育士の資格取得ならびに幼稚園教諭・小学校教諭の免許取得を結合したカリキュラムとする。

健康栄養学科と同様に、学科全体の基本方針をこのように掲げ、さらに詳しく具体的内容を次のように6つの項目によって示し、学生便覧に記載し、ホームページ上にも掲載している。

- ① 実践的な科目と理論的な科目をバランスよく配したカリキュラムを編成する。また、学習形態に少人数のグループ学習や主体的・対話的学習を取り入れ、深い学びを実現するとともに、社会で必要とされる対人関係スキルの向上も図る。
- ② 1年次は、初年次教育として、大学での学び方やキャリア意識の形成、学びに最低限必要なレベルの読む・書く・聞く・伝える能力の育成を図る。また、2年次以降の履修コース（初等教育コース・保育コース・子ども福祉コース）の内容を詳細に理解し、後のコースの選択に資する科目も配する。
- ③ 2、3年次は、保育・幼児教育と子ども福祉の基礎理論や技能あるいは小学校の教科教育法に関する科目などを配し、履修コースの特質に応じた理論知・実践知の育成を図る。また、実習を通して、理論知・実践知の検証と更新、ならびに大学内だけでは修得できない保育者・教育者に必要な資質・能力の育成を図る。
- ④ 3年次後期から4年次にかけては、初等教育・保育・子ども福祉に関わる独自の課題を設定・追究し、論文としてまとめることによって、自ら考えて問題を解決できる能力を育てるとともに、自分なり子ども観・保育観・教育観の確立を図る。最終的には、保育者・教育者としての資質・能力の確認を行う。
- ⑤ とくに音楽に関しては、保育・教育では必須となるため、1年次の基礎音楽にはじまり器楽や声楽など4年次までの各学期に、必ず音楽科目を配す。
- ⑥ 以上の学びに加えて、学生の幅広い関心に合わせて、柔軟に学ぶことができるカリキュラム構成とする。

○看護学科

看護学科の教育課程の編成及び実施に関する方針は、まず総論として次のように示されている(前掲 18 頁)。

看護学科の教育研究上の目的である「1.人々の誕生から死までにおける健康上の様々な課題及び関連する分野を広く研究し、地域・社会に貢献すること、2.対象の健康の回復・維持・増進のために必要な基礎的知識と基本的技術を修得し、看護師として生涯成長するための基盤となる資質と能力を持った看護師を育成すること」を達成するために「食や保育」の視点も取り入れた授業科目を編成し、完成教育ではなく生涯学び続ける基礎的能力や生涯学習力を培うことができるよう、カリキュラムを編成している。

カリキュラムは基礎教育科目、専門基礎科目および専門科目の科目群で構成する。

この基本方針のもとに、次の 4 点からその内容を具体的に示している。

- ① 基礎教育科目は、1 年次に重点的に学習する科目群となる。専門基礎科目および専門科目を学ぶ前提として必要な科目を精選し、かつ全人的教育をめざす内容となるように編成している。コミュニケーション力を涵養する科目や伝統文化、異文化、食文化に関する学びを深める科目も設定し、リベラルアーツを基盤にした専門職としての基礎的態度、コミュニケーション能力を養成する。
- ② 基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目は前者が後者の前提科目となる。それら領域内の科目構成についても前提となる科目を早期に配置して基礎から応用へ、単純から複雑へと順次より高い学びに進めるとともに 4 年間の学びを相互に関連付けて、看護実践に必要な基本的・専門的・学際的知識と技術力を養成する。
- ③ 2 年次と 3 年次には専門基礎科目と専門科目が中心になる。専門科目では講義・演習を学んだうえ、臨地実習へと進み、学内で学んだ知識や技術を実際に体験・応用して「臨床の知」を体得する。対象に安全で効果的な看護を提供するために既習内容に自己学習を加味し、エビデンスに基づく知識と批判的思考力ならびに態度を養う。
- ④ 看護に関するさまざまな事象について省察し、課題を見出し、解決しようとする姿勢と基本的能力を身につけ、学修内容をより発展させ応用する力や、自ら判断し行動する能力を養う。「看護研究」や「看護倫理」などの科目をベースに専門職として確固たる看護観、倫理観を持ち、社会的責任を自覚できる人材を養成する。

以上 3 学科それぞれのカリキュラム・ポリシーは、その具体的内容の部分まで含めすべて学生便覧に記載し、ホームページ上にも掲載している。したがって、カリキュラム・ポリシーの策定と周知は十全になされているといえることができる。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-1 に示したとおり、本学の各学科のディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえたものであり、カリキュラム・ポリシーもまた教育目的に適ったものであることは明白である。

以下、学科ごとにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を示しておく。

○健康栄養学科

[基礎・教養教育]の内容は、ディプロマ・ポリシーの[態度・意欲]面における陶冶に強く結びつくとともに、「人間栄養学」の幅広い人への視点を培う点に寄与するところも大きい。

[専門基礎教育]には、[知識・技術]の面でディプロマ・ポリシーの実現に資するための科目群が揃えられている。

そして[専門教育]においては全員必修の「卒業研究」「総合演習」を到達点とし、人々の健康の維持・増進、ならびに生活の質を高めるための栄養・食事指導ができ、人間関係を良好に築きながら栄養の専門人材として活躍できる総合力を身につけるよう、教育内容が整備されている。

以上のことから、健康栄養学科においてはカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が強く保たれていると言える。

○子ども教育学科

初年次教育として大学での学び方やキャリア意識の形成、学びに最低限必要なレベルの読む・書く・聞く・伝える能力の育成を図るという内容を充実させているのは、ディプロマ・ポリシーの④初等教育・保育・子ども福祉に携わる専門的職業人としての高い倫理観と使命感を醸成することを主眼としているからである。また、学習形態に少人数のグループ学習や主体的・対話的学習を取り入れ、深い学びを実現するというカリキュラム具体内容の1点目は、ディプロマ・ポリシー③の「自ら課題を見つけ、主体的に問題解決に当たる省察力を有する」ことに結びつく。2, 3年次におかれる専門分野の基礎理論、技能の科目群は、直接にディプロマ・ポリシー②の「初等教育・保育・子ども福祉の実践に必要な資質・能力を有する」ことにつながる学びである。また、3年次後期には「健康子ども学専門ゼミナール」(必修)における課題解決型学修を中核として「子どもに対する愛情をもち、深い子ども理解と専門的知識を有する」(ディプロマ・ポリシーの①)ところにすべての学生を導くための学びを配している。

以上の点において、子ども教育学科においてもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性がしっかりと確保されていると言える。

○看護学科

教育課程の具体的編成内容を示すディプロマ・ポリシーの具体的内容①において、「全人的教育をめざす内容となるように編成し…コミュニケーション力を涵養する科目や伝統文化、異文化、食文化に関する学びを深める科目も設定し、リベラルアーツを基盤にした専門職としての基礎的態度、コミュニケーション能力を養成する」としているのは、主にディプロマ・ポリシーの〈言語能力〉面を達成するための内容であると言える。

ディプロマ・ポリシーの具体的内容②の「領域内の科目構成についても前提となる科目を早期に配置して基礎から応用へ、単純から複雑へと順次より高い学びに進めるとともに4年間の学びを相互に関連付けて、看護実践に必要な基本的・専門的・学際的知識と技術力を養成する」ことによって、ディプロマ・ポリシーの〈認知・課題解決能力〉にあるとおり、専門的・学際的知識、批判的思考力・省察力などを身につけた看護人材の養成をはたすところとなる。さらにディプロマ・ポリシーの具体的内容③・④には直接的に〈倫理観・社会的責任〉カテゴリーの必要要件を満たす人

材を育成するために配する「看護研究」「看護倫理」といった科目をベースとする旨が明記されている。

このように、看護学科においても他の2学科と同様に、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が明確に示されていると言える。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

それぞれの学科のカリキュラム・ポリシーは、総枠的な記述の後に具体的な科目編成方針が示される形となっており、それらはまた、管理栄養士養成課程、小学校教諭一種課程、幼稚園教諭一種課程、保育士課程、看護師課程、保健師課程それぞれとして所轄官庁の認可を受けている。これらの課程は人材養成上の目的にそって設置しているものであり、そのもとに策定されているディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーのもとで各養成課程が整備されている。

さらに、それらの養成課程を縦軸とするところに横軸として全学共通枠としての教養教育を配置することで、各学科における全人的教育の実現を後押しする仕組みを構築している。

こうしたところからも、教育課程がカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成となっていることが明らかである。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育については、教育目的についての記述部分でも触れたとおり、専門的職業人の養成に不可欠の要素であるとの認識のもと、「共通教育センター」（発足時は短期大学部との合同組織）を平成27(2015)年7月1日に設置し、本センターならびに共通教育委員会の主導によって推進している【資料3-2-1】。

共通教育センターの目的は、本学の目的を達成するための教育を具現化し、専門教育に繋げるための共通教育、実効性のある初年次教育、導入教育、基礎教育および入学前のリメディアル教育等の全学的な取り組みについて企画立案、推進することである。

平成28(2016)年度からは、前年度の検討を経たうえで健康栄養学科と子ども教育学科に日本文化についての学びを深める科目を設置し、当該学科の1年次全員に対して専任教員による「日本文化論」あるいは「上方まなび学」の授業が開講される体制となった。

令和2年度は、本センター設置の趣旨「全学的な教育施策の企画立案ならびにカリキュラム開発などを担当する」に基づき、本学ならではの教養教育ならびに各学科の特色を生かした、実効性のあるリメディアル教育・初年次教育の充実を図るべく共通教育委員会を開催し、その都度、各科目担当教員より学生の学修態度や学びの状況などを相互に報告しあった。また、全学的な動向については教授会などの内容を報告し、センター所属教員相互の情報共有を促すとともに、全学的に共通する教育プログラムの質的評価と新たなプログラムの可能性について意見を交換した。

リメディアル教育については、大学全体で導入している「アオドリ」(eラーニング)を「日本語I」(全学科修)における学修内容の一部として組み込んでいるため、ほぼ100%の履修率となった

【資料 3-2-2】。

初年次教育の内容については、各学科の特質に沿った初年次教育プログラムを、共通教育センターと学科の協議によって策定していくとともに、学科横断的・全学的初年次教育の可能性とその内容について引き続き検討を進めることとした。

一方、アクティブ・ラーニング環境（ラーニングコモンズ等）の充実に向けた教室整備について検討を継続することとした。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法については、学生の主体的・能動的な学修を促すような工夫を凝らすよう全学的に教員に推奨している。推進の役割を担うのはFD推進委員会である（前掲、46頁）。

令和2年度も、FD推進委員会では教員の資質の向上及び教育力の強化、学生の基礎学力向上及び専門能力の養成に向けて活動した。

定期的に委員会を開催し、特に①授業アンケート、②研修会、③シラバスの改善・充実、④FD関連情報の収集について議論し、取組みを行った。

①の授業アンケートについてはアンケートを可能な限り記名式で実施し、責任ある回答を促した。教員への依頼文にチェック欄を設け、アンケートの目的と趣旨説明の漏れがないようにした。アンケート集計結果をもとに「授業アンケート結果への対応」を作成するようにし、アンケートを授業改善のために利用する方策を検討した。授業アンケートの結果と結果への対応を図書館で公開した。また、遠隔授業の増加に伴い、令和3年2月に「オンライン授業の効果的な方法」について募集し、事例としてまとめ教員に共有した。

研修会については、FD・SD合同研修会として以下の二つも開催された。

①人権啓発研修会

日時：令和3年2月16日（火） 16時00分～17時00分

場所：リモート開催

講演：人権啓発研修－LGBTQ等の人権を学ぶ

講師：りそなホールディングス人材サービス部ダイバーシティー推進室

参加者：73名（教員33名、職員40名）

②大学改革に関する取組み

日時：令和3年3月18日（木） 11時00分～12時20分

場所：本学 4号館6階大講義室

講演：「日本の大学は今、地方の大学は今－この時代で教職員がなすべきことは」

講師：学校法人関西文理総合学園 長浜バイオ大学 理事長 若林 浩文氏

参加者：64名（教員34名、職員30名）

シラバスの改善・充実については、記述内容の統一化を図るとともに学生に分かりやすい内容にするため、シラバス作成要領とチェックリストを作成した【資料 3-2-3】。

外部情報の収集・分析にもつとめ、他大学の活動内容の情報を委員の間で共有し、本委員会の活

動指針について検討を行った。

ティーチングポートフォリオについては、令和2年度から導入予定であったが、研修会・説明会が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり導入出来なかった。令和3年度以降も継続審議とする。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

アクティブ・ラーニングなど、学生の主体的能動的学修促進の工夫については、実態としてどこまで取り組みが進んでいるかの検証をすすめなくてはならない。授業アンケートについては、実効性をより高めるため、結果を受けた各教員の対応の可視化も課題であるといえる。

【資料3-2-1】大阪青山大学 共通教育センター規程

【資料3-2-2】eラーニング「アオドリ」ログイン画面

【資料3-2-3】シラバスチェックリスト

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の点検・評価については、以下のとおり実施する体制としている。

- ① 学期ごとに行われている授業アンケート結果に基づき、科目担当者が自己評価する。
- ② 4年間の学びの状況が適切に把握できるよう、4年次生の個別成績（単位修得状況）および各種資格の取得状況は教授会に資料提供されており、学修の達成状況が点検・評価できる体制となっている。

本学はクラス担任制（健康栄養学科および子ども教育学科）あるいはチューター制（看護学科）を採用し、入学直後から学生個々人の学修の進捗状況を把握して指導にあたっているが、学期ごとの各学生の成績評価内容、単位修得状況については担任教員あるいはチューター教員が直接把握している。これらの教員は学期ごとに担当学生との個別面談を行っており、それぞれの学生とのコミュニケーションによって、卒業までのプロセスにおける学修進捗状況を把握することができている。

これによって、教育目的の達成に至るまでの形成的評価が行なわれているといえる。

なお、授業アンケート結果が数年に亘り芳しくない教員に対しては、授業運営の改善に資するよう、学長または学部長より適宜指導を行う体制としており、アンケート結果は図書館で開架されており、自由に閲覧できる体制を維持している。

教育目的の達成状況の点検・評価については、授業アンケートに基づき、学長や学部長が適宜行える体制を整え、つねに改善のためのアクションが取れるようにしている。

また、機関としては教授会が関与し、卒業を控えた学生の要件判定には詳細な資料を教授会にて精査することで教育目的の達成状況を確認共有する体制としている。

学修成果を統合的に示す指標として GPA を活用することについては、数値の安易な平準化を容認するのか（たとえば 70 点の成績と 79 点の成績を同一グレードとみなすのか）といった議論もあって全学的な導入を長く見合わせていたが、大まかな指標として弾力的に扱う方向、現段階では「学生便覧」に以下のような内容を掲載している【資料 3-3-1】。

履修登録した各科目の成績に GP(Grade Point)を割り当てて、その平均を取ったものを GPA といいます。学生の達成度を客観的に評価するために、また履修計画を立てる大切な指標となるものです。

本学では、学生の学修意欲を高めるとともに、①客観的な成績評価と履修指導、②学生支援(奨学生選考の資料)及び③本学が指定する科目の履修要件として活用することとしています。

なお、GPA に基づき、成績が著しく不良と認められる者には退学を勧告する場合がありますので、1 年次から計画的な学修に取り組むよう、心がけてください。

〔評価基準等〕

評価点	評価	GP	評価基準等
100 点～90 点	秀	4	到達目標を十分に達成し、優秀な成果をあげている。
89 点～80 点	優	3	到達目標を十分に達成している。
79 点～70 点	良	2	到達目標を概ね達成している。
69 点～60 点	可	1	到達目標を最低限達成している。
59 点～0 点	不可	0	到達目標を達成していない。
—	欠席	0	試験を欠席した科目
—	停止	0	出席基準を満たせなかった科目

〔GPA に参入する科目〕

GPA 算出の対象授業科目は、本学在学中に履修した全ての授業科目とする。

但し、次の授業科目については、対象から除外する。

- ・ 本学入学前に修得した科目
- ・ 他大学等で修得した科目及び単位互換で修得した科目
- ・ 留学等で修得した科目
- ・ 指定期間内に履修登録を取り消した科目

〔GPA種別と計算方法〕

(1)学期GPA

$$\frac{\text{(当該学期において履修登録したGPA対象科目のGP} \times \text{単位数)の総和}}{\text{当該学期において履修登録しGPA対象科目の単位数の総和}}$$

(2)年度GPA

$$\frac{\text{(当該年度において履修登録したGPA対象科目のGP} \times \text{単位数)の総和}}{\text{当該年度において履修登録したGPA対象科目の単位数の総和}}$$

(3)累積GPA

$$\frac{\text{(在学全期間において履修登録したGPA対象科目のGP} \times \text{単位数)の総和}}{\text{在学全期間において履修登録したGPA対象科目の単位数の総和}}$$

〔GPAの表示〕

成績通知表には、「学期GPA」及び「累積GPA」を表示します。

なお、成績証明書にはGPAは表示されません。

GPA 制度については、あくまでも学生の学修意欲の向上という点を第一の目標としていくという共通認識を形成したうえで活用する。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の点検・評価結果のフィードバック

科目担当者には、次年度の授業改善に資する資料として授業アンケート結果をフィードバックしている。科目担当者は結果を活用し、学生により分かりやすい授業を行えるよう、常に見直しを行える体制としている。この授業アンケートには任意で自由記述ができるようになっており、その内容についてはすべて学長、学部長のもとに届けられる。その結果、確認する必要ありと判断した場合には当該科目受講学生への直接ヒアリングを行い、その結果を踏まえて担当教員と面談を実施することとしている。場合によっては担当者の変更も視野に入れつつ、この面談結果を翌年度の授業内容改善に結びつけている。

また、上述のとおり4年次生の個別成績（単位修得状況）および各種資格の取得状況は各学科へも提供されており、教育課程改善への基礎資料となっている。

授業評価アンケート結果は、授業改善に向けて常に取り組めるよう、その都度、科目担当者へフィードバックしている。平成28(2016)年度からは図書館に開架し、自由に閲覧できる体制となったことから、第三者の目を通して、互いに評価し、互いに改善を図れる状況となっている。

また、シラバス作成要領においては、定期試験のみでの評価とならないよう、小テストや中間テスト、授業参加度などを含めて複層的に評価し、適宜教育内容や方法等を見直せる体制としている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケート結果に基づく教員表彰等、教員のモチベーション向上に向けての取り組みが充分であるとはいえない。また、授業評価アンケート結果が教員個人の授業改善の資料となるにとどまっており、全学的に評価する組織が設けられていないことも今後の課題と言える。

GPA 制度については 3-3-②に記したとおり、平成 31 年度に全学的に導入することとしており、学修成果の点検・評価体制については整備が進んでいると言える。

【資料 3-3-1】令和 3 年度学生便覧 p 38：GPA について

[基準 3 の自己評価]

教育課程については、厳格な単位認定、卒業認定がそれぞれの基準に基づいて実施されており、卒業時に確認すべき学修の到達基準としてのディプロマ・ポリシーは明確に定められよく周知できている。

また、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、免許・資格の課程にそった体系的な教育課程が、共通教育を含めて編成されている。教授方法の工夫・開発についても FD 推進委員会を機能させて推進している。

さらに、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、GPA 制度の弾力的な導入を行い、これを学生本人による点検・評価に活用させて学修意欲の向上をはかるよう推進している。また、担任・チューター制度のもとで各教員が一人一人の学生に対して個人面談等のきめ細かな対応を行うことにより、卒業までの学修の状況を継続的に把握して丁寧な指導に当たることができている。

授業アンケートも学修成果を示す指標として有効に活用している。各学期末の調査の後にはその結果を科目担当者に迅速にフィードバックし、自己評価とともに恒常的な改善改革にあたるよう報告書の提出を義務付けている。またアンケート結果については学内で広く開示して透明性を担保するとともに、各教員からの改善に向けた報告書のコメントの集約や、一部教員へのヒアリング（学長、学部長による）の実施等によりつねに改善に向けた努力が継続されている。

以上のことから、基準 3 について、各項目の要件を概ね満たしているといえる。

今後は、それぞれの評価基準項目における改善・向上方策をより迅速に推進していく。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の運営に関わる意思決定は学長が行うが、学長を補佐し運営上の諸問題に対応するため、令和 2 年度までは学長が主宰する「大学運営会議」を設けて関し協議してきた。この会議規程の第 4 条の第 2 項には「学長に事故ある時は、副学長が代行する。」とあり、組織上の役割が明確に表されていた。

運営会議は、学長、副学長、学部長（現在は副学長が兼務）、学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、情報教育センター長、事務局長、総務部長で構成し、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることがあるとしていた。

教育研究に関わる意思決定は学長が行うが、学長が決定を行うに当たり、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③その他教育研究に関する重要な事項については、学園組織規程に定められた「健康科学部教授会」が意見を述べることとしている【資料 4-1-1】。教授会は、学長、副学長、学部長及び専任教授をもって組織し、専任の准教授、講師、助教その他の職員を加えて審議することができるとしている。教授会は、原則毎月 1 回開催している。学部の教授会に関する事、その他教育研究上の重要事項に関する事など、学部運営上の諸問題に関し審議するため、学部長が招集する「学科長会議」を設けて対応してきた。そして令和 3 年度からは、「大学運営会議」と「学科長会議」の機能を整理統合した「大学運営推進会議」を組織し、より機動的・実質的な協議が推進できる体制を整えている【資料 4-1-2】。

教育研究に関わる各種委員会は学長のもとに設け、各委員会で企画・議案化された事項について、必要に応じて運営推進会議、教授会に諮っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、各種委員会で企画・議案化された事項については、必要に応じて大学運営推進会議や教授会の意見を聴き、また、学部運営上の諸問題についても必要に応じて情報を収集し、教育・研究活動と管理運営の意志決定や業務執行において適切なリーダーシップを発揮している。

重要案件については、学長が学部長や関係する委員会の委員長と意見交換し検討の方向性の指示や調整を行っている。大学運営推進会議や教授会はもとより、年度初め、年始において全教職員に向けて、学長としての意見や意思を明確に示すなど、教職員の理解と協力を得る努力を行っており、適切なリーダーシップが発揮されているといえる。

また、副学長は学校法人 大阪青山学園組織規程第 16 条に基づき、現在は教授 1 名がその任にあっている。学長の命を受けて校務をつかさどるといふ規程の下、大学運営推進会議、教授会、大学改革委員会等に学長とともに出席し、それらの会議体から学長のもとに集約された意見をもとに学長が大学としての意思決定を最終的に下す際のサポート役として機能している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行にあたり、主要な会議体には職員をその構成員として配置している。

まず大学運営推進会議には、規程のなかに職員として事務局長、教務部長、進路支援センター長、入試部長、総務部長を構成員として位置付けている。さらに必要に応じて学長が必要と認めた場合にはその他の職員を加えることもできる規程となっている（前掲、【資料 4-1-2】）。

教務委員会も、教務部長が職員として名を連ね【資料 4-1-3】、FD 推進委員会においても教務部長、総務部長の 2 名が構成員に含まれている（前掲、46 頁）。

以上のように、職員が主要な教学遂行上の組織体に適切に配置されており、教職協働による機能的な教学マネジメントの遂行がなされているといえる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定は、大学改革委員会、各種委員会等で企画・議案化された事項を、学長が必要に応じ大学運営会議、教授会の意見を聴いて決定されるという仕組みで運営されており、学長は意思決定の中心的役割を果たし、適切なリーダーシップを発揮している。また、副学長による補佐の体制、教職協働の教学マネジメント遂行の体制も整っているといえる。

学長が更にリーダーシップを発揮できるよう、大学運営会議と各種委員会が一層の連携を図る必要があるとの認識のもと、主要委員会の委員長を大学運営会議のメンバーとする体制もつくっている。

【資料 4-1-1】大阪青山大学健康科学部教授会規程

【資料 4-1-2】大阪青山大学運営推進会議規程

【資料 4-1-3】大阪青山大学教務委員会規程

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

健康科学部の専任教員数は、令和3年5月1日現在で健康栄養学科22人、子ども教育学科18人、看護学科36人（内 助手5人）、であり、合計79人である。設置基準による必要専任教員数を十分に上回る教員数を確保している。

なお専任教員の職種別の構成は、教授38.3%、准教授22.8%、講師16.5%、助教15.2%、助手6.3%となっている。

教員の採用については、「大阪青山大学 教育職員人事規程」第3条に定める「教員の採用等にあたっては、教育研究業績、学会及び社会における活動、教育研究についての見識、本学園の建学の精神と教育理念への理解等を総合的に考慮してこれを行う。」を採用の原則とし、人事委員会及び教育職員資格審査委員会に諮り、理事会の議を経て理事長が決定する【資料4-2-1】。採用時の資格審査については、「大阪青山大学 教育職員資格審査規程」で職位の資格を定め、教育研究業績、社会における活動、校務への貢献、教育への見識等を総合的に審査している【資料4-2-2】。

教員の昇任については、人事委員会の方針に基づき、教育職員資格審査委員会において「大阪青山大学 教育職員資格審査規程」に定める職位の資格、及び教育研究業績、社会における活動、校務への貢献、教育への見識等を総合的に審査し行っている。

専任教員の専門分野のバランス的配置は、教員の採用時に人事委員会及び教育職員資格審査委員会で検討し、学部、学科の教育課程運営が適正に行えるよう考慮している。また、各学科が資格取得等の養成施設であり、関係省庁の定める教員資格及び分野に準じて教員を配置している。

専任教員の担当授業持ちコマ数は、「教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規」において、年間を通じて1週当たり7コマ（1コマ90分とする。）を基本としている【資料4-2-3】。

兼任教員は、教育目的及び教育課程に即した教育を進めるにあたり、専任教員の専門分野と配置を考慮し、その数は必要最小限にとどめる方針のもと、慎重に検討し任用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の研修、FDについては、教育内容等の改善のための組織的な研修等に取り組むため、学則第3条で「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものと

する。」と定め、FD 推進委員会を設置し進めている。更に FD 活動を推進するため、「大阪青山大学 FD 推進委員会規程」(前掲、46 頁)において、第 1 条でその目的を「大阪青山大学の教育理念及び学部等の教育目標の実現を目指し、社会の要請に対応した有為な人材を育成するために、教員の授業内容及び方法の改善・向上に資することを目的として、大学全体で組織的に教育水準の質的向上を推進するためファカルティ・デベロップメント推進委員会を置く。」としている。推進事項として第 2 条で ①授業改善のための基本方針の策定に関すること。②教員の教授法及び教授活動の相互研鑽に関すること。③各学科の教員への FD 活動の啓発に関すること。④教員の教授活動の支援に関すること。⑤教員の研修会及び講習会の開催に関すること。⑥FD 活動に関する情報の収集と提供に関すること。⑦その他、学長の諮問する事項及び委員会が必要と認めた事項、を定めている。具体的な活動としては、毎年度、全教員を対象とした研修会を実施している。コロナ禍のなかでも、令和 2 年度においては、3-2-⑤にも述べたとおり令和 3 年 2 月に「オンライン授業の効果的な方法」について募集し、事例としてまとめ教員に共有した。

研修会については、FD・SD 合同の研修会も実施した。令和 3 年 2 月 16 日(火)に「人権啓発研修会・-LGBTQ 等の人権を学ぶ」(講師：りそなホールディングス人材サービス部ダイバーシティー推進室・リモート開催・参加者：73 名(教員 33 名、職員 40 名))を実施、さらに令和 3 年 3 月 18 日(木)には大学改革に関する取組みをテーマとした「日本の大学は今、地方の大学は今-この時代で教職員がなすべきことは」(講師：学校法人関西文理総合学園 長浜バイオ大学 理事長 若林 浩文氏・本学 4 号館 6 階大講義室にて開催、参加者：64 名(教員 34 名、職員 30 名))を実施した。

この活動は FD 推進委員会を母体として行われているが、同委員会は定期的な会合を行い、毎年の活動をその年度末に評価するとともに翌年度に向けた諸企画の充実或いは見直しを行っている。

なお、教員評価についても、平成 31 年度の試験的導入に向けた制度設計を中心に FD 推進委員会で議論を進めているところである。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

健康科学部の専任教員の必要人数については、各学科とも十分に余裕をもった数の教員をを適切に配置していると言えるが、看護学科の助手については、設置計画通りの人数を確保することができていない。これについては、設置計画上の助手人数を必要数より多めに計上していたためともいえる。現在の助手人数によって教育上の不都合をきたしているところはない。

FD の充実については、継続的な研修や授業公開といった活動がさらに活性化されるよう一層の工夫が必要である。また、教員評価については令和 2 年度現在まだ導入がなされていない。まずは令和 3 年度の試験的導入に向けて準備をすすめる。

【資料 4-2-1】大阪青山大学 教育職員人事規程

【資料 4-2-2】大阪青山大学 教育職員資格審査規程

【資料 4-2-3】教育職員の登校日数及び担当授業持ちコマ数等に関する内規

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学改革の推進、学生サービスの向上、業務改革・改善等のためには、業務遂行能力及び課題解決能力を持ち得た職員が不可欠である。職員の資質向上と自己啓発を促し、本学諸施策の実現を積極的に遂行し、経営基盤の強化を図れる人材を養成する SD(Staff Development)活動の重要性が一段と増している。

本学の事務職員の SD 活動は、SD 推進委員会が中心となり、組織施策達成研修とキャリア支援研修を二本の柱として企画・立案し推進している【資料 4-3-1】。組織施策達成研修は、本学の諸施策を実現すること、日常業務の課題を発見し解決をすることを目的とし、学内での全学的研修としている。

令和 2 年度には、以下の通り管理職員の人事考課訓練、及び各部署輪番で業務内容に係る勉強会を若手・中堅職員を発表者として実施した。

①人事考課訓練

日 時：令和 2 年 12 月 24 日（木） 11:30～12:00

場 所：本学 4 号館 1 階大該室

講 師：総務部長

参加者：管理職員 10 名

②総務部

日 時：令和 2 年 7 月 30 日（木） 16 時 30～17 時 30

場 所：本学 本館 2 階 210 講義室

テーマ：「庶務課の業務について」

参加者：45 名（教員 12 名、職員 33 名）

③入試部

日 時：令和 2 年 10 月 20 日（火） 16 時 30 分～17 時 30 分

場 所：本学 4 号館 5 階 505 講義室

テーマ：「国の入試改革と本学の対応（概要）」

参加者：38 名（教員 10、職員 28 名）

④健康栄養学科事務室

日 時：令和2年12月22日（火） 16時30分～17時30分

場 所：本学 4号館5階505講義室

テーマ：「健康栄養学科・国家試験対策室の業務について」

参加者：42名（教員11名、職員31名）

⑤図書館

日 時：令和3年1月21日（木） 15時～16時

場 所：本学 4号館5階505講義室

テーマ：図書館業務について

参加者：34名（教員9名、職員25名）

また、本学の課題発見・解決を見据えつつ、キャリアアップすることを支援するため、次のことを行った。なお、セミナー等への参加支援については、新型コロナウイルス感染拡大の中で限定的なものとなった。

【大学行政管理学会への入会支援】

大学行政管理職員の育成・確立を目的に設立されている「一般社団法人 大学行政管理学会」に、2名（入試部1、総務部1）の入会を支援

【各種研修会等への参加支援】

①関西経営研究会 定例セミナー

テーマ：「民法改正と判例から見る私学の労働問題」

日 時：令和2年7月6日（月）

場 所：大阪ガーデンパレス

参加者：1名

②りそな総合研究所 研修セミナー

テーマ：「新入社員ステップアップ研修」

日 時：令和2年7月10日（金）

場 所：日本銀行協会別館

参加者：1名

③日本経営協会

テーマ：「学校法人、大学・短期大学における経営企画業務の基礎」

日 時：令和2年7月16日（木）

場 所：日本経営協会関西本部

参加者：2名

さらに、自己研鑽への支援として、大学職員としての知識を深めるため4号館2階フロアに「SD関係書籍コーナー」を引続き設置し、自己研鑽への支援を行った。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

地域社会の変化やニーズに対応していくためには、教育・研究体制の再編や経営基盤・管理運営体制の見直しを行い、迅速かつ確かな意思決定と実施を図っていく必要がある。このためには、これらに果敢に挑み、取り組むことのできる職員力を持った大学事務職員の育成が必要である。また、定型的な業務を含め、効果的に業務が執行できる体制を整えるため、組織の見直しや事務改善を不断に行うことも必要である。このためには、計画的な人事異動と育成が必要であるため、SD 推進委員会を中心とした育成活動や、総務部における人員配置見直しを進めている。人事評価制度も令和3年度より処遇反映に向けた取組みを開始している。

【資料 4-3-1】大阪青山大学 SD 推進委員会規程

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究室は、助手と一部の助教を除いて単独利用の研究室となっており、室内には水回りも含め研究活動に必要な備品・物品を整備している。また、教員の研究に専用の共同実験室を2室設置しており【資料 4-4-1】、特に実験を主体とする教員の研究活動が円滑に進められるよう配慮している。

研究室については「大阪青山大学研究室利用要領」に則った利用・活用を全教員に対して徹底している【資料 4-4-2】。また実際の研究室・実験室等の衛生状況については、大阪青山大学衛生委員会が年に1回の視察点検を行っており、教員個人への聞き取り、注意喚起業務にあたっている。

各教員は年度当初にその年度の「研究計画書」を提出し、翌年度の5月末日までに前年度の「研究報告書」を提出して自己の研究を自ら管理するとともに、大学に対してその内容を明らかにして報告することが義務付けられている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については「大阪青山大学研究倫理指針」を定め、研究の自由を保障するとともに研究における倫理的規範を遵守するよう全教員に求めている。また、卒業研究に関しても「卒業研究に

係る研究倫理指針」を定め、学生に対して責任の自覚、法令遵守と権利・福祉の尊重などについて指導を徹底している。

研究倫理に関する具体的事項については、「大阪青山大学研究倫理審査委員会規程」を厳格に運用し審議している【資料 4-4-3】。倫理審査が必要な研究については教員からの申請を義務付け、自然科学・社会科学・人文科学の各分野の研究に携わる教員および事務職員を加えた委員会で審議し、修正意見等が付された場合には再検討のうえ再度申請するといったプロセスを経て審査結果を適正に確定することとしている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学として、教員各個人に研究費を配分し支給している。研究費は研究図書費、研究備品・消耗品等、研究旅費に区分し、各教員に一律の金額を定めて支給している（平成 30 年度は年額 32 万円）。研究費使用にあたっては、前述した「研究計画書」に研究費の使用用途を明記することが義務付けられている。また、使用に際しては所定の手続きを取らなければならないこととしている。

ほかに、学際的研究の奨励といった観点から本学の教員相互の連携による研究チームへの共同研究に対する研究費の支給の仕組みも作っている。

なお、研究における外部資金の獲得も奨励している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については快適な環境が整備され、有効に活用することができている。また研究倫理に関する規則を整備し、厳格に運用している。研究費等の資源配分に関する規則も整備し、設備なども整えている。今後の課題としては、各教員の研究に対する人的支援の体制を整えることがあげられる。

【資料 4-4-1】 大阪青山大学本館 1 階平面図

【資料 4-3-2】 大阪青山大学研究室利用要領

【資料 4-4-3】 大阪青山大学研究倫理審査委員会規程

[基準 4 の自己評価]

学長のリーダーシップについては、そのサポート体制も整え、適切に発揮できるような仕組みが作られている。教職員については各学科の特性（養成施設としての要件）に沿った効果的な配置がなされ、事務組織についてもそれぞれの業務にあたる職員が適正に配置されている。FD、SDの取組みも計画的に実施され、教職員の参加状況も良好である。また、研究資金の分配をはじめとする研究活動の支援体制も整えており、基準 4 についての要件を満たしていると評価できる。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人大阪青山学園は、「学校法人大阪青山学園寄附行為」の第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する。」と目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法を遵守することを表明し、これらの法の趣旨に沿って組織体制や諸規程を整備し、堅実に運営を行っている。

経営の具体的方針は 5 か年ごとの中期計画として策定している。平成 21(2009)年 9 月に策定した「中期 5 ヶ年計画」、平成 28(2016)年 4 月に策定した「第 2 次中期計画」に続き、昨年度は前述の通り令和 2 年 8 月より第 3 次中期計画策定プロジェクトチームを発足させ、令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月までの 5 か年を期間とする第 3 次中期計画の取りまとめ作業を開始した。その後プロジェクトチーム会議を重ね、策定した同案について令和 3 年 3 月 25 日の教授会で協議・承認、翌 26 日の理事会にて正式に同計画が確定成立した。アクションプランも同梱している本計画には、ピラミッド型にした理念体系を示し、頂点には「建学の精神」、2 層目にタグラインとしての「輝く未来に 繋がる教育」そして第 3 層第 4 層に「第 3 次中期計画ビジョン」「第 3 次中期計画において目指す学園像」を示している（前掲、19 頁）。

この計画には、ビジョンとして「対人援助の専門性と人間性を育む大阪青山の新しいステージへ」という理念を掲げ、目指す学園像として次の 4 つを掲げている。

1. 学生・教職員・保護者等のステークホルダーの声を聴く学園
2. 少人数制による丁寧な教育で学生・園児の個性を生かす学園
3. 日本の伝統文化を重んじつつ、地域社会と共に発展する学園
4. 変化に対応する強靱な経営基盤で期待に応える学園

この計画は全学教職員に周知し、その実効性の確保に努めている。

また平成 27(2015)年 4 月以来掲げているタグライン「輝く未来へ繋がる教育」によって【資料 5-1-1】、グローバル化する現代社会の多様な課題解決に向け、大学教育に求められる一層の高度化と質の向上に伝えていくことを表明し、教職員の共通認識を図るとともに、ホームページで公開し、学内外に表明している。

さらには令和2年3月開催の理事会において「大阪青山学園ガバナンス・コード」を制定し、令和2年度より当該コードに従った経営を実施している。学内研修会を年間7回開催し、教職員のレベルアップに努めた。中でも令和3年2月に開催した人権啓発に関するWEB研修会(りそな銀行より講師招聘)では、ジェンダー等の近年課題となっているテーマも取り上げ、職員の意識改革を図っている。

新型コロナの影響により、学園運営はこの1年間は混迷を極めたが、学長のリーダーシップの下、年間15回の危機管理委員会を招集し、各種課題の解決に向けた協議と対応策を適宜決定し、実行している。新型コロナ感染予防と感染者管理も当局の指導項目を徹底し、令和2年4月から令和3年3月末までの新型コロナ感染者は学生及び教職員も含めて4名となっている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的を達成するため、第3次中期計画を基に、各年度の全学的な事業計画及び予算を設定している。具体的には、各学科・部署で事業計画案及び予算案を策定し、財務理事を中心に常任理事等が各案についてのヒアリングを行っている。策定プロセスとして第3次中期計画の実行にむけた取組み、3ポリシーに基づく成果への期待、経費の妥当性の3点を中心に各学科・部署の代表者からいねいに聴き取りを行った上で、評議員会の意見を聴いて、理事会で決定している。各年度の事業計画の実施状況に関する点検については、期中において各計画の進捗状況について、各学科・部署に報告を求め、総務部にて理事会で報告をしている。また、年度終了後に各学科・部署に事業報告を求め、理事会、評議員会で報告をした後、学内外に公表している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、学科で個別対応すると同時に、全学的に対応している。

環境保全への配慮として、省エネルギー・省資源対策等について、掲示等により教職員や学生に対し周知及び啓蒙を行っている。例えば、エレベーターの乗り口には、階段の利用を促す掲示をしている。また6月～9月はクールビズを実施している。電気の使用については、デマンド監視装置の設置により、最大電気量の引き下げに努めている。実習等で利用された廃油については、リサイクル業者にその処理を依頼し、パソコンプリンターの廃インクパッケージは回収・再利用のために処理をするなど積極的に取り組んでいる。施設設備や物品の維持管理は、「固定資産及び物品管理規程」及び「施設等管理規程」に依って行っている【資料5-1-2】。

人権への配慮としては、学園に人権委員会を設け対応している【資料5-1-3】。本規程の第6条には、必要に応じてハラスメント調査委員会を設けて依頼者からの申し出に対応することも盛り込まれ、その規程も整備されている【資料5-1-4】。また、学内には「人権ハラスメント相談室」を設け、学生および教職員のハラスメントに関する相談に随時対応できる体制を整えている。ハラスメントについてはその発生そのものを抑止するため、「ハラスメントの防止等に関する規程」を設け、学園全体の意識向上、啓発に努めるとともに研修の機会も設けている【資料5-1-5】。

安全への配慮として、火災・地震対策については、消防設備等の定期的点検を毎年1回実施している。防犯対策としては、平日の昼間は、正門に警備会社による派遣警備員1名を配し、夜間は校内に派遣警備員1名を常駐させている。休日は、昼夜共に校内に派遣警備員1名を常駐させている。また、一部の建物にはセキュリティーシステムを導入し、併用して防犯対策に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティー対策は、ウイルス対策用ソフトを活用し、システムの安定性・安全性確保のためにネットワークセキュリティーシステムを調整しつつパフォーマンスの向上を図り、あわせて情報システム全体のセキュリティー向上を図っている。また、全教職員に向けてセキュリティー対策の講習会等も実施している。

全学的な危機管理については、「危機管理基本マニュアル」、「救急対応マニュアル」を定め、全教職員に周知し取り組んでいる。このたびの新型コロナウイルス感染拡大状況のなかで、本学では学長を委員長とする「危機管理委員会」を随時開催し、感染拡大防止、学生と教職員の安全確保とともに学生の学修機会保証にも取り組んできた。

なお、災害時の避難訓練については、教職員を対象として、災害時の初期対応行動と避難経路の確保等の訓練を行ってきたが、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大状況への配慮の下、実施を見合わせている。また定期的に箕面市の市役所、消防署、警察及び事業所が連携する帰宅困難者対応会議に出席し、災害時における地域の連携を図っている。さらに、帰宅困難者が発生した場合に対応するため、非常用備蓄セット（800人分）を学内に確保している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、経営の規律と誠実性の維持のために、建学の精神に則り、その社会的責務を認識し、社会の変化、要求に柔軟に対応し、使命・目的が常に実現できる組織として、継続して改善に努めていく。本学が公的な教育機関として、社会に対する使命とその目的を果たすとともに、教育の質を向上させるために、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、自己点検評価を適確に実施し、引き続き情報開示を積極的に推進して、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに社会の要請に応え、更に信頼される教育機関を目指していく。

また安全への配慮としての危機管理、特にこのたびの新型コロナウイルス蔓延状況への対応については継続的な取組みに努める。

【資料 5-1-1】 Concept book 1 頁（タグライン掲載部）

【資料 5-1-2】 大阪青山学園固定資産及び物品管理規程、大阪青山学園施設等管理規程

【資料 5-1-3】 大阪青山学園 人権委員会規程

【資料 5-1-4】 大阪青山学園 ハラスメント調査委員会規程

【資料 5-1-5】 大阪青山学園 ハラスメントの防止等に関する規程

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、学校法人大阪青山学園寄附行為第 11 条に規定している。開催回数は年間 10 回を原則とし、年間開催日を年度当初に確定し、理事の出席率を高めている。

理事会の開催については、開催通知と共に議案に関する資料を同封し、当日の審議を円滑に進めるとともに、欠席時の委任状の意思表示が明確にできるようにしている。

理事会は十分な意思決定のできる経験豊富な理事で構成され、8 月と 12 月を除き毎月開催されている。各理事からの活発な意見や質問が見られている。

また、理事会に先立ち、常任理事会も同様に開催され、規程に基づく各種の議案を協議のうえ決定するとともに、各部門より適切に報告を受けている。常任理事会は学園に関する情報を共有し、課題が発見されれば関係委員会と協力して解決の方策を議論し、課題の解決に努めている。

令和 2 年度に開催された理事会で理事の欠席は 3 回あり、いずれも 1 名の欠席者で委任状の提出を適切に受けている。また、監事の欠席は 1 回で 1 名となっている。理事会では、学園の経営について重要な事項が審議され、迅速な決定が求められるため、非常勤理事に対して学園の動向などの情報を可能な限り詳しく提供している。理事会が慎重かつ円滑に審議を行うよう、理事会開催約 1 週間前に理事長をはじめ常勤の理事を中心とした常任理事会を開き、議案の調整を図っている【資料 5-2-1】。

理事の選任については、学校法人大阪青山学園寄附行為第 6 条に規定し、適切に選考しており、定数も満たしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園を取り巻く今後の厳しい社会環境に対応し、理事会で迅速な決定を遂行するため、常任理事会は学園の課題解決に向けてさらに情報の共有を図り、各委員会との連携を深め、理事会運営が効果的になされる必要がある。

【資料 5-2-1】常任理事会規程

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

教学に係る意思決定は毎月開催される大学教授会にて協議の上決定している。また大学教授会開催の前には、学長、学部長、各学科長、事務局長、総務部長、教務部長より構成される学科長会議において議案の事前確認とチェックを行い、重要議案の事前検討を実施している。また各部門からの協議事項は総務部で一旦取り纏めを行い、議案整理を毎月実施している。

また、学園全体の運営に係る事案は、常任理事会さらに理事会に付議を行うこととし、議案によっては評議員会に事前に意見を求めるなど寄付行為に基づき実施している。評議員の出席状況としては4回開催された評議員会をすべて欠席している評議員が1名いる。該当評議員から委任状を回収しているが人選を検討していく必要があると認識している。

さらに監事監査については、毎月計画的に実施し、監事より各種事案についての意見を受け、内容については議事録を作成して学長、理事長に報告している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学校法人大阪青山学園寄附行為第5条の2に基づき監事2名を置いている。監事の選任については、同第7条第1項の規定より適切に選任している。また、監事の職務については、同第7条第2項に規定し、法人の財産の状況及び法人の業務の監査を行っている。

監事は、財務監査について公認会計士との意見交換を定期的に行い、財務状況を把握した上で理事会に意見を述べている。理事会は年間10回開催されており、監事は毎回出席し意見を述べ、理事会に対してのチェック機関としての役割を果たしている。

学校法人大阪青山学園寄附行為第18条により評議員会を設置している。評議員の定数は15人以上20人以内（現在17人）で組織し、年間4回（5月、9月、11月、3月）の開催をしている。また、必要に応じて理事長は臨時に招集している。理事長は、同第20条で規定している事項については、理事会に先立ち評議員会の意見を予め聞くことになっている。また、同第21条により、評議員会から役員に対して意見具申等もできるよう規定されている。評議員の選任については、同第22条に規定されており、選任条項に基づき適切に選任され、評議員には大学教員も含まれており、法人と大学教学部門との相互チェックが果たされている。【資料5-3-1】。

【資料 5-3-1】学校法人大阪青山学園寄附行為

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定において法人・大学間の意思疎通と連携は常任理事会を中心に適切に計れていると言える。また、理事長が常に理事会の議長となってそれを運営し、適切なリーダーシップを発揮できる内部統制の仕組みが整っている。

各管理運営機関の相互チェックの体制も整備している。監事は適切に選出されており、今後は業務監査において各学科長からのヒアリングも実施するなど、監事業務が実質性を高めるように配慮している。評議員の選任も既定のもと適切になされ、評議員会の運営も意見具申等も行える体制のもと適切になされている。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第1次、第2次中期計画において本学は、継続的に財務・運営の改善を目指してきた。しかし、当初、平成26(2014)年度に開設する予定であった看護学科が、地元行政との折衝の結果、1年遅れとなり平成27年度の開設となった。このため、収支改善の時期も1年遅れと修正せざるを得なくなり、のちの計画策定にも影響を及ぼすことになった。この財務計画は、入学定員充足が基本であり、学生募集を重点項目として力を注いできた。その後、中央教育審議会が「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を平成30年11月に答申し、今後の高等教育のあり方を方向づけるにいたった。一方、本学もその存続ならびに充実・発展に関して不可避の諸課題に取り組まざるをえない新たな状況を迎えていた。こうした中、第2次中期計画の内容を基本的に踏襲しつつ、学長のリーダーシップによる大学改革を強力に推進することが重要であるという認識のもと、「修正版」として第2次中期計画リバイバルプランを平成31年4月に策定した。

この間(平成28年4月～令和3年3月)、令和2年度に短期大学の募集停止を行うなど厳しい対応を余儀なくされたが、一方で、平成27年に新設した看護学科が完成に至り、健康栄養学科においてはコース制が導入され、施設・設備の整備も実施された。学長のリーダーシップによる大学改革および業務運営の見直しを推進した結果、財務内容は改善傾向にある。

第2次中期計画において達成できなかった重要事項については、第3次中期計画で引き続き取り

組んでいく。大学を取巻く環境は、コロナ禍の影響もあり、さらに厳しくなると想定される。また、私学法改正により中期計画の重要性が増していることから、第3次中期計画は、幼稚園も含めて学園全体として新たなスタイルで計画策定を行っている（前掲、19頁）。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和2年度については第二次中期計画と中長期設備計画を基に事業計画を策定し、予算案を立案した。毎月の収支状況は、総務部経理課より提示される試算表、予実管理表、資金繰表等により総務部長、事務局長(財務担当理事)、理事長のラインに報告されている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対応の支出に向けた緊急対応策を策定し実行した。具体的には銀行からの緊急融資枠(コミットメントライン3億円)の設定、新型コロナウイルス特別寄付金の設定であり、理事会の承認を踏まえた緊急対応を機動的に実施した。

令和2年度決算の着地見込みとしては、新型コロナウイルス関連支出が予算外で発生したことや、新入生の定員割れにより、前年度経常収支を下回る結果となったが、事業活動収支は対前年を上回っている。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

「第2次中期計画」期間満了、「第3次中期計画」実行初年度にあたり、安定した財務基盤の確立に鋭意取り組んでいく。残念ながら新型コロナウイルス感染拡大状況のあおりを受け、計画初年度の入学者減による学生納付金収入の減収は避けられなかったが、定員確保に向けた募集活動、大学広報活動を強化し、入学者の安定確保につとめる。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園は、学校法人会計基準及び「学校法人大阪青山学園経理規程」に則して会計処理をしている【資料5-5-1】。実務上の判断が困難な事項については、公認会計士や必要に応じて日本私学振興・共済事業団の助言を受けるなど、適切に行っている。

予算の執行は、各部署で支出申請書又は支出報告書を作成し、総務部庶務課に提出し、経理規程に従って承認を受けた後、執行している。各部署の予算の執行にあたっては、部署ごとに予算管理者を定め予算の執行管理を行っている。予算執行者は請求書類等を総務部経理課に提出し、科目、金額等の確認うえ、業者等への支払い処理を行い、会計処理が完了する。会計処理の結果は、「月次合計残高試算表」として財務担当理事を経由し理事長に報告がされる。また、月次の監事監査においても予算進捗が計画的に総務部長より報告されている。当初予算に計上がなく、決算に大きく影響を及ぼす事業計画については実施前に常任理事会で検討し、評議員会の意見を聴いて理事会で補正予算審議を行い決定している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

毎月、会計士による会計監査を実施するとともに、監事による定期的な監査を受けている。また、監事と会計士間でのディスカッションの機会も設定し、会計上の課題についての情報共有や課題是正に向けた協議も実施されている。

会計士の監査実施記録や監事監査議事録も文章化しており、特に監事監査記録は経営に毎月回付されている。

令和2年度決算に係る監査報告書については、決算スケジュールを策定し、5月中に完了している。予算については2度の補正予算を組み、適切な財政管理・運営経営を実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

事業計画と予算編成のヒアリングは、財務担当理事を中心に常任理事会のメンバーにより行われているが、学部長も同席し教育・研究計画の視点からも検討がされており、今後も事業計画と連動した予算編成を進めて行く。

今後の財務改善策は、「第3次中期計画」に基づくものであり、これらを実行して行くために、具体的項目については、継続して事業計画及び予算編成に反映していく必要がある。

【資料 5-5-1】 学校法人大阪青山学園経理規程

[基準5の自己評価]

本学の設置者である大阪青山学園は、教育基本法、学校教育基本法など大学の設置運営に関する法令に沿って組織体制や諸規程を整備し、堅実に運営している。健全な運営を推進し健全な経営に資するため、5年後の本学のビジョンや行動指針を「第3次中期計画」に明示し、これを全教職員に周知して進めている。また、この計画を基に、全学的な事業計画及び予算を策定している。事業の実施状況の報告や教育情報・財務情報はホームページで公開している。

環境、人権への配慮および危機管理の体制についても規程を整備し、マニュアル等による教職員への周知徹底も図っている。

理事会は「学校法人大阪青山学園寄附行為」で規定し、年間 10 回を原則として必要に応じ臨時に開催し、機能的な意思決定がなされている。また、理事会が慎重かつ円滑に審議が行えるよう、理事会の開催に向けて、理事長をはじめ常勤の理事を中心とした常任理事会を開催し、学園の情報を共有し、諸課題に対して関係委員会と協力して解決の方策を議論し、理事会での迅速かつ適切な意思決定に努めている。

法人および大学の管理運営機関の意思疎通と連携については常任理事会を中心として適切に図られており、大学運営会議には理事長・学長及び法人事務局長（理事）が出席し、理事会の審議事項をはじめ、経営状況等法人の動向をその都度報告している。また、同会議には各学科長、各事務部門長も出席し、コミュニケーションとガバナンスが図られている。

監事の職務執行については、理事会への出席状況も極めて良好であり、経営と教育研究の両面にわたって誠実に監査業務を遂行している。

評議員会も学内学外からバランスよく選任され、適切に運営されている。

学園の収支は支出超過が続いているが、収入の安定を図るには入学生の確保が最重要課題であり、募集に注力した結果、令和 3 年度の特異な状況を除けばその前年度までは入学定員を充足させることができおり、収入は安定傾向にある。看護学科の教員補充計画もほぼ完了し、収容学生数が増員したため、収支バランスは改善し安定した財政基盤の確立に向かっていると見える。

会計処理は適正に実施しており、監事における会計監査及び公認会計士による会計監査の体制も整備しており、厳正な会計監査が実施されているため、会計について問題はない。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証を組織的に行う自己点検・評価の取り組みは、平成 17(2005)年 4 月の開学と同時に始まっている。学則第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。」と定め、目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。大阪青山大学自己点検評価委員会の規程も同年同月に制定され、学部長を委員長とする委員会組織を整備した【資料 6-1-1】。

自己点検評価委員会の構成員は、学部長、各学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、進路支援センター長及び情報教育センター長に加え、各学科から選出された教授 2 名以内、事務局長、その他委員長が必要と認めた者若干名とし、各部門、部署の連携が緊密にとれるような人員構成としている。

平成 29(2017)年には日本高等教育評価機構による認証評価(第二サイクル)を受審し適格認定を得た。その後、平成 31(2019)年には自己点検評価活動の一環として自己点検評価書を作成している。令和 2 年度の委員会活動はほとんど停滞していたが、各部局、各学科、各種委員会においては事業報告による自己点検評価活動が継続的に行われており、そのエビデンスとして本書を取りまとめるに至っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価委員会を中心とする恒常的継続的な P D C A サイクルを機能的に成立させることが肝要である。これについては、毎年度末に作成している「事業報告書」【資料 6-1-2】及び「事業計画書」【資料 6-1-3】を発展的に改変することで、「自己点検評価書」と同等の役割を担わせることができると考え、平成 29(2017)年度以降の事業計画書には、各項目の記述をする際に、その内容に対応する認証評価基準の項目をあわせて記載しておくことを義務付け、各担当部署それぞれが事業の計画においてつねに自己点検評価活動に結びつく P D C A サイクルを念頭に置いたとらえ方をするよう促している。この「事業計画書」「事業報告書」は公式ホームページ上に公開し、つねに外部から閲覧可能な形を整えている。

【資料 6-1-1】大阪青山大学自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-2】令和 2 年度事業報告書（大学公式 HP URL）

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/Repo_R2.pdf

【資料 6-1-3】令和 3 年度事業計画書（大学公式 HP URL）

https://www.osaka-aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/Plan_2021.pdf

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検評価委員会によって日本高等教育評価機構の認証評価における「基準」と「基準項目」にそった形で自己点検評価を行う体制を構築している。令和 2 年度については「事業報告書」をもとに自己点検評価書を作成した（本書）。

自己点検評価委員会においては年度ごとにその前年度の「事業報告書」の内容について情報共有したうえで各施策の一層の充実に向けた意見交換および審議を行っている。審議の結果は学長に報告され、学長は必要に応じて各学科各部署に対し必要な指示を発する。令和 3 年度については全学的な「アセスメントポリシー」の策定を学長が指示し、自律的な自己点検・評価の実施体制を確立することが求められている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検評価における客観的データの活用については、日本高等教育評価機構によって示されている「エビデンス集」の各項目にそったデータ作成、蓄積を推進している。また、令和 3 年度からは「経営企画室」が IR 活動を推進する体制を整え【資料 6-2-1】、大学・附属幼稚園それぞれの運営において把握できる種々のデータを収集・集積してまとめ、分析するための体制を強化した。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学内外への公表体制は整備されたといえるが、公表そのものが目的ではないという意識を共有していくことが肝要である。公表する以上は、それを閲覧するステークホルダー、あるいは一般の市

民の方々からの意見を十分に受け止め、必要であれば説明責任を果たすことも大変重要な責務だといえる。こうした側面については、マスコミ対応も含めて組織的な備えが大切である。この点は必ずしも十分に整備できているとは言えない。今後は新たに整備した全学的会議体「大学運営推進会議」等において検討の俎上にあげ、情報公開と外部への迅速な応答体制について議論をすすめる所存である。

【資料 6-2-1】大阪青山学園事務分掌規程（前掲、【資料 2-4-1】に同じ、第 2 章 法人事務 第 2 条の 2）

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検評価委員会の構成員は、学部長、各学科長、教務部長、学生支援センター長、入試部長、進路支援センター長及び情報教育センター長に加え、各学科から選出された教授 2 名以内、事務局長、その他委員長が必要と認めた者若干名とし、各部門、部署の連携が緊密にとれるような人員構成としている。自己点検評価委員会では、平成 29 年度の日本高等教育評価機構による認証評価における指摘事項を踏まえた議論が行われ、「基準」と「基準項目」にそった形で自己点検評価を行う体制を構築している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の PDCA サイクルの仕組みは機能しているといえるが、その活動の根本原則としての「アセスメントポリシー」はまだ策定できていない。この点について、令和 3 年度当初、学長から自己点検評価委員長に対し、「アセスメントポリシー」策定に向けた議論を一年間かけて行うよう指示があった。令和 3 年度はふた月に 1 回のペースで自己点検評価委員会を開催し、「アセスメントポリシー」に関する情報共有（他大学事例の検討など）をおこない、本学版「アセスメントポリシー」確立に向けた議論をすすめる。今年度末には素案策定、令和 4 年度中の確定と即時発効を実現する予定である。

[基準6の自己評価]

本学の内部質保証としての自己点検評価体制は、大学の使命、目的に即して自主的自立的かつ公正性を十分保った形となっている。また、データに基づいた透明性の高い評価を実施しており、学内での結果共有、学外への公表についても誠実に行っている。I R (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析については「経営企画室」によって推進され、そこにおいて情報共有およびデータから浮かび上がる諸問題の検討を行う体制が作られている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 様々な活動を通じた教育・研究資源の提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 公開講座の提供などによる地域住民への貢献

本学の使命に基づき、地域連携課がその実施母体となって公開講座を企画、運営している。地元の大学として、これまで蓄積してきた高度な専門知識及び種々の知的財産を地域に公開し、地域社会における課題解決に取組み、地域社会が健康、教育、文化の面でより豊かになるよう、「公開講座」や「地域活動」等の地域連携事業に積極的に取り組むことを地域連携課の活動の主軸としている。

令和 2 年度については新型コロナウイルス感染拡大状況のなかで開講を見合さざるを得なかった講座も多々あったが、かかる状況の中、地元公共団体等と共働して、下記のとおり公開講座や商品開発等の連携事業を実施した。

○ 公開講座（連携講座）

新型コロナウイルス感染拡大により、募集人数を限定しての開催になったが、参加者からは好評を博した。

1) 『永井正幸 ピアノ・リサイタル』（3回）

連携先：箕面市（公財）メイプル文化財団

担当教員：永井 正幸 教授（子ども教育学科）

①実施日：令和 2 年 11 月 7 日（土）

場 所：箕面市立西南生涯学習センター ホール

受講者数：37 名（募集 40 名）

②実施日：令和 2 年 11 月 8 日（日）

場 所：箕面市立東生涯学習センター ホール

受講者数：76 名（募集 80 名）

③実施日：令和 2 年 11 月 29 日（日） 追加公演

場 所：箕面市立西南生涯学習センター ホール

受講者数：37 名（募集 40 名）

2) 『池田ゆかりの文人 牡丹花肖柏』

連携先：池田市中央公民館（池田市教育委員会）

担当教員：小倉 嘉夫 教授（子ども教育学科）

実施日：令和2年11月25日(水)

場 所：池田市中央公民館 ホール

受講者数：23名(募集30名)

3) 『たのしいこども実験室「色や光のちょっと不思議な実験」』

連携先：池田市中央公民館（池田市教育委員会）

担当教員：萩原 憲二 教授（子ども教育学科）

実施日：令和2年12月8日(水)

場 所：池田市中央公民館 ホール

受講者数：20名(募集25名)

○ 公開講座（講師派遣協力）

1) 『歴史文学を学ぶ「北摂の和歌」』

出講先：NPO 法人大阪府民カレッジ 池田校

担当教員：小倉 嘉夫 教授（子ども教育学科）

実施日：令和3年1月14日(木)

場 所：池田商工会議所 会議室

受講者数：18名

○ 地域活動

1) 新商品の開発

地元の公共団体や事業所等と連携して、学生や教員が取組んだ下記のような新商品開発事業のサポートをした。

① 「だしぼん酢」の開発・販売

健康栄養学科の教員と学生が、姫路市の老舗出汁メーカーであるマエカワテイスト(株)や箕面商工会議所と連携して、箕面産のゆず(実生ゆず)を使ったぼん酢を開発した。

これは、学生が食品の“抗酸化作用”の研究をしている際に出来上がったもので、このぼん酢を「だしぼん酢」と命名して商品化し、千里阪急百貨店と連携して、同店の特販イベントである「千里マルシェ」にて令和2年11月21日(土)一般顧客に発売した。学生が特設会場で販売にあたり、120本用意した商品が10本を残すのみという好調な売行きで、引続き(令和3年3月31日現在)同店や川西阪急で販売されている。

なお、この商品開発・販売の取組みに対し、箕面市から「市長表彰」が授与された。

② 「ヴィクトリアサンドイッチケーキ」の開発・販売

健康栄養学科の教員と学生が、箕面商工会議所と連携して、箕面産のゆず(実生ゆず)を使ったケーキを開発した。

これは、学生が『配合の違いが嗜好性に与える影響について』という研究のため、本来ラズベリージャムを使うイギリス伝統菓子の“ヴィクトリアサンドイッチケーキ”を、箕面産のゆず

を使ってアレンジ開発したものである。

新型コロナウイルス感染拡大のため、予定していたオープンキャンパスでのアンケート調査ができなかったが、地元箕面市の洋菓子店「グロス・オーフェン」の協力を得て、令和3年3月5日(金)に1日限定で同店舗にて発売するに至り、顧客からの意見を聞くことができた。

学生が本学の製菓実習室で製造し販売にも従事したが、用意した220個は終了時間前に完売した。

2) ガンバ大阪との連携事業の実施

従前より継続して実施してきたスタジアム外周の特設テントでのイベントは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった。

しかし、ガンバ大阪ユースチームの生徒を対象に、健康栄養学科の教員による「食と栄養」に関する遠隔授業を実施できた。これは令和3年度も継続して実施し、対象もジュニアユースの生徒や保護者等へも拡大していく計画である。

3) 体育館、博物館等の本学施設を使ったイベントの実施

①一の鳥居駅活性化のため「のせでんハイキング」への協力

実施日：令和2年11月17日(火)

主催者：能勢電鉄

内容：能勢電鉄が主催するハイキングのゴール受付地として、北摂キャンパスの利用を提供した。300人以上が参加したイベントで、少しでも一の鳥居駅の利用者を増やすことで、駅周辺の活性化を目指している地元自治会からも協力要請のある事業である。

②『「戦国武将の手紙」ミニ講座と展示見学』への協力

実施日：令和3年3月23日(火)

主催者：自然総研(株)

内容：池田泉州銀行の自然総研(株)が主催する、本学の大阪青山歴史文学博物館を見学するイベントについて、主任学芸員による講義や展示解説等の協力をした。23名の受講者(募集24名)であったが、今回のイベント情報が掲載されたガイドブックは3万人以上の会員に配布されており、多くの人に本学や博物館のことを知ってもらうことができた。

このような公開講座や地域活動の内容については、地元自治体が標榜している「健康で豊かな暮らしができるまちづくり」「安心して子育てができるまちづくり」の一助となることを念頭において構成している。また、公開講座実施の際に行っているアンケート調査を参考にしたり、箕面、池田、川西の3市を中心に、各市や各種団体等の担当者と協議したりするなど、地域住民のニーズや意見を広く取り入れながら推進している。各種ジャンルや幅広い世代の多様なニーズに応えられるよう、講師は本学各学科の教員が務めたほか、元非常勤講師を含め外部講師の招請もおこなっている。

A-1-② 市町村や団体との連携活動

以上に加え、令和2年度には次のような地域貢献活動も行っている。

- ①従前から取り組んでいる、女子ソフトボール部員による箕面駅周辺の清掃活動等のボランティア活動や、箕面消防本部学生消防隊「MATOY」の活動等を引続き支援した。
- ②従前から実施している“箕面市の給食材料の放射線量の測定”に、本学教員が継続して協力した。
- ③教員が「箕面市生涯学習審議会委員」に、継続して就任した。
- ④理事長が「メイプル文化財団評議員」に、継続して就任した。
- ⑤職員が「メイプル文化財団企画運営委員」に、継続して就任した。
- ⑥教員が「池田市総合計画審議会委員」に就任した。

A-1-③ 平時（令和元年度）の活動状況

令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大状況下での活動であったため、本来の活動の一部が明記できていない。そこで以下に前年度の活動概要を記載し、本学の地域貢献の全容を示しておく。

○公開講座の開催

令和元年度は下表のとおり、本学主催の公開講座に地元団体との共催講座も含めて18講座を開催し、包括協定を締結している近隣3市（箕面、池田、川西）の市民を中心に、応募者数1,001名、参加者数578名を得た。

〈本学主催講座〉

講座名	担当講師	実施日	応募	参加
書道教室「令和」（色紙）と「万葉集～序章～」（短冊）に挑戦	山下 紀代美（非常勤講師）	R01.06.15	18	16
大阪青山歴史文学博物館 展覧会『ふるさと北摂』見学と展示 解説	小倉 嘉夫（本学博物館主任学芸員・教授）	R01.06.27	33	28
妊婦さんのための安心講座「バースプラン」（未催行）	新增 有加（看護学科講師）	R01.07.07	2	-
夏休み特別講座 子ども講座「美術品に親しむ」	小倉 嘉夫（本学博物館主任学芸員・教授）	R01.08.04	31	30
淀川花火鑑賞会	講師なし	R01.08.10	331	106
夏休み特別講座 おもしろ実験教室「ボトルの中に“夕焼け”をつくろう」	萩原 憲二（子ども教育学科教授）	R01.08.20	145	56
親子で元気っず体操	村田 トオル（子ども教育学科准教授）	R01.09.14	10	18
食文化を伝える意義	藤原 政嘉（健康栄養学科教授）	R01.08.04	32	33

笑いヨガ ～笑うことで心も身体も健やかに～	北村 佐恵子（保健室 保健師）	R01.11.09	26	23
大阪青山歴史文学博物館 展覧会『天皇の宸翰』見学 と展示解説	小倉 嘉夫（本学博物 館主任学芸員・教授）	R01.11.14	145	12
陶芸教室(初心者対象) ～ご飯茶碗作りに挑戦～	加藤 和宏（非常勤講 師）	R01.12.16 R01.12.17	19 19	19 19
簡単「編み物」講座	古田 豊子（子ども教 育学科教授）	R02.01.15	22	17
和菓子作りに挑戦	松家 光史（非常勤講 師）	R02.01.25	21	17
加齢による「筋肉の衰え」を考える	奥野 久美子（看護学 科准教授）	R02.02.05	57	48
高齢期の食を愉しむ ー無理な食事制限を見直すー (未催行)	藤原 政嘉（健康栄養 学科教授）	R02.02.21	44	-
本学主催公開講座合計応募者・参加者（人数）			824	432

〈連携公開講座〉

開催場所	講座名	担当講師	実施日	応募	参加
池田市中央公民館	イキイキライフ脳体操 ～認 知症を知る～	西地 令子(看護 学科教授)	R01.10.16	58	52
HSN ネット公開講座	高齢期の食を愉しむ ー無理 な食事制限を見直すー	藤原 政嘉(健康 栄養学科教授)	R01.11.08	26	18
池田市中央公民館	クリスマス子ども実験教室 「電磁石実験」	萩原 憲二(子ど も教育学科教 授)	R01.12.08	65	54
箕面ヒューマンズプラザ	親子で元気っず体操	村田トオル(子 ども教育学科准 教授)	R02.01.12	28	22
連携公開講座合計応募者・参加者（人数）				177	146

公開講座の実施にあたっては、次の諸点に留意した。

- ア) 公開講座の内容については、地元自治体が標榜している「健康で豊かな暮らしができるまちづくり」「安心して子育てができるまちづくり」の一助となることを念頭において、講座づくりに取り組んだ。また、公開講座実施の際に行っているアンケート調査を参考にしたり、箕面、池田、川西の3市を中心に、各市や各種団体等の担当者と協議したりするなど、地域や市民の皆さんのニーズや意見を広く取り入れるよう心掛けた。
- イ) 各種ジャンルや幅広い世代の多様なニーズに応えられるよう、講師として本学全学科の教員はもとより非常勤講師の協力を得て、幅広い講師を配した。

- ウ) 本学の施設開放による地域貢献という観点から、学舎講義室から「淀川花火」を鑑賞していただくイベントを、初の試みとして実施した。募集人数の 3 倍以上の応募をいただき抽選となるほど、多くの市民の皆様楽しんでいただいた。
- エ) 小学生を対象に夏休み宿題の自由研究の参考になるよう、「夏休み特別講座」を実施した。結果として募集人数の倍以上の応募をいただき、保護者も含め多数の参加者に楽しんでいただいた。
- 令和 2 年 2 月 21 日に実施を予定していた「高齢期の食を愉しむ」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、やむを得ず開催中止とした。

○地域活動

ア) 女子ソフトボール部学生によるボランティア活動の実施

毎週水曜日の朝、女子ソフトボール部学生が駅周辺の清掃活動を実施した。この清掃活動は 9 年継続して実施しており、着実に市民の皆さんにも認知されるようになってきていて、作業中に市民の皆さんから声を掛けていただくことも多くなり、学生の大きな励みになっている。また、箕面市と箕面市消防本部の要請を受けて、平成 29 年 12 月に発足した学生消防隊「MATOY(マトイ)」の活動も継続して行った。令和 2 年 1 月 3 日の「出初式」や 1 月 17 日の防災訓練への出動をはじめ、救命講習会への参加、箕面駅前でのちらし配りなど、消防団の P R 活動や火災予防の啓発活動等に従事した。

イ) ガンバ大阪連携事業

学生自らが連携事業の内容を計画、立案して実施する、「ガンバ大阪連携プロジェクト学生チーム」を新たに結成。健康栄養学科を中心に 1 年次生の学生 40 名以上が参加しミーティングを重ね検討した結果、①「骨密度測定」②子ども向け「サッカーボーリング」の 2 事業を、公式戦ホーム最終戦の日(R01.11.30(土))に、スタジアム前 G パークの特設テントで実施した。健康栄養学科では、「骨密度測定」は 2 年次生より本格的に学修を開始するが、プロジェクトチームの学生は教員の協力を得て測定機器取扱い練習を重ねたほか、骨粗しょう症対策のための食事メニューや生活習慣に関する学修に励むなど、事前準備に積極的に取り組んだ。当日は、キックオフまでの 3 時間ほどの短時間のイベントであったが、「骨密度測定」に 90 名以上のサポーターが列をなした。また、「サッカーボーリング」には延べ 200 名以上の子どもたちが挑戦し、ゲームを大いに楽しんだ。

ウ) 各自治体や団体主催のイベント等への協力参加、市民講座等への講師派遣等

- 給食材料の放射性物質検査（継続事業）…箕面市教育委員会から依頼を受け、箕面市から無償貸与された放射性物質検査機器を使って、幼・保育園給食材料の放射性物質の検査を実施した。本学教員と学生が、毎月 2 回程度定期的に持ち込まれる給食材料の検査を行い、検査結果を箕面市教育委員会へ報告した。
- 講演・講師派遣等の協力

〈箕面市〉

- ・令和元年 7 月、教員と学生が「箕面市生涯学習教室 シニア塾」の料理教室について、本学の実習施設にて講師を務めた。
- ・令和元年 9 月に教員が、「みのおアイデアメニューコンテスト」の審査委員を務めた。
- ・教員が「箕面市立公民館運営審議会」及び「生涯学習センター運営審議会」の委員に、一昨年度から継続して就任した。
- ・職員が「メイプル文化財団理事」に、一昨年度から継続して就任した。
- ・職員が「メイプル文化財団企画運営委員」に、一昨年度から継続して就任した。
- ・箕面市産と食推進室の依頼により、本学教員が箕面市における「食育」についての調査、研究等について、アドバイスや考察を行った。

〈川西市〉

- ・教員が「川西市健康づくり推進協議会」の委員に、一昨年度から継続して就任した。
- ・川西市東谷コミュニティからの依頼により、同コミュニティの「文化講座」として、大阪青山大学歴史文学博物館の主任学芸員による講演と同博物館見学及び、「子どもかるた大会」の会場提供を、令和元年 12 月 22 日(日)に実施した。

〈池田市〉

- ・教員が「池田市図書館協議会」の委員に、一昨年度から継続して就任した。
- ・大阪府民カレッジ池田校の講師として 1 名の教員と学生が、令和元年 12 月 14 日(土)に料理実習と栄養と健康についての講義を本学内で行った。30 名を超えるカレッジの受講者やスタッフが参加し好評を博した。

● その他の活動

a 能勢町商工会の依頼により開発した新商品の販売イベントへの参加

昨年、能勢町商工会からの依頼で能勢町産のブルーベリーを使った、新商品(加工品)「かき氷のシロップ」の開発に至っていた。本年度も引き続き、同商品の改良とこれを販売・アピールするイベントへの応援参加の依頼が能勢町商工会からあり、調理製菓学科製菓コースの教職員と学生が参加した。

b 能勢電鉄「一の鳥居」駅前活性化に協力

地元自治会バリアフリー化委員会や川西市等からの要請を受け、一の鳥居駅の利用者を増やすため、ハイキングイベント開催に協力した。本年度のイベント協力は、通常の「能勢電ハイキング」より更に規模の大きい「関西中小私鉄合同ハイキング」への協力であったこともあり、ゴール地点として本学北摂グラウンドの提供に加え、ハイキング参加者に本学歴史文学博物館の特別拝観と主任学芸員の展示解説を提供した。その結果、同イベントでの最大規模の 1,600 名以上人に参加いただいた。また、博物館も 400 名以上の来館者があった。

エ) 学生の参加

以上の地域活動には、できるだけ多くの学生が参加し、学内の授業では得られない社会との触れ合いや実務を経験してもらえよう努めた。公開講座 18 講座のうち、5 講座に 17 名の学生がサポート役として携わった。また、「箕面市生涯学習教室 シニア塾」の料理教室に、学生 6 名もサポート役で参加した。「大阪府民カレッジ池田校」の料理教室に、学生 7 名もサポート役で参加した。

学生も参加したその他の各種イベントや事業等は下記のとおりである。

- ・ 学生が、箕面市立の子育て支援施設で行われたイベントにボランティア参加し、運営に協力した。また、市立小学校で実施された、放課後の子ども見守り活動にも、ボランティアで参加した。
- ・ 箕面市青年会議所主催の「わんぱく相撲」の運営の補助に、学生 3 名が参加した。
- ・ 箕面市立病院「医療フェスタ」への協力…箕面市の依頼により、令和元年 5 月に健康栄養学科の教職員と学生が標記イベントに協力参加し、市民病院で SAT システムを使った食事相談を実施した。
- ・ 「箕面まつり」への参加（令和元年 7 月）…BIGBAND サークルが“ステージ”へ、女子ソフトボール部が“パレード”へ参加した。
- ・ 「大阪市食育キャンペーン」への協力…大阪市の依頼により、令和元年 7 月に健康栄養学科の教職員と学生 10 名が標記 イベントに協力参加し、イオンモール鶴見緑地店の特設コーナーで、SAT システムを使った食事相談を実施した。
- ・ 「箕面市食育大会」への協力…箕面市の依頼により、令和元年 11 月に健康栄養学科の教員と学生 8 名が本イベントに協力参加し、メイプルホールの特設コーナーで SAT システムを使った食事相談を実施した。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座、学生主導型の地域貢献、自治体等からの依頼に応える様々な催しへの参画などによって、一定の地域貢献活動が展開できている。本学の教育研究資源、また教職員、学生といった人的資源の供給という形で、今後の活動をさらに活性化させるべく検討を続けている。今後はより学生の主体性・能動性を発揮することができるよう、大学全体としての推進体制を整える。

[基準 A の自己評価]

昨年度の特異な状況を除外すれば、公開講座の開設状況は年々充実しており、地域の方々にも次第に浸透してきている。リピーターとしての参加者も増加し、参加上限を上回る応募状況も多々見受けられ、残念ながらお断りをしているケースも増えてきている。実施時にはつねにアンケート調査を行っており、その結果を反映してその後の開催に繋げるといった P D C A サイクルも実現できている。

また、学生主体の活動もソフトボール部、ガンバ大阪連携プロジェクトなど継続的に実施できおり、学生の能動的な学びの場としても機能しながら、大学としての地域貢献が続けられている。

さらに、近隣自治体や各団体等からの要請にも積極的に応じており、市民講座等への教職員の派遣回数も年々増加している。

以上のことから、地域に根差す小規模大学として、地域住民に対する本学保有の教育・研究資源提供は、十分に実現できていると評価できる。

V. 特記事項

1. 初年次教育・資格支援教育

健康栄養学科では、初年次のキャリア教育科目として「管理栄養士入門」を開講し、管理栄養士が活躍する病院、施設、食品メーカーなどから直接講師を招聘した学びを実践している。さらに令和2年度には「キャリアデザイン」科目の開講を検討しつつ「管理栄養士入門」は1年次生におけるキャリア教育の導入として位置付けていくとともに、2年次生には3コースに分かれて、「コース特別活動」として、管理栄養士に求められる資質・能力について理解を深められるよう、さまざまな分野で活躍する管理栄養士を招き、講義を行った。「コース特別活動」を通じて、管理栄養士としての意識の向上につながるキャリア支援を強化している。3年次生からは「卒業研究」を通じた継続的なキャリア教育の実施を企図している。

管理栄養士国家試験対策は学科教職員全員できめ細やかな支援を行っている。4年次に国家試験対策における学生カルテを作成し、個々人の学修状況の把握に努め、国家試験対策講座として教員による講義や過去問題集の配布、自習時間における個別対応を実施している。国家試験対策室の体制強化にも取り組んでいる。学科教職員で対策室を組織し、国家試験対策の強化を図り、外部講師を招き、試験対策の技術面に関して指導を行っている。模擬試験は月1回以上実施し、学生の学修状況の把握を行っている。

子ども教育学科では、初年次のキャリア教育科目として「キャリアデザイン」を開講しているが、これについてはゼミ形式を導入し、学科全教員による少人数制教育を実現させている。これにより、学生の個別課題を担任とゼミ担当教員が共有しながらの連携・支援が可能となった。

新入生歓迎行事も毎年学科独自の内容にて実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大のため止むを得ず未実施となったが、学科全教員とピアリーダーが関与する学科独自の入学前教育の導入によって、入学前からの新入生同士のコミュニティを形成することができている。

また、担任制度を活用しながら「特別時間」(クラス・学年・学科単位で活用できる単位外科目)にて個人面談を実施し、学生生活及び進路支援等への対応を行っている。そこから浮かび上がった支援上の課題については学科内で情報共有し、適切な個別指導や支援になるよう努め、また就職支援については、子ども教育学科と保育・教職支援室及び、進路支援センターとの相対的独自性をふまえた支援強化に努めている。

看護学科においては1年次の夏季休業中から実習科目「基礎看護学実習Ⅰ」を展開し、他大学ではあまり実施されていない1年次前期段階の現場での学修を全員に履修させている。これには各現場における実地指導に専任教員が毎日帯同する体制を整え、現場の師長をはじめとする指導者と密接に連携しながら、安全面にも十分配慮した実習指導を行っている。こちらも同様にキャリア形成のうえで学生の意識向上に大きな効果をあげている。

看護師国家試験対策については4年間の国家試験対策プログラムを作成し、計画的に国家試験合格の支援をしている。その内容は、昨年同様に外部講師の招聘と5回の模擬試験の実施に加えて専

門基礎教員による支援の強化である。令和2年度は新2年生、3年生及び4年生の学修の取組みが消極的であることを鑑み、3月末に新2年生及び3年生に対して、専任基礎教員による国家試験対策を2コマずつ実施するとともに新4年生には外部講師による講義を4コマ実施した。さらに保健師課程の学生8名には、上記対策に付加し、保健師国家試験対策講座及び模試を実施している。その結果、令和3年度の保健師国家試験合格率は昨年同様100%を達成している。

2. コース制の導入による個別最適化教育

健康栄養学科においては、平成31年（令和元年）度入学生から、個々の進路希望、興味関心の多様性に応じる形でそれぞれに異なる特色を備えた3つの履修コースを設置した（コース選択は1年次終了時点）。

その一つである「医療栄養コース」は、その名の通り医療の現場で活躍できる実践力の養成を中心に学修をすすめるコースである。ここでは基本となる管理栄養士国家試験受験資格に加え、NR・サプリメントアドバイザーや健康運動実践指導者資格の取得を推奨し、病院のほか高齢者福祉施設などへの進路を希望する学生の学びが多角的に展開できるよう配慮した教育が展開される。

続いて「食育・栄養教育コース」では、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた食育が推進できる人材の養成を主眼とするコースである。栄養教諭一種免許状の取得もできるカリキュラムとし、フードスペシャリストといった民間の資格も取得可能とする。小学校や附属幼稚園、地域の保育園と連携した食育活動実践の機会も設けて現場に即した学びが進められるようにする。

三つめは「フードマネジメントコース」である。食に関する深い知識と技術をもとに、商品開発、メニュー開発や食の安全に関わる業務に携わることのできる人材を養成する。食品衛生監視員、管理者の任用資格やフードサイエンティスト資格（民間）取得もサポートしながら、食品関連企業や食品衛生分野への人材輩出を主眼としたカリキュラムを展開する。

さらに、令和2年度からはもう一つのコース「健康スポーツ栄養コース」を設置した。こちらは健康づくりを目的とした食事と運動の方法論についての学びを基調とし、プロスポーツチームと連携した実地に即した学びも展開するコースである。卒業後には健康運動指導士や公認スポーツ栄養士の資格取得も目指せるコースとする。

一方、子ども教育学科においては平成29年度入学生からすでに3つのコース制を採用している。一つは小学校教諭をめざす「初等教育コース」であり、教諭としての基礎力の養成をもとに、授業づくり、学校づくりに寄与できる応用力の養成を主眼に、教員採用試験の対策にも重点を置いた教育を展開している。

二つ目のコースは「保育コース」である。子どもの発達についての深い学びを展開するとともに、器楽や造形などについても充実した学修がすすめられるよう配慮している。

もう一つのコースが「子ども福祉コース」である。こちらは近年需要が高まっている特別な教育的ニーズに応える知識・技能の養成を中心におくコースであり、多様な「生きづらさ」を抱える子どもに寄り添える技量を醸成する。保育士や児童指導員といった職を目指す人材を育てていく。

なお、子ども教育学科においてはこの3つのコースいずれにおいても、小学校教諭・幼稚園教諭・

保育士の3つの免許資格を取得することが可能となるカリキュラム編成としており、学生の幅広いニーズに応えながら資格取得支援を行っていく体制を整えている。

3. 教養教育の一環としての伝統文化教育

本学の使命「わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を養成」というところに基づき、わが国の伝統文化に関する学びを展開する科目を共通教育必修として設置している。ここでは、日本の歴史・文化の流れを概観しながら、年中行事、食文化、和歌や俳句といった言語文化、能や文楽、歌舞伎などの伝統芸能、茶道・華道・書道などに関する入門的知識の習得といった内容がふくまれ、さらには本学の附属施設である「大阪青山歴史文学博物館」の見学と所蔵資料に関する解説を含んだ授業内容が展開されている。（健康栄養学科と子ども教育学科における授業科目は「伝統文化に学ぶ」、看護学科においては「伝統文化の世界」。）

なお、看護学科では「上方まなび学」という選択授業科目も開講し、京都大阪を中心とする上方文化・伝統芸能について知識を深めるとともに、学外での歌舞伎鑑賞体験も取り入れた授業内容を展開し、学生の興味関心をさらに深められるよう配慮している。